

平成30年第4回(12月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	12月10日	月	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第2日	12月11日	火	本会議	一般質問（閉会中の継続調査申し出期限）
第3日	12月12日	水	休会	議事整理
第4日	12月13日	木	本会議	議案審議（質疑・討論・採決）

# 平成30年第4回（12月）波佐見町議会定例会会議録目次

## 第1日目（12月10日）（月曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	3
1. 請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願（総務文教委員会に付託）	5
1. 一般質問	
城後 光 議員	6
(1)インターネット利用促進について	
(2)有害鳥獣駆除対策について	
中尾 尊行 議員	24
(1)学校給食センターの現状及び今後について	
石峰 実 議員	37
(1)農業振興を図る基盤整備関連の諸施策について	
(2)町内の公園、名所旧跡や観光見学施設等の管理と活用について	
福田 勝也 議員	53
(1)観光事業について	
(2)教育行政について	
北村 清美 議員	67
(1)波佐見・有田インター駐車場の有料化について	
(2)自治会との協働について	
(3)平成31年度の予算編成について	
1. 散 会	86

## 第2日目（12月11日）（火曜日）

1. 開 議	88
1. 一般質問	
脇坂 正孝 議員	88
(1)「旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂」（以下「旧講堂」）について	
(2)高速バスの波佐見・有田インター駐車場について	
堀池 主男 議員	103
(1)マイナンバーカードについて	
(2)運転免許証の自主返納制度について	
(3)環境美化について	

川田 保則 議員	118
(1) 農業施策について	
(2) 医療施策について	
三石 孝 議員	132
(1) 環境行政について	
(2) 予算の調整について	
1. 散 会	151

#### 第4日目（12月13日）（木曜日）

1. 開 議	154
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	154
・ 発委第1号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則	
・ 発委第2号 波佐見町議会傍聴規則の一部を改正する規則	
・ 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
・ 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
・ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
・ 平成30年度各会計補正予算	
・ 波佐見町手話言語条例	
・ 波佐見町上下水道事業運営審議会条例	
・ 東小学校プール改修工事請負契約の変更について	
・ 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	
1. 閉会中の継続調査	207
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	208

## 第 1 日目（12月10日）（月曜日）

### 諸 報 告

- 1 議長報告
  - (1)総務文教委員会の委員について
  - (2)産業厚生委員会の委員について
  - (3)議会運営委員会の委員について
- 2 諸報告
  - (1)委員会報告
  - (2)例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

### 議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府  
に対し提出を求める請願  
(上記1件 総務文教委員会に付託)
- 第 5 町政に対する一般質問

第1日目(12月10日) (月曜日)

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	中村	和彦	主任書記	伊東	晶子
--------	----	----	------	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	本山	征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	楠本	和弘
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	宮田	和子
教育長	中嶋	健蔵	教育次長	福田	博治
給食センター所長	林田	孝行	総務班係長	松添	博
企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊			

---

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第4回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

#### 諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸報告を行います。

1、議長報告であります。

総務文教委員会の委員、産業厚生委員会の委員及び議会運営委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のとおり指名しました。

また、各委員会において正副委員長の互選が行われ、総務文教委員会委員長に尾上和孝委員、副委員長に中尾尊行委員、産業厚生委員会委員長に太田一彦委員、副委員長に百武辰美委員、議会運営委員会委員長に百武辰美委員、副委員長に中尾尊行委員が選出されています。

2、諸報告であります。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 太田一彦議員、12番 堀池主男議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの4日間と決定しました。

### 日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、町政の主な事項について御報告申し上げます。

ことしも1年を通じ、さまざまな行事やイベントが盛んに行われ、年々にぎわいを見せていることは大変喜ばしい限りであります。特に、本町最大の行事であります波佐見陶器まつりは、ことし60回を迎え、記念式典では、記念書籍の出版披露や中村法道知事、金子原二郎参議院予算委員長、河野茂長崎大学学長をはじめ、多くの御来賓の御臨席のもとに盛大に開催され、まつり期間中は過去最高の32万9,000人の人出でにぎわいました。そのほかにも、ことしから新たにJAと共催で開催された波佐見農業まつりや中尾桜陶祭、鬼木棚田まつりなどをはじめ、各地域で開催されるイベントなど、いずれも盛会裏に終了することができました。

このように、年々にぎわいを見せてきていることは、関係皆様方の積極的な御理解と御協力、さらには町民皆様の連帯意識の向上と地域づくりに寄せる熱い思いによるものと深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

また、平成28年9月から耐震補強修復工事を進めてまいりました旧中央小学校講堂兼公会堂が5月に完成し、NPO法人波佐見講堂ファンクラブ主催による記念コンサートが6月24日に開催され、500人を超える参加者の皆さんは、音響を生かしたすばらしい歌声に魅了されていました。来年4月から正式に多目的ホールとして運用を図ってまいります。

さらに、県営土地区画整理事業として計画が進められてきました、駄野地区圃場整備事業は、収益性の高い営農を図るため、平成34年度完成を目指し、10月29日に着工されました。

また、世界的な温暖化の中で子供たちが安心して授業が受けられるよう、今年度、小中学校教室に扇風機を設置しましたが、特にことしの夏は熱中症による死者が続出するほどの猛暑が続き、来年以降もそのような事象が続くことが予想されることから、子供たちがより良好な環境で授業を受けられるよう、小中学校にエアコン設置の予算を本議会に追加提案させていただきます。

また、西日本豪雨災害や北海道地震など、ことしも全国各地で多くのとうとい命が失われるなど甚大な被害が発生しましたが、本町においては幸いにも大きな災害もなく、平和のうちに年の瀬を迎えることができますことを、町民皆様とともに喜びたいと思います。

さて、国政につきましては、10月24日、本日12月10日までの日程で臨時国会が開かれ、西日本豪雨災害や北海道地震に対応する第1次補正予算や、水道事業の根幹にかかわる水道法改正法や、少子高齢化に伴い外国人労働者の受け入れを拡大する入管難民法改正法などが可決されました。また、来年10月に計画されている消費税10%引き上げについては、その対策としてプレミアム付き商品券の発行など、9項目が決定されましたが、本町で対応すべきものについては的確に対応するよう努めるとともに、これからの平成31年度予算編成を注視し、可能な限り本町の新年度予算への反映を目指してまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第58号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、今回7億1,100万円を追加し、補正後の予算の総額を76億1,300万円とするものであります。補正の主なものは、歳入では、ふるさとづくり応援寄附金、基金繰入金、国庫支出金、町債等の増額が主なもので、歳出では、ふるさと納税管理費、保育園子ども園給付費、定住奨励費、小中学校空調設備費、災害復旧費等の増額が主なものであります。

議案第59号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回45万円を追加し、補正後の予算の総額を13億5,445万円とするものであります。補正の主なものは、歳入では諸収入、歳出では保険給付費のうち介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費の組み替えと地域支援事業費の増額が主なものであります。

議案第60号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、今回55万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,210万8,000円とするものであります。補正の主なものは、歳入では一般会計繰入金の増及び上水道事業会計繰入金の減で、歳出では処理場管理費等の増額が主なものであります。

議案第61号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正であります。今回は支出のうち営業費用24万6,000円の増額であります。

議案第62号 波佐見町手話言語条例については、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると位置づけられたことに伴い、手話に対する理解と普及を推進するため、本条例を制定するものであります。

議案第63号 波佐見町上下水道事業運営審議会条例については、平成32年度から10年間の水道事業総合計画を策定するに当たり、事業の経営や施策の推進に関し、客観性、透明性、妥当性を高めるために本条例を制定するものであります。

議案第64号 波佐見町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴い特別職を含む国家公務員の給与等の改定が行われましたので、それに準じて、議会議員及び特別職並びに一般職の職員の給与等を改定するために関係条例の一部を改正するものであります。

議案第67号 東小学校プール改修工事請負契約の変更については、9月開催の第3回議会定例会において、工事請負契約締結の決定をいただき、工事も順調に進んでいるところであります。主に外周ブロック積みをコンクリート擁壁に変更する必要が生じたため、変更契約の締結を行うものであります。

議案第68号 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、地方自治法の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る佐世保市との連携協約を締結することに関し、佐世保市と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

#### 日程第4 30請願第1号

##### ○議長（今井泰照君）

日程第4. 30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となりました、30請願第1号 「消費税率10%への引き上げ中止を求める意

見書」を政府に対し提出を求める請願は、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、30請願第1号については、総務文教委員会に付託します。

#### 日程第5 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第5. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

おはようございます。それでは通告に従いまして質問させていただきます。

1、インターネットの利用促進について。

全国的にインターネットを使ったサービスの利用率が高まり、町内でもスマートフォンをふだん使われている方は年齢を問わず増加しています。一方で、郵便需要の減少などにより料金が値上げされ、今後は配達日数の削減などにより、配達スピードのおくれも懸念されています。

そこで質問いたします。

(1) コスト削減のため、郵送による通知を減らし、メール等の電子通知を増やしていく考えはないのでしょうか。

(2) 公共施設予約をインターネットで行えるようにシステム改善を図ることはできないのでしょうか。また、施設利用状況について、利用者など内容を具体的に表示することはできないのでしょうか。

(3) 本庁舎、総合文化会館、波佐見講堂等の町施設及び避難所に指定されている自治会施設について、Wi-Fi環境を整備し、町民また町外からの来訪者が利用できるような仕組みにできないのでしょうか。

(4) 来年の消費税増税実施とあわせて検討されているキャッシュレス決済によるポイント還元に向けて、本町の小売及び業関係者など、サービス非対応の小規模事業者向けの支

援方針はどうなっているのでしょうか。

(5) 母子手帳のアプリ提供など、現在、紙媒体のみにて提供されている行政サービスについて、情報交換の迅速性・効率性を鑑み、ICTサービスを導入する考えはないのでしょうか。

次、2番目、有害鳥獣駆除事業について。

本町におけるイノシシの捕獲頭数は10月末時点で500頭を超え、農業被害が各地で生じています。来年度から県の捕獲報奨金が減額となる方針と聞いておりますが、有害鳥獣捕獲隊員の負担も大きく、従事者が高齢化していることもあり、鳥獣捕獲を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、この夏には食肉処理施設が営業を開始され、飲食店にてジビエ料理を取り扱う事例が生じるなど、町内事業所のジビエに対する取り組みが顕著となってきています。

そこで質問です。

(1) 本年度の有害鳥獣被害状況はどうなっているのでしょうか。

(2) 町内の捕獲従事者数、年齢構成はどうなっているのでしょうか。

(3) 新規狩猟者に対する猟具貸し出しなど、新たな支援を行う考えはないのでしょうか。

(4) 初期に設置されたワイヤーメッシュが耐用年数を超えますが、更新などの対応方針はどうなっているのでしょうか。

(5) ジビエ加工施設及び提供飲食店に対して、どのような支援を行う考えでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、インターネットの利用促進について。

全国的にインターネットを使ったサービスの利用率が高まり、町内でもスマートフォンをふだん使いされている方は年齢を問わず増加している。一方で、郵便需要の減少などにより、料金は値上げされ、今後は配達日数の削減などにより、配達スピードのおくれも懸念される。そこで、コスト削減のため、郵送による通知を減らし、メール等の電子通知を増やしていく考えはないかという御質問ですが、郵便等の通信費に関しては日ごろから心がけてコスト削減にも努めているところです。

御指摘のようなメール等の電子通知についても当然効果があるものと思いますが、どのような通知が電子メールで可能なのか、現在でも研究をしているところです。マイナンバーカードを活用したマイナポータルでは、子育てワンストップサービスで電子通知が可能です。また、個別の業者からは、帳票Web配信サービスという手法の提案などもあります。

今後もいろいろな手法が出てくると思いますので、コストなどの合理性や他に及ぶ支障がないのか、選択と検証をしながら増やしていくべきものと考えています。

次に、公共施設予約をインターネットで行えるようにシステム改善を図ることはできないか、また、施設利用状況について、利用者など内容を具体的に表示することはできないかという御質問ですが、本町の公共施設予約システムは長崎県が開発したクラウドシステムで、平成24年度から導入しています。現在は、電話や窓口で予約があったものを内容確認の上、職員がシステムに入力し、インターネット上に予約のありなしのみを表示しています。

議員お尋ねのインターネットで予約ができるようになるかですが、機能的には備えていますが、同じシステムでインターネット予約を導入している自治体では、自由に予約が可能となるため、仮予約が増加し、その確認に時間と労力を割いていることから、本町では行っていないところです。このため、先行団体の事例も参考の上、全体的なシステムのあり方について調査を行いたいと思います。

なお、施設利用内容については、表示機能がありますので、申請者の同意が得られたものは、イベント内容等を順次インターネット上に表示したいと思います。

次に、本庁舎、総合文化会館、波佐見講堂等の町施設及び避難所に指定されている自治会諸施設について、Wi-Fi環境を整備し、町民または町外からの来訪者が利用できるように仕組みができないかという御質問ですが、町が設置しているWi-Fi環境は、はさみ温泉、観光交流センター、中尾山交流館・伝習館の観光に訪れる方に配慮したものが主体で、文化会館や自治会施設など災害の避難者に配慮した環境は整備していません。

国内での契約者であれば、Wi-Fiがなくても通信の環境は整っていますし、設置するとなれば、当然、設置費用やランニングコストも必要ですので、費用対効果も研究しながら、外国人等の国内でのインターネット弱者を優先的に配慮したWi-Fi環境整備を図っていくべきと考えています。

次に、来年の消費税増税とあわせて検討されているキャッシュレス決済によるポイント還元に向けて、本町の小売及び窯業関係者など、サービス非対応の小規模事業者向けの支援方

針はという御質問ですが、報道によりますと、政府は来年10月の消費税増税に向けた対策の基本方針を公表しました。その中の一つの対策として、キャッシュレス決済を対象としたポイント還元が検討されています。還元率も消費税率の引き上げ幅を超える5%、還元期間を増税後9カ月間で検討することを表明されているようです。しかしながら、日本のキャッシュレス決済の比率は、クレジットカード決済を含めても2割程度と低く、普及がおこなわれている状況にあります。

そのような中、スマホ決済市場にはIT大手が相次いで参入し、それぞれの特徴あるサービスが展開されております。加えて、全国の銀行や地域金融機関が連携してスマホ決済サービスに乗り出し、加盟店手数料を1%台で調整するとの報道もあっており、非対応の小規模事業者向けのサービス構築で、顧客獲得に向けて民間の競争も激しさを増してくるのではないかと思います。というものの、中小の小売店などは、カード決済システムの導入そのものに煩わしさを感じている例も少なくない。短い期間のうちにカードを導入する判断まで至らない可能性もあるのではないかとされています。

本町での対策をとることですが、このように既に民間においてさまざまな対策が検討されていることや、まだまだ不透明な部分も多いことなどから、政府や経済界の動向を注視して、様子を見きわめていきたいと考えています。

次に、母子手帳のアプリ提供など、現在紙媒体のみにて提供されている行政サービスについて、情報交換の迅速性・効率性を鑑み、ICTサービスを導入する考えはあるかという御質問ですが、情報通信技術の進歩により、便利な機能を安価な費用で利用できる環境が急速に広まっており、行政事務の中でも活用できるものが増えつつあるようです。どのようなものがあるのか、まだ情報不足の面はありますが、それらの機能は、便利さだけでなく、スピードや確実性においても合理的なものがあると思われまます。

情報をいただきました母子手帳のアプリケーションも、導入している他団体の状況を伺ってみました。現時点ではまだ紙媒体を減らせる状況でもなく、健診等の通知も郵便で行っているなど、二重管理の実態も残っているとの情報もありました。

スマートフォンがここまで普及している今日、ICTサービスは当然活用していくべきと思いますが、導入に当たっては、利便性や費用対効果、普及の見込み、継続性などを総合的に評価しながら判断していかなければならないと考えています。

次に、有害鳥獣駆除事業について。

本町におけるイノシシの捕獲頭数は10月末時点で500頭を超え、農業被害が各地で生じている中、来年度から県の捕獲報奨金が減額となる方針と聞くが、有害鳥獣捕獲隊員の負担も大きく、従事者が高齢化していることもあり、鳥獣捕獲を取り巻く環境は厳しさを増している。一方で、この夏には食肉処理施設が営業を開始し、飲食店にてジビエ料理を取り扱う事例が生じるなど、町内事業所のジビエに対しての取り組みは顕著になりつつある。

そこで、本年度の有害鳥獣被害状況はどうなっているのかという御質問ですが、本町の有害鳥獣被害については、イノシシによる被害が確認されておりますが、本年度の被害状況を申しますと、被害面積6.4ヘクタール、被害額303万1,000円となっております。この5年間では平成28年度をピークに減少傾向にあると言えます。一方、捕獲頭数では、本年度は10月末現在で632頭が捕獲されており、昨年度の664頭に迫る勢いで捕獲されている状況を見ますと、被害額減少の背景には、日ごろから有害鳥獣駆除に従事いただいている捕獲隊員の方々の御尽力のたまものであると感謝いたしているところであり、今後とも鳥獣被害防止対策には万全を期してまいりたいと思います。

次に、町内の捕獲従事者数、年齢構成はどうなっているのかという御質問ですが、本町が実施隊員として委嘱しているのは現在30名ですが、その内訳は、30歳から40代が2名、50歳から60代が17名、70歳から80代が11名で、そういう状況でございます。

実施隊員が所属する長崎県猟友会波佐見支部では、議員御指摘のように高齢化が進み、捕獲活動にも負担が生じている状況であり、新たな会員の募集活動もあわせて行われているところです。昨年12月には町広報紙を通じて、イノシシ被害の状況や防止対策、猟友会への加入促進などについて周知を図ったところです。

次に、新規狩猟者に対する猟具貸し出しなど、新たな支援を行う考えはないかという御質問ですが、猟具の貸与については、平成26年度に16基の箱わなを導入し、猟友会を通じて実施した経緯がありますが、その後は猟友会からの要望に応じて対応しています。

この猟具の導入に関しては、東彼3町で設置しています東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会において、国の補助事業を活用し、3町の要望に応じて購入しているところですが、本年度はアライグマ用の小型箱わな20基を計画しています。また、来年度においては、イノシシ用の箱わな10基を要望することにしておりますが、予算の確保次第でありますので明言はできませんが、導入ができれば希望者への貸し出しは可能であります。

次に、初期に設置されたワイヤーメッシュが耐用年数を超えるが更新などの対応方針はと

いう御質問ですが、この案件については、平成29年8月に開催された産業厚生委員会においても質問がありましたが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、農林業用で金属造の構造物は14年と定めてあります。このことについては事前に県の見解を聞いておりましたので、委員会での答弁では、当該年数が経過した場合は張り替えが可能である旨お伝えしておりましたが、再度県に照会したところ、現段階では国の取り扱いが明確に示されない状況であり、今後国との継続的な協議が行われるという経緯でありますので、更新への対応についてはしばらくお時間をいただきたいと思います。

次に、ジビエ加工施設及び提供飲食店に対してどのような支援を行う考えかという御質問ですが、ジビエとは、イノシシや鹿などの野生鳥獣の食肉を意味するフランス語ですが、欧州では高級食材として重宝され、貴族の伝統料理として発展してきた食文化です。国においても、鳥獣被害対策と連動したジビエの利用拡大に向けた施策を展開しており、捕獲から搬送、処理加工ができるモデル地区を選定し支援するというものです。ジビエ利用の現状では、イノシシや鹿の捕獲頭数に占める利用率は1割以下ということで、需要の拡大や処理施設の整備などが課題となっているようです。

本町にも本年6月に民間主導による食肉処理施設が開設されており、猟友会員との連携により好調な運営が展開されているようですので、さらに良質な食肉が継続的に搬入できるよう、側面から支援してまいります。

また、町内の飲食店には、ジビエ料理を提供されるお店があると聞いておりますが、その反応がどうなのかわかりませんが、まだまだ地方においては、ジビエ料理をおいしく食するという感覚は希薄のような気がいたしますので、観光協会や地域おこし協力隊員などと連携し、あらゆる機会を通じて情報提供などを行うことで需要拡大につなげたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

まず1項目め、インターネットを使ったものを進めてほしいという質問に関しては、ほぼゼロ回答なんで、それは後に回します。

第2番目の有害鳥獣駆除事業についてなんですけど、まず、今、町長からも答弁されたんですけど、6月から食肉処理業者さんが井石郷のほうで操業を開始されて、受け入れを進められてます。業者さんに伺いました。まず、どういう状況かというのを確認したんですね。

7月から11月まで、頭数でいうと180頭ほど受け入れられているっていうふうに伺ってます。今、答弁にあったんですけども、波佐見町で10月末までに632頭捕獲されているということなんですけども、この受け入れてる頭数は、波佐見町だけではなくて、東彼杵町、嬉野市、あとは有田町、近隣の市町からも受け入れられてるみたいなので、波佐見町のものが全ていってるわけではないんですけども、かなり、始めてすぐにしてはすごく効果を上げられているっていうふうに業者さんから伺ってます。

ほかにも、長崎県内では民間主導ではなくて行政が支援して食肉処理場をやられているところがあるんですけども、なかなか受け入れがうまくいってなかったり、流通がうまくできてなかったり、課題を抱えているところがある中で、非常に順調に始まっているのかなと思います。

それで、その実際受け入れた頭数でどういう形になっているか、あわせて業者さんに聞いたんですけど、それを具体的に食肉にされている量というのが、7月、8月、9月、10月と、前月を上回るペースで毎月増えていってるんですね。具体的な数字とかは営業にかかわるので公表できないということだったんですけども、かなり増えていっています。11月は若干イノシシ自体が落ち込んでいるそうなので、イノシシが捕れないみたいなので生産は落ちてるみたいなんですけど、ただ、毎月順調に、イノシシが入荷すれば、それを出荷されてます。

というのが、今、やられている事業者さんが飲食店を都内とか福岡市内に営業されてるところなので、流通がしっかりしてるっていうことですね。それで、こういう形で受け入れたものをきちんと営業になるような形でやられている。これが、本町として、言ってみれば財政的な負担をなくして、うまく回る形ができてるんです。ぜひこういう動きを活用というか、一緒になって、民間事業者さんと連携をうまくしながら、今後も普及するような形で、猟友会の皆さんとも協力をいただきながら進めていただきたいなと思います。

答弁の中でもあったんですけども、まだまだジビエ料理に対する認識というのは、今まで波佐見は特にそうなんですけど、もらうっていう文化があったんですね。イノシシとれたら、もらうっていう。買うっていう文化がなかったの、まだまだかとは思いますが。ただ、いろんな形でその処理業者さんから買われてるケースも徐々に増えてますので、ぜひそういう認識を増やしていただきたいなというふうに思います。

ここで重ねての質問なんですけど、今、教えていただいた、イノシシの捕獲に関しては、東彼杵町と川棚町、本町と3町で協議会をつくられて進められてるんですけども、本町以外

にも川棚町でも食肉加工業者をやられているっていうふうには伺ってるんですけども、その業者さんと連携して、例えばイノシシの捕獲のチェックをそういう事業者さんに委託するとか、今、職員さんがやられてる作業を将来的に委託するっていう考え方はないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今、ジビエの加工所が今年6月に開設をされて、順調に推移をしているという状況でございます。今現在のイノシシの搬入につきましては、御承知のとおり、役場のほうに大型冷蔵庫を設置をいたして、基本的には役場のほうに搬送していただくというふうな形をとっております。そういった流れを少し、今、検討を担当のほうとやっておりますけども、さらにジビエの拡大ができるように、そういった加工処理施設にそういった大型冷蔵庫を設置をして、極力、埋設とか焼却処分にならないような方向で今、検討を進めておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ありがとうございます。課長がおっしゃったように、ぜひですね。具体的にそんな財政支援かからないと思うんですね。例えば、冷蔵庫、町で置いている部分を業者さんのほうに置いてもらうとか、そういう形であれば、特に何か費用がかかるという問題じゃないので、そういう形で側面的な支援をぜひしていただきたいなと思うんですけど。

ちょっと気になるのが、猟友会の総会のときに話があったんですけど、長崎県としては捕獲報奨金のほうをちょっと減らすという方向というのを伺ったんですけど、その辺っていうのは今どういうふうに担当課としては認識されてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

捕獲報奨金については、こちらのほうとも、るる県のほうから調査があつておるところでございます。御承知のとおり、県もいろんな事業の見直し、改善がされて、一つの政策評価ということで、拡充をしたり、削減をしたり、現状維持であつたりとか、そういった見直しをされてる状況の中でございますけれども、この捕獲報奨金については、県のほうからも年間を通じて報奨金が入ってきておりました。成獣、幼獣問わず、1頭につき2,500円ということで報奨金が入ってきておりましたけれども、今後の見直しについては、4月から8月までを成獣については3,000円、9月から12月までを現状の2,500円、1月から3月まではゼロ

というようなことで、捕獲時期を重点的に置くということで、1月から3月までは支給しないと。さらには幼獣については、全く年間を通じて支給対象にしないという検討がなされているようでございます。

経過の状況を見ますと、そういった削減されたことで、市町が今検討をやってるところで、その部分を幾らか市町のほうで補填をしていくというような市町もございますので、そういったことで、今後、新年度、予算編成が来ますので、そういった折を見て、来年度の予算編成について、幾らかでも上積みができればというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうことも各市町、情報としてはあっております、11月26日に、西九州北部地域の開発促進協議会というのがあります。そこで、それぞれの首長代表が行って、そのときにちょうど私がこの鳥獣被害に対する援助をもっと増幅してくださいというようなことで、一町々がそれぞればらばらではいけないんじゃないか、一体的に県がやっぱりそういう広域的な形で、佐賀、長崎県というような形の中で減額するとはとても我々としては承知できないというような、そういうお話、要望活動をしたところでございまして、それから、ワイヤーメッシュの整備についても、県自体ももっと国に強く要望活動をしてくださいと。我々としてもそういうふうな、長崎県だけ、東彼3町だけではなくして、そういうそれぞれの団体・協議会において、鳥獣捕獲に対してもっともっと強力にやっていこうというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね。町長がおっしゃったとおり、長崎県のイノシシ対策に対する足取りというのが若干、佐賀県と比べれば重い感じはするんですね。というのが、やはり島を抱えていますから、どうしても対馬とか五島とか鳥獣被害が多いんですね。その面で言うと、やはりほかの県と比べれば、捕獲頭数だったりそういう部分でどうしても財政負担が多い、だからこそ、どうしても佐賀県と隣接する本町の場合で比べると、やはり環境的には悪くなってしまうという現状はあると思うんですけど、とはいえ、国もジビエに対して積極的に進めていこうという方針なので、長崎県としては、波佐見町がぜひ代表モデルとしてなって、ほかは自治体として食肉処理をやってるんだけど、本町は民間の事業者さんと組んで、財政負担をなくし

て、うまく産業の一つになってますよと。ぜひそういう形に流れをつくっていただけるようなモデルを推し進めていただきたいなというふうに思います。

今、業者さんがやられている中で、先ほど捕獲報奨金が減るという話があったんですけども、買い取りをされてるんですね、今、事業者さんは。キロ100円で買い取りされてるんですけども、例えば捕獲報奨金が減った場合、イノシシを持ち込むことで猟師さんが何かしらの代償が得られるのであれば、その捕獲報奨金が減った部分をカバーできると思うんですよ。そういう形で少しでも、せっかくたくさん頭数を捕られて、いろんなガソリン代もそうですし、いろんな猟具を変えたりするのもコストかかっている中を、猟師さんは一生懸命とられてますので、そういう部分できちんと、とって食肉にしていればお金が入って、それで回していけるというサイクルをもっともっと側面から支援していただきたいと思うんですね。

例えば、もう過去からたくさんやられているところいっぱいあるんですけど、島根県の美郷町というところは、そういうイノシシに対して研究されてる施設と組まれて、地域おこし協力隊でいらした方が中心となって、食肉を処理される事業者さんとか、あとは農家さんと連携して、どうやってイノシシを産業にしていくかというのを考えられています。今、食肉に対してだけ事業者さんがやられてるんですけど、例えば、皮を使っていろんなバッグをつくったり、そういう取り組みもやられてるところは長崎県内でもありますし、いろいろ使おうと思えば、もっと使っていけると思うんですね。せっかくとれたイノシシですので、そういう形で少しでも農家さんとか猟友会に属している猟師さんとか、例えば、お仕事をされてない主婦の方とか、少しでも何か生活の足しになるような産業として、ちょっとでもなっていけば、皆さん町民の方が少しでも潤っていくサイクルができてくると思いますので、ぜひそういう部分もいろんな団体と協議していただきながら研究をしていただければというふうに思います。

産業厚生委員会でもずっと出てきてるんですけども、ワイヤーメッシュに対してどうするかという部分は、町民の方、特に農家さんが非常に懸念されているのが、そろそろ更新をしたいんだけどどうしようかというのを考えられている農家さんが非常に多いと思うんですけども、まず、実際どれぐらい今、更新が必要なのかとか、全体の町の状況っていうのをチェックをする必要があるんじゃないかなと思うんですけども、今、全体で例えばどれぐらい面積張られていて、どれぐらいがそろそろ更新が当たるかという部分は、町のほうでは管理

されてるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ワイヤーメッシュが設置をされた時期というのが平成19年度からと聞いておりますが、その当時のデータは持ち合わせておりませんが、平成25年度から30年度までの設置の延長を申しますと、55キロになっております。先ほど耐用年数のお話でしたが、14年ということで設定をさせていただきますけれども、平成19年度分が耐用年数が来るのが平成34年度ということになりますので、更新をすればその時期からになるかと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、確認なんですけど、今どれぐらい更新が必要なのかとか、そういう全体の状況は、町としては把握はされていないという認識でいいんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

全体的な張り替えの状況については、農家の方からもそういった要望はあっておりませんが、部分的に傷んでおると。溶接部分が外れたり、そういったお話を聞いておりますが、そういった補修についてもいろんな国の制度を活用していただいて、補修、改修をしていただいているというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

質問に対して欲しい答弁じゃなかったんですけど、何でそういうことをお尋ねするかというと、やはりイノシシを対策するには面ですらどうしても対応しないといけないんですよ。イノシシというのが小さい、例えば何百メートルしか動かないものじゃなくて、2キロ3キロって広い範囲を移動していきますので、例えばワイヤーメッシュを1カ所張っても、またほかのところへ逃げていくわけですよ。というのが、ある程度きちんとされているところは農業被害遭わないでしょうけど、それじゃないところは、ほかから入ってくるわけですね、イノシシは。という部分を、例えば対馬市ではGPSを使って、どこにわなを置いていて、どこにワイヤーメッシュを張っているというのを、猟師さんにGPS付きのカメラを渡されて

いるんです。で、写真を撮ってもらったやつを全部集めて、町としての地図に合わせて、どういう対策をどこにやってるかというのを捉えているんですね。例えば具体的に対策をされてる部分が可視化されたら、もう少し対応の仕方というのは変わってくるんじゃないかなと思うんですよ。その辺は研究するに値すると思うんですけども、考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

国のいろんな補助事業の中でも、ICTを導入した地域もございます。ソフト事業として今現在、普及しつつありますけども、本町については今のところ、それについてはまだ検討はいたしておりませんが、今後、非常に猟友会、自治体の皆さんの負担も軽減をされるというような状況でありますので、そういったものを今後検討していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

私も7月から箱わなを設置して、毎朝見回りをしているんですけども、11月とか3頭ぐらいしかとれなかったわけですね。毎日行って、ああ、とれないって、すごい負担なんですよね。それが、例えば箱わなに何か動きがあったときにお知らせをしてくれるだけの仕組みをつくれれば、すごく気持ち的に楽なんです。そういう何か猟師さんの負担を少しでも減らすような仕組みっていうのを検討していただくと、わあ、とれたっていうのを皆さんで共有していただけるので、もう少しちょっとやる気が増えるかなというのは思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

そこから、ちょっとインターネット利用促進に戻るんですけど、1点、いろんな形でちょっと検討するというばかりの答弁の中で、3項目めだけ光があったんですけど、Wi-Fiについてですね。

外国人の対応についてはちょっと検討するというお話があったんですけども、具体的に例えば訪日外国人の方向けに、例えば西ノ原講堂のあたりをもう少しWi-Fiの整備を増やすとか、そういう考え方はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

Wi-Fiの環境につきましては現在も、いわゆる観光の目的で優先的に設置をしている

という状況があります。今の段階で行けば、公会堂関係については運用を開始をすると。4月からまたいろんなイベントが入ってきたりということで、来訪者が増える可能性があります。そういった部分については当然、前向きに設置をするという方向性を持って検討すべきだろうと思います。

それから、西ノ原関係につきましては恐らく設置をされてる部分もあるんじゃないかと思えますけれども、ほかにもそういった箇所、特に外国人の方が来訪が増えるような場所がそのほかにも出てくるとか、そういったところがあれば、当然配慮をしていくべきものということ考えていきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

総務課長に答弁していただいたので、専門分野をお伺いしたいんですけど、今後、防災無線の仕組みが変わっていくわけなんですけども、そこで各公民館に設置されてる受信機の仕組みが更新されていくんですけど、そのタイミングで、例えば回線類も当然整備の見直しがかかってくるんですけど、そのときに例えば災害時だけでもWi-Fiを使えるルーターを置くとか、その辺というのは同時にあわせて行えば、コストかからないと思うんですけど。例えば、今回、ソフトバンクで大規模なトラブルがあったんですけど、携帯電話が使えないとなると、皆さん持ってるインフラ自体が全く用がなくなるわけですね。例えば東日本大震災のときもそうなんですけど、アンテナが壊れてしまえば、2キロ四方の携帯電話は全く使えないわけですね。ただ、もしアンテナを使わないでWi-Fiが使える環境があれば、そこにいらした方は何十人かはインターネットを経由して電話もできますし、いろんな災害時の対策っていう部分でも、やはりせっかく防災無線の仕組みが変わるんだったら、そのときに何かを。問題が起きたときにそういうものを使えるような仕組みっていうのは検討するに値するんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今、提案がありました災害時だけでも使えるWi-Fi環境が整えられる、そういったものがあるのかなのか、ちょっと私は今のところ、その状況は情報をいただいております。民間の通信会社等に、そういった災害時だけでも使えるものがあるかないか、それは一応調査をさせていただきたいと思えます。

災害に関しては、どのような災害でどのような被害が起こるかわからないというところがあります。当然、電話局、通信会社が設置しているアンテナが壊れる可能性もありますけれども、当然、逆にWi-Fi環境を設置している公民館が壊れる環境も、ひょっとすればあるかもしれない。そういったいろんな想定がされると思いますので、そういった想定は可能な範囲で拡大してやった上で、先ほど申された、災害時のみとか運用ができるようなものがあるのかどうか十分調査をして、検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

災害とかに関しては、いろいろ研究をしていただきたいなと思います。せっかく防災無線の仕組みが変わるので、そのタイミングでもしできるものがあれば、積極的に検討いただきたいなと思います。

例えば、郵便による通知っていうのは、もちろん減らせないものはあると思います。納税に関する部分とか、どうしてもお知らせを皆さんにしないといけない部分とかっていうのはあると思います。ただ、私がなぜ母子手帳っていうふうな形をここに一文うたったかという、子供が生まれるタイミングからずっと、例えば義務教育の学校に行ってるまでというのは、ずっと連絡が必要なわけですね。当然、郵便とかで送っていただいても構わないんですけど、例えばお子さんとかお母さんと最初に接点を持つと、15歳ぐらいまでずっと接点を持てるわけです、一つのアプリで。どう考えても、一人のお母さんに15年間郵送を送り続けるコストと、インターネットが使われてる環境で通信するコストって、どう比べても郵便のほうが高くつくと思うんですね。その辺の考え方をもう少しちょっと理解していただいて、すぐにはできないとはいえども、いろんな形ですね。例えばLINEを今使われてますよね、波佐見町として。LINEって、一方的に送りつけられるだけなんですね。月に何回かのLINEが来てますが、それに対して反応してどうこうっていうものではないので、今、運用として。例えば、一般のLINEを使っている業者さんだったら、コミュニケーションしていますね。その辺ももう少し。今、確かに手間だと思います、新しいことをするのは。ただ、そういう、少しでもインターネットを使って町民の方とコミュニケーションをするような機会は増やしていくべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりだと思います。こういったアプリケーションといいますか、便利な機能については、当然、過去10年とか20年前にもうできてるものではありません。ごく最近というような形で、そういったソフトウェアやらが開発されてきていると思いますので、この後については、当然そういったものが非常に有効になってくるものだろうと思います。現在においては、先ほど答弁申し上げましたとおりに、利便性とかについては理解はするけれども、即座にそれを入れて効用が出るものなのか、それはお考えのとおりに思いますので、その辺は十分検討しながら。やっぱり今後、あと3年後、5年後に向けて、あるいは10年後、20年後に向けて、いろんな便利な機能を持ったものが今後出てくると思いますので、そういったものの導入については、適宜、どのタイミングが一番ベストなのか、そのあたりを見きわめながら当然導入をしていくべきものだろうと、そういうふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

あと、项目的にキャッシュレス決済に対しては、来年度、消費税増税がほぼ決定的なので、非常に世の中のニュースでなってるんですけど、これは前からいろんな関連の事業者さんが言われるんですけど、陶器市ぐらいはキャッシュ使わなくてもできるような対応をしたほうがいいんじゃないですかっていうのを、関係する観光事業の業者さん、社長さんとかからお話を聞くんですね。

というのが、何でそういうことを私が思うかということ、例えば銀行さんがやられてるQRコードを使った決済の仕組みもそうですし、ヤフーさんがやられてる仕組み、LINEさんがやられてる仕組み、楽天さんがやられてる仕組みがそうなんですけど、例えばQRコードを印刷しとくだけで、お客さんが持ってあったスマホを使えば、幾らで決済しますっていうことができるわけですよ。だから、コストと言えば、これを印刷して置いとくだけのコストなんです。だから、そんなに手間がかからなくても最低限度やっていけるので、せめてそういうのを陶器市のときにちょっとチャレンジとしてやってみませんか。それをやるかやらないかは事業者さんの判断なんで、そういうきっかけづくりを観光協会とか業界関係の団体さん等含めて検討していくのは、一つの導入支援のツールとしていいきっかけになるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かにキャッシュレスを使っている私としても、そういう世界になってほしいというふうに非常に思います。今、一つ一番、民間企業の中でもこういったIT大手があらゆるサービスをされてますので、その部分はそういう大手に任せたいと思いますけども、一番考えないといけないのは、まず今、波佐見町のそういった事業者さんたちが、ああ、面倒くさかというような煩わしさをいかに取り払うかというところで、そこをどれだけ周知といいますか、やっていけるかというところが鍵だと思っています。そのあたりは、もちろん商工会とも連携しますし、先ほど言われた陶器まつりにおいては、いい機会ですので提案はしたいと思いますが、窯業界の皆さんがどのように思われるかは聞いてみないとわかりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね。実際に導入されるのは事業者さんなんで、そこはどうか判断されるかは事業者さんの問題です。ただ、そういうのをやったら現実的に売り上げが上がりますよっていうのが、もうデータとしてとれてるんですね。

長崎国際観光コンベンション協会がビッグデータを解析されて、NTTドコモさんの基地局からどういう動きをしたかというのを解析されてるんですね。そこで判断されてるのが、例えば、先ほど訪日外国人の話があったんですけど、中国人の方って今ほとんど現金使わないんですね。スマートフォンを持って、そこにQRコードをつけて、決済完了というやりとりをされてます。その結果、売り上げの単価が、導入された事業者さんでは現金の2倍になったみたいなんです。要するに、現金だと日本円にする、幾らかかるかわからないとか、いろんな不安で外国人の方来られるので、もうおっくうなんですね、お金を使う時点で。そうやって、今もう中国とか特に、そういうスマホ決済というのは当たり前、韓国でもそうなんですけど当たり前になってるので、せめてそこをですね。1回やってみた業者、例えば陶器市のときに30業者さんがやられて、その30業者さんが売り上げは10%伸びましたっていうのを示すだけでも、考え方変わってくると思うんですよ。

なので、ぜひ本町はそうやって窯業にかかわる事業者さんほとんどが出店されるのが陶器市という機会なので、その機会にそういう、やったほうが少しでも何か価値があるよというのを見せる機会というのは大事だと思うんで、そういう側面から、例えば情報提供するとか、その辺は町としても支援してはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおりだと思います。私たちも陶器まつりにおいて、そういう決済ができれば非常に便利だと思いますし、導入に対するコストがほぼかかりませんので、そこは提案をしていきたいというふうに思います。あとは、事業者さんたちの煩わしさをどう取り払うか、そこは粘り強くやっていくしかないんじゃないかというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

粘り強くお願いします。

済みません、一番最初に聞こうと思ったんですけど、私は6月の議会の一般質問のときに伺ったんですけど、3月に波佐見町のホームページがリニューアルされて、現実、今までどういうアクセスの状況なのかを伺いたいと思うんですけど、月別にどういう形のアクセスになっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

4月から新しいホームページに更新をいたしました後、11月までのデータを申し上げますと、まずアクセスの件数ということで御理解いただきたいと思いますが、4月が1万4,786、5月が9,666、6月が7,882、7月が9,670、8月が1万1,823、9月が1万8,761、10月が1万6,458、11月が1万2,731。

まず、傾向から申し上げますと、4月は陶器まつり等々の関係だろうと思いますが、その後につきましては、ずっと9,000から1万ぐらいで推移しておりましたが、やはり9月以降、町内でイベントが多い時期ですから、棚田まつりとか秋陶めぐりとか、そういったイベントに関するもののアクセスが多かったんじゃないか。もう一つは、特徴とすれば、災害関係です。7月の大雨のときのアクセス、それからもう一つは選挙関係がっておりますので、選挙のときのアクセスが多かったと、そういう特徴が見られております。

平均的のところではいきますと、後半、特に9月以降が増えてるということで、1日平均が417人、9月以降でいきますと、これが526人ぐらいというふうなことで、そういった特徴が出てるといことです。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

あわせてもう1件だけ確認しときたいのが、パソコンとスマートフォンの比率がどういう形かを教えてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

パソコンとスマートフォンという区切りはちょっとないんですけども、いわゆるアクセスの検索エンジン、これの区分からいきますと、グーグルとかヤフーなどの検索エンジンが66%、それからブラウザ、いわゆるブックマークに貼りつけられているものの活用が24%、その他が8%、それからフェイスブック、SNS、これについてはもう1%程度というような状況になっているようです。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

以前、6月の議会のときに媒体別のアクセス利用率をいただいたんで、とれてると思いますけど、まあいいです。要するに、リニューアルされて確実に増えてるってことですよね。そういう形で、インターネットの対応を何かしらすれば必ず反応があるわけですね。ふるさと納税も、28年度4,582万円だったのが、29年度に事業者さんが変わって、サイトを増やして、結果5億1,573万円まで増えたわけですね。

要するに、インターネットに対応することが必ず数値になってるわけですよ。本町として財政としてわかられてるんで。なので、少しでもいいので、もう少し何かインターネット、ここを活用したらどうかという考え方は、課長さん方も一般の職員さん方も考えていただきたいなど。もちろんできない部分はたくさんあると思うんですよ、今までやられてきたものの仕組みの中で。ただ、現実的に、ふるさと納税という一番町としてありがたい部分で変化をしますんで、それをほかの各それぞれでやられてる業務の中でも、どうやったら取り入れられるかという視点はぜひ持っていただいて、やっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時25分から再開いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 中尾尊行議員。

○8番（中尾尊行君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

1番に、学校給食センターの現状及び今後についてであります。

その中で1番、本町の調理方式である給食センター方式の特徴は何か。

2番目に、給食時の食べ残し問題については、どのような考えで、どのような対応をされているのか。

3番に、学校給食法に定める目標の一つである食文化の理解を深めるという考え方から、給食を食育と捉えれば、給食費は無料にするべきかと思うんですが、無料化の考えはないか。

4番目に、設立当時からすると児童・生徒数は減少し、今後も減っていくと思うんですが、設備の更新などの考えはないのか。

以上4点、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。中尾議員の質問にお答えをいたします。

1、学校給食センターの現状及び今後について。

(1) 本町の調理方式である給食センター方式の特徴は何かというお尋ねですが、本町の学校給食センターは、議員お説のとおり、給食センター方式、いわゆる共同調理場方式により、学校給食センターで調理した給食を各学校に配送する方式で運営を行っております。

特徴を申しますと、集中管理により、事務管理、労務管理、衛生管理の合理化が図られており、調理や洗浄作業に大型・自動化機器の導入ができたことにより、衛生管理面の向上や作業の効率化が図られています。また、さまざまな献立に対応可能な設備導入により、バラエティに富んだ給食が提供でき、ほかにも食育に関する取り組みも可能となっており、コストの面からも削減につながっていることなどが特徴と言えます。

(2) 給食時の食べ残し問題については、どのような考えで、どう対応されているのかと

いうお尋ねですが、本町の学校給食は、日常生活における食事について正しい理解と望ましい食習慣が学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うことや、食生活の合理化や栄養の改善及び健康の増進を図ることを大きな目標に掲げ実施しています。

現在、学校給食センターは、1日約1,350食の給食を年間約200日、各学校に提供しており、その中で、本町の食べ残しの量は、先般の一般質問でも申し上げましたが、平成29年度の1人1食当たりの給食残量の平均で4.1グラムとなっており、また、平成28年度を見ても平均で4.0グラムと、例年横ばいの数値となっており、ほとんど完食に近い状況となっています。

なお、環境省が2015年に全国の自治体を対象に行った調査によりますと、1人1食当たりの給食残量は平均で35.5グラムとなっており、本町の当該年度の残量4.0グラムと比較してみると、約9倍という結果になっています。

それぞれの学校においては、食べ残しをなくす取り組みの一環として、食育指導全体計画を作成し、食に関する指導目標として、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解することや、食物を大切にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を育むことなどを最も重要であると考え、各教科や給食時間及び特別活動等において指導を行っており、また、家庭や地域との連携や協力も図りながら対応しているところです。

(3) 学校給食法に定める目標の一つである食文化の理解を深めるという考え方から、給食を食育と捉えれば、給食費は無料にすべきだと思う。無料化の考えはないかというお尋ねですが、学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定により、運営に係る経費以外、いわゆる学校給食費は保護者の負担と定めがあることから、本町では法令に基づき、保護者の負担としています。

学校給食費の完全無償化における動向を申しますと、平成29年度に小学校、中学校とも無償化を実施している自治体は1,740の自治体のうち76の自治体が行っているところですが、そのうち人口1万人未満の自治体が約74%で、児童・生徒数では400人未満の小中学校が平均で75%を占めており、比較的小さな金額で措置できるようであります。また、定住促進や少子化対策を含む自治体施策の優先順位の中で判断している団体が多いようです。

なお、この法令の原則があることから、学校給食費に対する国、県の補助、助成事業についてはございません。

本町では、経済的な事情等で就学援助の決定を受けている世帯については、この就学援助費の中で給食費全額を町が助成し、実質無償としていることから、これら世帯の経済的負担

を軽減するとともに充実した子育て支援が図られていると考えています。

また、次年度においては、学校給食費の一部補助として、大量調達による価格低減が期待できない地元産の食材について、購入時に生じる価格差を補助金によって補填するという補助事業の新設を検討しており、これまで以上に地産地消の取り組みの推進となり、学校教育における食育の充実が図られるものと考えています。

したがって、本町においては、子育て支援についてはさまざまな施策を幅広く展開してまいりますが、学校給食費については法令の原則にのっとり、保護者原則を基本とし、先ほど申し上げた支援を要する世帯には就学援助にて無償化を継続し、また、学校給食費の一部補助事業の新設を検討するなど、これからも保護者や児童・生徒が安心できる学校給食の提供を行いたいと考えております。

(4) 設立当時からすると児童・生徒数は減少し、今後も減ると思うが、設備の更新などの考えはないのかというお尋ねですが、現在、学校給食センターは平成12年4月に新築移転してから18年目となり、さまざまな厨房機器等において劣化が原因により修繕や交換が増加してきているのが実情です。議員のお説のとおり、児童・生徒数は減少傾向にあり、児童・生徒数の推移を申しますと、設立当時の平成12年度は1,886名であり、今年度は1,224名となっており、662名、約35%の減少となっています。また、6年後には1,183名となる見込みであり、今年度と比較した場合、約40名が減少となるようです。

本町の学校給食センターの運営に係る経費については、学校給食法第11条の規定により、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とする」とされていることから、学校給食センター設置及び運営自体に係る経費は町で負担をしています。その修繕や交換で、緊急を要するものについてはその都度対応しており、緊急以外のものについては振興実施計画に掲げし計画的に対応しているところであります。

今後も引き続き、安心して安全な学校給食を提供できるよう、施設・設備等の整備に努めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それでは、まず、給食センターの職員体制についてお伺いいたします。

この冊子をもらってるんですけども、所長が1名、栄養教諭が1名、給食調理員が14名、

米飯給食パート1名、給食配送業務2名、計19名となっておりますけれども、この中で給食調理員さんのことについて伺いたいですけれども、下のほうに雇用期間とありますね。雇用期間が平成30年4月1日から31年3月31日までと1年間、通算5年間まで延長する場合がありますとありますけれども、これは毎年、新採用といいますか、新しい採用があつてゐるわけですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

雇用の取り扱いにつきましては、基本、毎年募集をかけているところであります。現在、今、常勤の臨時職員さんが7名、パートが3名、米飯が1名ということですので、これについては5年間のうちでそれぞれ年数に応じて期限が設けてありますので、その期限が来た時点で募集をかけると。また、年度途中で退職の申し出があつたときは、その都度募集をかけているということでしております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、少し心配するといいますか、職員さんの方が急に朝からきょうは休みたいとか、また長期にわたって休まなくちゃいけないと、そういったときの対応といいますか、対処といいますか、そういったあたりはいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

今現在、先ほども申しあげました臨時職員等につきましては、お子さんをお持ちの保護者の方がほとんどであります。中には、子供さんが病気したということで、当日急遽休みということもあります。そういった際には、緊急時の職員ということで、ことしの3月におやめになられたOBの方ですね、その方を1名、代替の職員ということでしております。また、シルバー人材のほうにも1名ですけども、緊急時の対応ということで今現在お願いしておるところですので、その2名の方によって、それぞれお願いしているところでございます。

また、パートが3名か4人ちょっとおるわけですけども、その方も毎日の勤務ではありませんので、基本毎日、1日は1名からもしくは2名ということになっておりますので、そのほかに余つた方について急遽電話して対応するといったことも取り組みをしているところで

ございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、ここ5年間ばかりをさかのぼってもらって、そういう今おっしゃったような緊急避難の場合になったときの対応の仕方、まずいといたしますか、失敗したとか、そういう例はないわけですね。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

私がセンターに来ましてから2年目になるわけですが、その間で長期にわたるお休みになられた方という方は1名いらっしゃいました。その方は腰を痛められまして、手術までいかなかったんですけども入院をされました。その間、大体3カ月間があいたということで、その原因といたしましては、シンク、洗い場があるんですけども、その洗い場がちょっとその方が身長が高かったものですから、洗い場が低かったということで腰に負担が来られて、それが要因の一つだったということで捉えたところでございます。ただ、そのシンク、洗い場に関しましては、工事を緊急に行いまして、13センチのかさ上げを行いまして、今、対応しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それでは、職員の性別は書いてないんですけども、こういうのは大概女性だと思うんですけども、男性の調理員の形で募集されたことはあるんですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

これまで何度となく募集を行ってきましたけども、基本、男女の内訳、制限をかけておりません。ただ、その応募があった中では、私が受けたところでは1名の方が、男性が来られました。1名面接等も行いまして、結局、面接の結果ですけども、その方は採用にならなかったというところでございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

ぜひ、今、男女平等とかいろいろ世の中言われておりますので、男性の方もですね。基本

的に料理は男性のほうが上手じゃないのかなという気もしておりますので。作業上、女性の方が向いてるから、そういう形をやっておられるんでしょうけども、今後は、4番と関係あるんですけども、4番は設備を言いましたけども、今後の見通しとしては、ぜひ男性の方も根気よく募集されてやってもらいたいと。これはお願いですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

その募集につきましては、町内の募集だけにとどまらず、ハローワーク等にも今、募集をかけているところがございます。ですので、全般的に男女平等に今後、採用等も引き続き考えていきたいということで考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それから、職員さんはもちろんですけども、センターとして子供たちとのコミュニケーションといいますか、日々の学校はいろんな行事があるわけですけども、それに合わせた給食のやり方、あるいは子供たちから献立とかやり方とかについて、そういう話し合いを持たれてるのか。そのときは調理員さんの方も入っておられるのかをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

調理員とまた栄養士とか、私も含めてですけども、児童・生徒とのかかわりということですけども、直接的には私もしくは調理員が児童・生徒とのかかわるとことは特段ありません。ただ、栄養士が1名おるわけですけども、栄養士につきましては、それぞれ給食指導とか、それぞれの家庭科とか学級指導、生活各科とかあるわけですけども、そういった授業の中に入ってコミュニケーションをとられてるところでございます。

なお、年に1度ですけども、南小学校から給食センターの学習訪問ということで来られますけれども、その際には直接的ではないですけども、調理員が作業をしているところを見学して、勉強してるというような取り組みを行っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それでは、調理員の方もそういう形でぜひ参加してもらって、子供たちの意見といいますか。なぜかといいますと、最近の子供たちはいろんなところで食べる機会が多い、昔みたい

に家庭だけの味じゃなくて、いろんな味を知ってるわけですよね。そういう意見を入れてもらって、それも調理員さんの味つけがどのくらい、栄養士さんがされるわけですけども、調理員さんの配慮でどのくらいできるかはちょっとわからないんですけども、その辺の意見を聞くとかいうのは大事なことじゃないかという思いもありますけども、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

議員おっしゃったとおり、調理員とのかかわりができるようなところであれば、時間等を設けていきたいと思います。現在、先ほど申しましたけれども、バイキング給食の際には調理員が出向きまして、そこで交流を深めるとかいうところも行っておりますので、そういったところをさらに深めていけたらいいなということで考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

ぜひ、子供たちにも給食センターの苦勞といたしますか、努力といたしますか、あるいは調理員さんのやってあることとか、所長さんを含めて大勢の方がいかに頑張っておられるかということを知ってもらうというのも非常に大事なことであって、次の質問にある食べ残し問題のあたりもかかわってくるんですけども、ぜひ、今以上に子供たちとの、あるいは学校とのコミュニケーションといたしますか、給食センターのほうも、その辺を今以上にやってもらいたいというような気がしておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

議員お説のとおり、今後、学校もしくは教育委員会と協議を深めながら、こういったものがあるか模索しながら検討していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、さっき所長が今、2年とおっしゃいましたけども、私が議員になってからもう3名の方になるわけですけども、所長の任期というか、その辺ははっきりしてるか、あるいは長期でやられて、今まで18年やられてますけど、長期でやられて。何かといいますと、長くやるのがいいのか、2年、3年でちょこちょこ変わるのがいいのかですね。その辺のセンターとの兼ね合いは、所長の所見からいって、どうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

先ほど申し上げましたけど、私が今、2年目になるんですけど、現場には1度だけ入ったことがあるんですけども、なかなか現場のことはよく把握できていないところがございます。私は、今1名ですけども、基本、所長という仕事は全般的にわたって事務の処理をしなければいけないというところがございますので、その期間が長いか短いかわかりませんが、ある程度の期間は必要なものかなと思っております。というのは、先ほど申し上げた現場の機械、厨房機器とかそういったものの操作とか、そういったところはまだ全般的に把握できていないところもありますので、そこを習得するに当たっては多少の年数が必要ではないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

先ほど、給食センターのいいところといいますか、長所みたいなことを言われたんですけど、短所として調べたら、運送経費の大きさが、波佐見町の場合、そうでもないと思うんですけども、各学校4カ所、所要時間あたりはどうなってるんですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

各学校の配送の時間でよろしいでしょうか。

○8番（中尾尊行君）

はい。

○給食センター所長（林田孝行君）

配送は、それぞれ学校に配送するわけですけども、大体10時40分から配送の処理にかかります。で、配送が終わるのが12時ちょっと過ぎぐらいまでかかるといったところで、それぞれの学校を巡回して回ってくるといった扱いになります。

集荷のほうを申し上げますと、昼1時半ぐらいから集荷に回って、集荷が3時に終わるといった形になります。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それでは、2番の食べ残し問題、これが非常に重要な問題ですので、少し詳しくなると思

うんですけども。まず、今、教育長の答弁では、食べ残すことが悪いといえますか、そういうニュアンスでおっしゃられたと思うんですけども、これの問題について、アレルギーとも関係あるんですけども、調べてたら、もう相当前になるんですけども、東京都の小学校で、小学校5年生の女の子がチーズ入りの食べ物を、チーズにアレルギーがあるということで彼女自身には1食特別に与えられていた。それがどういうわけか、そのときに限っておかわりして一般の物を食べてしまって亡くなったと。非常に悲しい事件があったわけですけども、そういったことで、先ほどお尋ねしたように、給食がいかになんか形で努力されてつくられて、それに対して子供たちが感謝する、そういう親切なあれに対する大事な心を持つのは非常に重要なことですけども、個人個人が一人一人違うわけですね、体格も好き嫌いとかアレルギーなんかも。そういう点からいいますと、食べ残し問題を余りオーバーにといいいますか、絶対に残すなど、完食といえますか、そういったことはもう少し、今どういう状況か知りませんが、寛容な態度をとられたほうがいいんじゃないかなという私は意見ですけども、教育長あたりはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

昔は結構食べる食べるというふうなことで、指導というふうなところがあったんですが、今現在はもうそういうふうな指導というものは全くやっておりません。やはり、それぞれ一人一人食べる量というのが違いますので、それについては担任がしっかりと把握をして、その子に応じた量というのを注ぎ分けて行うようにしております。

それから、アレルギー対応につきましては、必ず保護者のほうにアンケートを取りながら、どういう食物によって体に害が生じるかっていうふうなことをしっかりとアンケートを取りながら、就学前は特に、入学前に保育園、こども園からの情報を得たり、また、それぞれの家庭のアンケートを行って情報を得たりして、少しでも何かアレルギーに対応するような物があった場合には、必ず事前に担任、それから養護教諭、校長、そして栄養教諭を含めて、保護者と一緒に話を進めながら、それに対応するようにしております。

食べる食べるというふうなことはやっておりません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

済みません、私の認識不足で大変失礼な質問をしたと思います。

ぜひ、そういったことは寛容な態度で。世の中いろいろ変わっていくわけですね、価値観といたしますか。その辺はよろしく願いいたします。

先ほど、残量が平均で4.0とおっしゃいました。大体4グラムって、どのくらいなんですか。米粒でいいますと、どのくらいですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

通常、小さじのすり切りですけれども、あれが5グラム、大きじが15グラムとなっておりますので、それで考えていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、食べ残し、食べ残しと、ほとんど問題視しなくていいんじゃないかなという気がしております。

あと、この平成29年度、1人1食当たりの給食残量って表をもらったんですけども、この中で7月と1月が極端に10グラム以上というような結果があります。それと、これも不思議に思ったんですけども、小学生全般とすれば、中学校が少し多いと。数字があれですけど、5倍、10倍のあたりになってると。こういったところの何か原因とかあるわけですか。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

先ほどおっしゃられました7月と1月に多かったと。7月につきましては、ことしの夏はかなり気温が高うございましたので、ことしの結果を見ても、昨年よりも数値的には上がってる状況となっております。1月につきましては、風邪、インフルエンザ等がございますので、そういった体調不良による残食が増えるのではないかとということで考えております。

それと、中学生がかなり多いということですが、中学生につきましては、先般の一般質問でも申し上げましたけども、中学校の給食時間が30分間ということとなっておりますので、どうしても体調とか体形等にもよりますけども、食べる量、スピード等が変わってきますので、その中でどうしても給食時間内で食べ切れないといった子もいるようでございます。あとそれと、中学生になりますと思春期でありますので、瘦身思考、太りたくないというようなお子さんもいらっしゃるようですので、そういったところも一つの要因ではないかということで考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今の答弁からいきますと、私は中学校のときに完食したなという気がしております。だからこういう体形になったんじゃないかなという気がしておりますけども、ぜひ、今の食べ残しの問題については今までと違って寛容になってきたと、残す問題はですね。

それと、最初から言ってるように、給食センターあるいは地域の方、いろんな方の給食に携わってる人に対しては感謝の念を持って、そっちと両面でやってもらおうと。絶対といいますか、一緒に考えないんです。どうしても昔の考えでいきますと、精神論とか信条論といいますか、精神があれば、食べる気さえあれば、全部食べられるはずだとかいう気があったんですけども、今おっしゃったように、そういったことでやってもらいたいと思います。

次に、無料化の問題です。これは、食育に関して私が調べてみましたら、食育白書というのがあって、もういろんな形から取り組んで、推進をやっておられるわけですね。きょうは、給食センターの役割ということでお聞きしてるんですけども、先ほど言いましたように、コミュニケーションをとるとかいう形で非常にやってもらってるわけです。それでもなおかつ、教育として認められています。憲法で教育は無料というふうになってるわけですから、ぜひこれはもう教育長が真っ先になってやってもらいたいと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁でも申しましたように、学校給食法の第11条2項の中に、給食費に関しましては保護者負担というふうなことがなっておりますので、それを基準として今現在、波佐見町のほうとしてはやっております。

また、年間にかかる金額というのも、それを算出してどれぐらいかかるのかというのをやってみないと、それを結局毎年計上していかなければいけない問題にもなってきますので、そういったところも考えながら進めていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、現在のところは無料化にするということは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今の答弁からいきますと、国の法律といいますか、学校給食法あるいはそういったことで関連の法律あたりが変わったら、更新されたら、そういったときにできるという捉え方でよ

ろしいわけですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

いえ、そこまでは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

考えておられないと言いますと、ちょっとどういうことかよくわからないんですけど、ぜひ考えてください。なぜかと言いますと、何でもそうなんですけど、学校の関係は前にも言ってるんですけども、かなり法律に縛られて全国的な統一といったことが図られてるわけですね。今までの世の中の推移からいくと仕方がない面もあったんですけども、今、地方分権、地方制度を見直すというような形で世の中変わってるわけですね。そういったことを、先陣を切って給食あたりが無料化できたらなという考えで今言ってるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言いましたように予算面の部分が出てきますので、その給食費を無料化したことによって、ほかの教育費に対して影響を及ぼすというふうなところもあるかというふうに思いますので、全体的なバランスを考えていながら進めていくべき問題だというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

予算のことが出ましたけども、予算をされるというか、責任者であります町長はどのようにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、公共団体は法を守ることが一番大事になってくると思います。やはりそういうふうにして、生活困窮者に対しての助成はちゃんと認められておりますので、ちゃんとそういうふうな対応をしていかないといけないと。なぜ無償化するののって、法律に保護者の負担って書いてあるわけですね。これだけこうしてるのは、やはり小さなところで、ある面

では少子化対策とか定住促進とか、うちに来れば子供は給食費タダですよというような、そういう自治体の自己PR的なところもあるんじゃないかなというふうに思っております。今の状態が正常じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

よくわかりました。

そしたら、4番の設備の更新、いただいた資料を見ますと、厨房設備で43設備、機械とかがあるわけですね。答弁でありましたように、随時修理されてるというんですけども、急に機械が動かなくなったとか、そういったときの対処、先ほどの職員の方とも関連するんですけども、そういったときの予備的な準備とかはされてるわけですか。設備のですね。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

先ほど申し上げましたけども、厨房機器がかなりもう劣化しておりまして、今、修繕、取替えが必要となってきたところでございます。それから、議員お説のとおり、急な取替えとかが発生した場合には、その都度もちろん交換しておりますし、厨房機器の点検を委託している業者がありますので、そこを入れたところで、給食には影響しないような早急な取替え、対応等を行ってるところでございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

わかりました。ぜひ、先ほどから言っております食育における給食センターの役割というのは大きいわけでございますので、ぜひコミュニケーションをよくとってもらって、お互いがお互いの力でといったことで続けていってもらいたいなという気がしております。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、8番 中尾尊行議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 石峰実議員。

○13番（石峰 実君）

こんにちは。先月の18日に開催されました第1回波佐見農業まつりは、開会式や記念講演、そして地元で獲れた農畜産物の販売など、多彩なイベントでにぎわいを見せました。農林課、農業振興会、そしてJAなどの農業関係団体の一致協力のもとで、農家らしい、農村らしい、それに加えて、秋の実りに感謝するふさわしい祭りだったと思います。参加された農業者をはじめ、関係皆様に敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、農業振興を図る基盤整備関連の諸施策についてであります。

町内における農業基盤の整備や儲かる農業の諸施策が講じられつつあるが、次の点について町の振興策の取り組みや財政支援等の考え方を聞きたいと思います。

①、本格的に始まった駄野地区基盤整備事業の現状と今後の具体的な実施計画等はどうなっているのでしょうか。

②、今年度に取り組み始めた畑地化に向けた実証実験の状況とその成果や課題がどんなことが上げられるのかお伺いします。また、他地域での栽培推進と普及の方向性をどうお考えなのかをお尋ねします。

三つ目に、駄野地区は農業競争力強化基盤整備事業として農地整備事業が進められております。そのために駄野土地改良区が平成29年5月に設立され、事業進捗とともに国にかかわる加入金・賦課金の収納等の事務の体制がつけられ、土地改良区の適正な管理、運営に努められている。この事務局体制の維持をはじめ、運営上において資金不足が懸念されております。基盤整備事業の計画、スムーズな実施が図られるように町の財政支援が求められておりますけれども、その用意があるのかどうかをお尋ねします。

2点目は、町内の公園、名所旧跡や見学施設等の管理、活用についてであります。

町内には多くの公園や史跡等が存在し、社会見学や観光に一役を担っております。こうした公共施設等の中には、多額の経費を投じて大がかりな整備をしたものもございますし、年間委託契約等により管理を行っているものも多いところでございます。観光交流人口で150万人目標達成を目指す町として、十分その目的に沿った管理、活用がなされているのかどう

か。また、町内にある施設の現状はどうなっているのか、それへの対応について伺いたいと思います。

①、町及び教育委員会で管理、委託されている関係施設はどの程度あり、見学や観光などに活用されている現状はどうなっておりますでしょうか。

②、一般公開されている町管轄以外の自治会や個人所有のもので、広く観光や見学施設等として供されているものはどれくらいありますか。

三つ目、町境にある神六山公園や二ツ岳公園等のトイレや周りの管理が不十分で徹底されていない状況から、施設利用にも支障があると聞きますが、その管理体制や定期巡回等はどうなっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは発言席にて質問させていただきます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業振興を図る基盤整備関連の諸施策についての御質問ですが、基盤整備や儲かる農業の諸施策が講じられつつあるが、本格的に始まった駄野地区基盤整備事業の現状と今後の具体的な実施計画等はどうなっているのかという御質問ですが、議員お説のとおり、本事業は県営事業として、昨年度から34年度までの5年間を工期とし、総事業費14億7,100万円という大型プロジェクトがスタートしております。

本年度の事業計画を申しますと、整備面積10.6ヘクタール、事業費2億6,000万円となっており、取水箇所がある上流側から工事が進められているところです。

工事概要としては、圃場を3工区に分けての区画整理工事、加圧ポンプなどが設置される用水施設工事、圃場の排水路工事などが4業者により来年3月までの工期で施工されています。

また、来年度以降の整備面積と事業費を申しますと、31年度は24.3ヘクタール、4億5,000万円、32年度は19.3ヘクタール、3億7,000万円、33年度は10.6ヘクタール、2億3,000万円、34年度は附帯工事1億100万円となっておりますが、この事業は、今後の国や県の予算確保の動向にも影響される事業であることから、円滑かつ確実な事業推進という面からも、あらゆる機会を通じ関係機関へ働きかけを強化してまいります。

次に、今年度に取り組みされた畑地化に向けた実証試験の状況とその成果や課題はどんなこ

とが挙げられるか、また、他地域への栽培推進と普及の方向性をどう考えるかという御質問ですが、駄野地区の基盤整備事業は、生産性の効率化や担い手への農地集積を図るとともに、収益性の高い園芸作物を導入し、農業経営の安定化と所得向上を図るという目的を有する事業であることから、基盤整備完了後の営農計画が策定されているところです。

その計画では、65ヘクタールの農地作付率を現在の138%から180%に向上させ、パレイシヨやタマネギ、キャベツなどの新たな園芸品目の導入が考えられております。そのような計画の実効性や実現性を高めるために、現在、駄野地区においては、国の支援を受け園芸作物生産転換促進事業に取り組みされており、地元やJA、実需者、行政などの関係者で構成する協議会を設立し、鋭意検討が重ねられているところです。

この事業は3年計画で実施されるもので、本年度においては、議員も御承知のとおり、キャベツの実証実験が90アールの圃場において、8月に定植、11月からは収穫作業が行われておりますが、県の収量調査では反収7トン以上が確認されており、玉ぞろいもよく、初年度の取り組みとしては上々の出来であったとの評価もなされているようです。現時点では、協議会としての総括はまだされておりませんが、今後さらに作付面積が拡大されていく計画であるため、作業量の平準化にも配慮しながら、長期的な収穫体制の確立が求められるものと思えます。

駄野地区でのこれらの取り組みは、長きにわたり米、麦、大豆に定着してきた本町の土地利用型農業に一石を投じるものであり、水田を活用した園芸作物の可能性について関係者一丸となって推進されておりますので、まずは駄野地区が園芸産地として確立することが他地域への最大の普及効果につながるものと認識しており、行政としても目的達成に向けて最大限の支援に努めてまいります。

次に、駄野地区は農業競争力強化基盤整備事業として整備事業が進められてきましたが、平成29年5月に駄野土地改良区を設立され、国にかかわる加入金・賦課金の収納事務等の体制が整い、適正な管理、運営に努められていますが、これら事務局体制の維持、運営に資金不足等が懸念されており、基盤整備事業の円滑な推進のための財政支援の対応についての御質問ですが、駄野改良区の事務所については、昨年7月に農村環境改善センター内への設置申し入れがあったため、関係規定、類似事例等を勘案し、使用料は免除とし、光熱水費相当分として月額5,000円を設定し、同年9月に賃貸借契約を締結したところです。

改良区の事務的経費は、その大半が組合員の賦課金によって賄われ、現在、事務員として

1名のパート職員を雇用され、常勤ではなく必要に応じた勤務体系により運営されているようです。

改良区が設立する前の平成28年12月には、設置や運営に関する陳情書が提出されておりましたので、事務所の開設に際しては改良区の御要望に応じたところですが、事務費等の具体的な支援措置については明確に示されておられませんので、人件費を含めた事務運営費がどのように推移しているのかは承知していないのが実情であります。今後、改良区の事務運営に支障を来している状況等を示していただければ、所要の支援策について検討をしてみたいと思います。

次に、町内の公園、名所旧跡や観光見学施設等の管理と活用についての御質問ですが、町内には多くの公園や史跡等が存在し、社会見学や観光に一役を担っている。観光交流人口で150万人目標達成を目指す町として、十分その目的に沿った管理と活用がなされているのかという御質問ですが、まず、教育委員会の関係施設については、教育委員会から後ほど答弁があります。

一般公開されている町管轄以外の自治会や個人所有の広く観光や見学施設等として供されているものはどれくらいなのかという御質問ですが、町で管理または管理委託し、観光や見学に活用している施設は、陶芸の館、中尾山伝習館、やきもの公園、二ツ岳公園、鴻ノ巣公園、河川公園、桜つつみロード等があります。また、自治会や個人所有で観光や見学施設として活用されているのは、主に中尾山交流館や赤井倉、ムックやモンネポルトなどの西の原、田ノ頭のしだれ桜、波佐見温泉などがあります。個人所有を観光に活用させていただいているものは、ほかにも多数あり、例えばツアー等で工場見学する場合の窯元や、ショッピングを楽しんでいただくためのやきものギャラリーなど、挙げれば切りがなく、全体でどれくらいあるかは正確に把握しているものではありません。

これらの観光や見学に利用されている施設には、町の所有であれば直接または委託して清掃や管理を行っているところです。個人所有に対しては、それぞれの所有者が管理されていますので、町や観光協会では何らかの手当を行っているということではありません。しかしながら、イベントでの活用の場合は観光協会から一部助成金を支出している場合もあります。

次に、町境にある神六山公園や二ツ岳公園等のトイレや周辺の管理体制や定期巡回等はどうなっているのかという御質問ですが、二ツ岳公園や神六山の波佐見側からの進入路、トイレ、遊歩道などはともに地元からの要望を受けて、平成元年から平成3年にかけて整備され

た公園であります。

現在の管理については、神六山入口のトイレについてはほとんど利用がない状況のため、年に1回程度、シルバー人材センターに委託し、清掃を行っている状況です。周辺の管理については、今年度は台風被害等の影響もあったことから、トイレまでの進入路について、支障木の伐採や清掃など整備を行ったところです。地元野々川郷自治会においては、壮年会が年に1回、頂上までの遊歩道の草払いをされている状況です。

一方、二ツ岳公園の管理については、志折郷自治会に委託し、トイレの清掃、ツツジの手入れ、公園の草払い、巡視などを行っていただいています。また、平成24年から平成30年にかけて、展望台周辺や進入路、公園内の雑木、支障木等の伐採を行うなど、公園が快適に利用できるよう積極的に管理を行っているところです。

以上で、あとは教育委員会から答弁があります。

**○議長（今井泰照君）** 教育長。

**○教育長（中嶋健蔵君）**

石峰議員の質問にお答えをいたします。

2、町内の公園、名所旧跡や観光見学施設等の管理と活用について。（1）町及び教育委員会で管理委託している関係施設はどの程度あり、見学や観光などに活用されている現状はどうか、（2）一般公開されている町管轄以外の自治会や個人所有の広く観光や見学施設等として供されているものはどれくらいなのかについてですが、教育委員会で管理または管理委託している史跡は、国指定7カ所、県指定2カ所になっており、観光や見学に活用されているのは、保存整備工事や周辺環境が整っている国指定の畑ノ原窯跡、中尾上登窯跡、県指定の智恵治窯跡、三領石となっています。

また、国登録有形文化財の4カ所については、それぞれ公開されており、特に西ノ原地区の福重邸・旧福幸製陶所、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂は、本町の観光施設の中核となっています。そのほかにも、宿郷の橋んきわ資料館や、鬼木郷の農民具資料館、陶芸の館の2階展示関係は、教育委員会で管理や展示内容の監修を行っています。

これら、観光や見学に利活用されている史跡等は、町の所有もあれば個人所有もあり、個人所有の場合は清掃委託や施設公開のための謝礼等を支出しています。一方で、町指定やそのほか由来や伝承がある史跡等が町内には数多くありますが、個人所有がほとんどで整備や公開が進んでいない状況です。このため、教育委員会としても史跡等の保存と継承を進めつ

つ、波佐見町の歴史・文化・伝統を広く知ってもらうため、観光部局とも連携を深めながら、さらに活用できるよう管理を適切に行ってまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

ただいま、この駄野地区の圃場整備について説明いただいたわけですが、確かに今回の事業というものは、昭和44年から56年にかけて実施された県営圃場整備の駄野地区が、46年施工ですね、をさらに大区画化、同時に老朽化した農業用の排水施設等を更新するということで一体的に施工をされるわけでありますけれども、先ほどありましたとおり、受益面積が64.8ヘクタール、受益関係者が戸数が126戸、総事業費が直接工事としては14億2,000万、総額が14億7,000万円とおっしゃられましたけれども、これだけの費用を投じて実施されるわけでありますけれども、これまで20から30アールだったものが、今回の区画整理としては60から90といったことでありますけれども、大区画にしては若干規模が小さいという気がするわけですが、平瀬とか五反田地区あたりは1.5、1丁5反という規模なんですけれども、ここの若干60から90にされた理由というのが何かありますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今お話しのように、岳辺田地区においては1丁から1.5ヘクタールぐらいの大区画の工事がなされておりますが、ここ駄野地区におきましては、平成26年3月から推進協議会を設立をされて、3年間ほど、るる協議をされております。その協議の中で決定をされたものでございまして、将来的な畑地化であったりとか、農業の規模であったりとか、水の管理であったりとか、そういったもの等を考慮の上で60から90というようなことが設定をされた経緯でございまして。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

協議会でそういった規模ということであれば、それでいいわけですが、

それから、かんがい用水あたりの更新ということなんですけれども、排水、いわゆる用水を配るホースはパイプライン化をされるということなんですけれども、排水路とあわせて、例えば暗渠排水ならば3面張りなのか、排水の溝があったところは暗渠化でされるのか、それとも明渠して3面張りにされるのか、それが一つと、用水関係では用排水の施設の分とし

ては有効的な活用、あるいは草刈り作業等の省力化、こういう面からして、岳辺田のようにきれいに3面張りをするといった農業用水も農作業道路も有効に活用するといった方向であるのかどうかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

水路の構造の件でございますが、駄野地区におきましては現在、排水については明渠の形になっておりますが、全て暗渠化するという事で、農地を効果的に活用するという構造でございます。

それと、岳辺田地区の農道でございますが、非常に農業機械が乗り入れられるような構造になっております。農道旋回方式というものでございますが、それができますのは、やはり道路と農地の高低差がないような場合にはそういった構造で農業機械が、特に防除をするとき等については、水田から一回外に出て、また入ってこられるというような非常に効率的な構造になっておりますが、ただ、駄野地区におきましては道路と農地の高低差が非常にあるもんですから、それをやるとなれば農道の幅が広がって、農地が傾斜の部分に取られるというようなことで、駄野地区については、そういった農道旋回方式はされていないというのが実情でございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

地形的な問題もあるんでしょうけども、なるべくできるところはそういった岳辺田方式にされていったほうがいいんじゃないかと考えております。

それと、この水の問題で、この事業で用排水施設の老朽化で施設の整備が事業計画されたわけですが、陣川と井手口の頭首工から取水をして揚水をしていくということで、かんがい用水として計画されておりますけれども、もともとこの事業が始まるきっかけというのは、下水道工事事業の関係から取水が不足することから始まったわけでありましてけれども、この受益面積に利用する十分な用水は確保されるのかどうか。特に不足されるということであれば、団地化ということで、その用水を幾らか少なくして、畑地化でカバーをしていこうということなのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

議員おっしゃるように、水の不足が考えられたということで、以前は下水道処理水を上流部のほうに引いて、再度農地のほうに流すという計画もあったわけですが、この圃場整備事業によりまして、畑地化も多少なり影響するかと思いますが、まず用水路とかそういったものがきちんと整備をされて、必要な水量を確保できるような構造になっておりますので、無駄な水が出てこないというような構造になっておりますので、そういったことで当初の水不足という懸念は多少払拭されたんじゃないかなと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今度の事業計画では用水路不足はないということで認識しますが、施設園芸の中で、特に波佐見のアスパラハウスとかあるわけですが、このあたりの用水については十分またボーリング等で確保するといったような状況になるのかどうか、そのあたりはどうですかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

アスパラへの取水については、議員おっしゃるように、各自そういったボーリング等をされて取水をされておりますけれども、必要であれば、今回整備をする用水路としての確保も可能であるというふうに聞いております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

この農業基盤整備事業の前提条件として、15から20ヘクタール程度の畑地化が求められていると聞いておりますけれども、この畑地化をするエリアは駄野地区の中のどのあたりなのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

現在の構想では、田ノ頭八島線の町道がございますが、その下流域でございます。河川側の下流域が一応計画としてあるようでございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

その畑地化によって、先ほどありましたように園芸作物を普及させるということであるわ

けですけども、この作目によっては、土壌改良あるいは客土の投入ということもあるわけですが、これは今度の事業計画の中にありますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

現計画では、客土の入替えというのはございません。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

なかなか水田から畑地になすというのは大変ですので、どうせ将来的にはそういった問題も出てこようかと思えます。そのあたりについては、一応念頭に置いていただきたいと思えます。

それから、担い手の規模拡大とか農地集積促進ということ、それから、農業の安定と農村地域の活性化を図るという目的であるわけですけども、そうした内容について、町としてどういう対応をされていかれるのか、それから、儲かる農業の取り組みをどういうふうな形で支援をされていこうというお考えなのかをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今おっしゃったような内容が一番重要なポイントになるわけですが、駄野地区においては今後、儲かる農業を展開する中で、園芸産地づくり地域として確立をしたいというふうな方針で、今、鋭意検討されているところでございます。特に、田ノ頭農事組合法人を中心にそういった野菜づくりを計画をしていくというような中で、担い手の方も、まあ若い方もいらっしゃいますが、ほとんど60とか70代の方ばかりでございまして、そういった方々が現在では中心になってやられておりますが、今後はいろんな園芸産地をする中で、外部からのそういう雇用を受け入れたり、そういったものも考えられていくものだろうと思えますので、まずはそういった地盤をしっかりとつくっていくというのが大事ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今、課長がおっしゃったように、担い手の確保というものが大変なことになろうかと。特に当面、集落営農法人が中心となって進められるわけですけども、地元としてもなかなか後

継者の問題といったことが、あるいは担い手を確保するといったことが一番頭が痛いといった状況でありますので、そのあたりについては特に力を入れて、指導、支援をしていただきたいと思います。

それから、先ほど町長から、34年までの5年ということで施工されるわけですが、本年から本格的な工事が始まったわけですが、この各年度の計画において、この区画整理事業区域では、先ほどあったとおり、八島田ノ頭線の改良工事が進められております。そうした中に一部、この事業に同意がいただけないと。あるいは、町道の買収などについて、ちょっと未解決な場所があると聞いておるわけですが、このあたりについて、特に土地改良事業工事の用排水路、あるいは管理道路等々のふくそうすることも懸念されるわけですが、このあたりについて、その道路工事の完成を早期に完了させるといった計画について、地主等の交渉等はどうかやっておられるのか、そのあたりについてお伺いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、八島田ノ頭線についてのお話が出ましたが、八島田ノ頭線につきましては、平成24年に地元からの要望で改良をお願いしたいというような要望書を受けて、翌年度から動きがありまして、現在の状況というふうになっております。今年度も田ノ頭側のほうの工事を3工区に分けて施工しております。議員おっしゃるように、一部まだ整備がされていないところが橋のほうにあるわけですが、ここはこれまでも交渉はずっと重ねておりますが、ここ3年ほどは建設課のほうとしては直接的な交渉は行っていないという状況で、また実際、全面的な改良を進めるためには、橋の改修、架替えが必要になりますが、多大な経費が必要になるということで、現在のところはそこはまあ様子見というふうな状況でございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

このあたりについては、地主さんと誠意を持って十分協議をしながら進めてやっていただきたいと思います。

それで、ことし、先ほどあったように、90アールのキャベツの実証実験が行われたわけですが、この収量等について、先ほどは上々だったというような回答だったわけですが、このあたりで、確かに県の概算というか、生産では7トンを超える収量があったというようなことなんですけども、今後ずっと産地化をしていくという中で、特に歩どまりあたりが

課題になると。

それから、その収穫の量とといいますか、小玉から大玉とあるわけですけど、そういったものについて、どのような形、手法を進めていかれるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

現在、キャベツの実証試験をやつとる状況でございますが、いろいろと課題等も出てまいっております。特にことしは、村木のほうにキャベツのプロがいらっしゃいまして、その方のお話では、非常に気象条件もよくて、適度に高温もあったということで、10年ぶりぐらいに豊作であったというようなことを聞いております。特にこういう豊作の年はどこの産地でもそういった状態ですので、ものが過大にでき上がって、流通のほうがちよっと今回制限を受けたというようなこともあります。そこで、やはり流通をしっかりと確保しとくというのも一つ課題が出てきております。

それと、あったように、キャベツ玉を均等の大きさに作付を成長させるというのが一つの課題で、なかなか作業が、2回も3回も圃場に入らなければいけないというような状況が起きますので、1キロ以上の玉ぞろえをしっかりとやっていくというのが一つ課題が出てきたところでもございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

先ほどもおっしゃいましたとおり、流通いわゆる販路が一番の課題になるということなんですけど、確かにお聞きしますと、ちょっと品余りと、ダブついたといったことも聞いておりますけど、ただ、今後、進めるに当たっては安定した出荷、安定した生産ができるというふうなことが産地化に向けての課題と思うんですけども、ことしの場合でも結構なんですけど、今後を含めて販路はどういったところに持っていかうとされておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

現在のそういう流通については、JAを通じていろんな、大村であったりとか長崎、福岡

の卸売市場と契約をしまして出荷をしているところがございますので、今後もしろんな情報を持っておるJAと連携をうまくとりながらやる方法と、あるいは直接、仲卸業者等とできれば、そういった状況も出てくるんだろうと思いますが、まずはJAを中心に出荷をしたいというような考えでございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

JAを通してやるといったことであるわけですが、栽培について契約栽培、こういったものが、単価が安くても、ある程度をとれるといったことで、今後そういった、例えばこの駄野地区の営農計画でも4.6ヘクタールをキャベツでやるといったことになろうかと思えますけれども、方向性としてはやっぱり契約栽培というものを中心にお考えなんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

基本的には、大量出荷をするという状況にありますので、加工用の契約栽培ということになろうかと思いますが、ただ、この契約栽培をいたしますと、その契約どおりにいかないという違約金が出てまいりますので、そういったことも考慮しながら、そういった作付については取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

さっき言いました営農計画では、畑地化等において既存のアスパラガスに加えて、冬キャベツ、あるいはバレイショ、タマネギなどが計画をされておるわけですが、それらに向けてやっぱり産地化を進めていこうとする中では、農業機械とか育苗施設等の整備を十分やる必要があると。このあたりについてはどうされるのか。

そういった中で特に本腰を入れてやろうということであれば、農業基盤を確立するためにも、国、県あたりの補助の活用と、加えて町単独でも補助を増強させなければ所得の倍増は望めないと思うんですけども、このあたりについてどうですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

将来的にはそういう施設、園芸栽培とか定植機等々、導入をしていくというような方針でございますが、それと合わせまして、今、ちょっと意見としてあるのが、リースハウスをや

ってはどうかという声もあっているようでございます。やはり儲かる農業をやるためには、ハウス施設を利用して野菜づくりをやったほうが、よりそういう方向に入ってまいりますので、そういったことも踏まえましてですね。現段階ではどういったものを計画的に導入をするというところまでは行っておりませんが、今、協議会の中でそういった将来に向けての検討をやっているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今回のキャベツについては、やっぱり反当3,500本から4,000本の植えつけがされておりますし、苗自体が単価14円ですか、こういった額になっております。そういった中で、かん水装置であるとか、あるいは台車であるとか、薬代、苗代とか植栽機、こういったものをすれば、植栽機が150万ぐらいですか、その他で250万ぐらいかかるといった状況ですので、このあたりについての支援をぜひ検討いただきたいと思います。

それとあわせて、この実証実験の成果を踏まえて、いわゆる他の園芸作物等の導入、それから駄野地区以外の中山間地農業とか、そういったところへの波及というものをぜひやっていただきたいと思うわけですが、このあたりについてどう考えていらっしゃるのか。それから、振興作物として推進するということについて、どういったことなのか。特に中山間地あたりであれば、個人でなかなか、ある一定の面積を植えつけるというようなことは無理でございますので、どうしても共同営農が必要になってくると。そういう中でやっぱり、先ほど言いました生産資材とか農機具等の導入面の財政支援ということが求められてくるんじゃないかと思いますが、こういったことを含めてどうされるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

キャベツ以外のほかの作物の導入についての御質問でございますが、先般、議員も同行していただいたわけですが、福岡のほうの卸売市場のほうに視察に参りまして、いろんな情報を聞いて帰ってきたわけですが、特に今、不足しているのが豆類とか里芋とかブロッコリーあたりが不足をしているというようなお話を聞いております。そういった情報の中で、駄野地区の地性に合った作物がどういうものが出てくるのかというのも今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

他の地域への波及効果ということで言われましたけども、先ほど町長のほうからありまし

たように、まずは駄野地区で、そういった水田で野菜をつくるっていう感覚がまだまだ波佐見町では希薄だろうと思います。確実に野菜が水田でもできるんですよという、そういう実証が駄野地区によって確立をされていけば、ほかの地域にもいい影響が与えられるというふうなことで、まずは駄野地区のそういった野菜づくりの環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

駄野地区は駄野地区で推進しながら、やっぱり他の地域での農業所得の倍増ということも考えていけば、並行しながらでもやっていくべきじゃないかと思います。先ほど課長がおっしゃいました、私も新聞で見たんですけど、里芋あたりは大分県が水田の畑地化で里芋を推進していると、それに合わせて集荷施設のほうを整備したといったこともありますので、こういったところあたりも駄野地区だけでなく、ほかの地域に波及をさせていくと。中山間地でしたら大量の共販というのは向かない部分もあるかと思いますが、直接、販売所あたりを出して、所得は小さくても、そういった農業を支えていくんだといったことをお考えいただきたいと思います。

それから、次に行きたいと思いますが、土地改良事業を実施するに当たっては、この組合の総意に基づいた駄野土地改良区が設立されたわけですけれども、今後の事業の運営や換地及び施設の維持管理等、事業全般を担う事務局体制としてしっかりと保つ必要が重要であると思うわけですが、この事業に係る地元負担をはじめ、多額の負担金、賦課金が求められておるわけです。

そういう中で、先ほど28年12月に内示を受けて、事務局体制についての陳情を受けられたといったことですが、やっぱりこの賦課金とか人的支援、こういったものについて、ぜひ財政的な支援が必要であると思うわけであります。金額的な問題はちょっと差しさわりがありますんで言いにくいわけですが、実際の経常賦課金というものが反当たり1,500円ですか、それが今の現状、関係受益農家からすれば現状が最大限だといったようなことも聞いておりますし、それでいきますと年間97万程度しかないわけですね。それに、今後ずっと償還あたりが、今、借入れでやり繰りをされて、地元負担分はやっておられるわけですが、先ほど町長がおっしゃった10億7,100万というのは、そのうち10億2,000万を除いた額というのは事業費としてかなり地元の負担として残っていくわけでありまして、そういった

意味で財政的な支援というものをやっぱり十分考えていただきたいと思っておりますが、そのあたりについてはどうですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

工事に係る費用については、一時的には地元が負担をしていくというようなことで、借入れによって償還をしていただくというような形でございますが、最終的には推進費としてまた還元をされるというような事業でございますので、そういった利息の補填につきましても、この事業は優遇をされておりますので、最終的な負担はないかと思っておりますが、ただ、おっしゃるように賦課金が1,500円で徴収をされているというような状況で、工事費はそういった借入れ等でカバーできますが、事務局的な運営が厳しいというふうな状況であれば、具体的にどういうふうな運営をされてるのかというふうなお話をいただければ、随時、支援策を考えてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

ぜひ土地改良区のほうから要請がございましたら、そういったことでお願いしたいと思えますし、先ほど町長からは、改善センターの使用料は免除とおっしゃいましたけど、使用料は現在納めていらっしゃるんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

使用料は、基本的には1時間の単価が幾らというような規定がございます。そういった規定に基づいた使用料は免除をしているということで、ただ、光熱水費につきましては、部屋のスペースの広さとか全体的な割合ではじき出したものを、今5,000円ということで徴収をさせていただきます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

こういった事業をするのには、特に46年時代に始まったときには、専用の事務所が設けられて、複数の町職員も土地改良区に出向したという状況があったわけですけども、現在の陣営からして、なかなかそういったものは無理だと思いますけれども、こういった償還等にかかわる経費あるいは雇用、事務職員の人件費等はぜひお願いしたいと思います。

というのは、土地改良区というものは、事業を行政にかわって実施をするという農業者の公益組織であるわけですので、特殊的な法人であるということでもありますんで、このあたりについては当然ながら、先ほど回答いただいたわけですが、ぜひ町の財政支援をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、時間がありませんので、特に150万人の来町者を目標と。100万人から150万人にされたわけですが、先ほど答弁ありましたとおり、なかなか把握しにくいといったことであるわけですが、やっぱりこういった今の現状からして、町内外から見えるお客さんといったものについては、観光の目的というのはさまざまだと思うんですけど、現に中尾とか西ノ原地区とか、陶芸の館等々の定番の施設等は先ほど維持管理されてる部分は確かに多く訪れるわけですが、私が思うに、はさみ100選ガイドブックあたりに載ってるような、町内各地域にも結構、魅力のある施設とか物があると思うんですね。そういったものをぜひ広く紹介をして、田舎の探訪をしてもらおうといったような手法も一つの手として取り上げるべきじゃないかと思うんですが、そのあたりについてはどうですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、町内にはいろいろな観光の資源といいますか、原石があると思います。そういうところをブラッシュアップしながらやっていきますけども、同時に受け入れ側というか、地元の盛り上がりというのにも必要になりますので、町だけ一方通行にならないように、PRしたもののおもてなし体制が不十分だったというのになればクレームにつながりますので、そこも気をつけながらやっていきたいというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

おっしゃられたとおり、見学施設としてやっぱり活用していくということであれば、所有者であったり関係団体であったりとか、そういったこととも連携、協議の中で十分進めたいと思うわけですが。ただ一つ、町内を散策するといった方法の一つに、今アシスト自転車を導入されてるわけですが、この利用率あたりはどうなんですか。それと、どこの方面に出かけられておるのか、そのあたりは把握されておりますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、数字は持ってありませんけども、徐々にPRがしてきまして利用者も増えてきている状況であります。ただ、真夏と真冬はなかなか利用がありませんので、利用があつてない状況ですけれども、季節がいい時期はかなり増えてきております。

また、場所は、中尾だったり西ノ原だったりとか、いろいろ町内各地にそれで向かわれているようであります。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

多くの方が小さなスポットにでも出向いて、波佐見の魅力を感じていただくというようなことについて、ぜひ今後とも努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、13番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 福田勝也議員。

○1番（福田勝也君）

こんにちは。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

1、観光事業について。

観光客については、町長のスローガン「来なっせ100万人」も平成29年に111万2,046人と達成しました。今後150万人を新たな目標として推進されている。

（1）目標150万人を達成するためには、新たな事業（イベント）や既事業の宣伝、アピールが必要と思うが、具体的な対策はどのように考えるか。また、何年後に目標達成できそうなのか。

（2）観光客の増加も重要であるが、消費単価の増加も重要と考える。ホテルや民泊での滞在型の観光客の集客が必要と考えるが、民泊できる世帯は現在何世帯の方々が登録されて

いるのか。また、町として民泊できる世帯の普及、観光客への案内はどのようにされているのか。

(3) 観光客の受け入れ体制の整備を図り、満足いただけるよう町民皆様でおもてなしの気持ちを持つことが大切だと考えます。地場産業である窯業、農業を絡ませた体験型の民泊やスポーツツーリズムによる大会や合宿の誘致で、スポーツによる交流を行うことにより集客につながらないか。

2、教育行政について。

本町は大変スポーツが盛んな町である。小・中・高と学生のクラブ活動においてすばらしい結果を残し、九州大会や全国大会に出場するなど、活躍がよく見受けられています。

(1) 本町において、九州大会や全国大会における助成金の制度はどのようになっているのか。また、過去において、毎年何名の方が助成を受け、年間幾らぐらい助成しているのか。

(2) スポーツの祭典であるオリンピックが2020年に東京で開催されます。本町としても、何かイベント的なことを開催してはどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光事業についてでございますが、「来なっせ100万人」も平成29年に111万人を達成した。今後、150万人を新たな目標として推進されているが、そのためには新たな事業

(イベント) や既事業の宣伝、アピールが必要と思うが、具体的な対策はどのように考えるか、また、何年後に目標達成できるかという御質問ですが、平成13年に交流人口拡大を目指し、「来なっせ100万人」を目標に掲げ、当時48万人だった観光客が、地道におもてなしの心を持って観光客拡大に努めてきたところ、16年かかって目標達成となったもので、これを見ても一朝一夕に数字が伸びるものではないと思っております。しかしながら、昨年度に制定した観光振興計画において、2021年度の目標設定は120万人と設定しているところで、その先の大きな目標として150万人を目指すというものであります。

具体的な対策はとのことですが、先ほどの観光振興計画において、五つの基本方針と15の基本施策、ここ2年から3年において実施を目指す五つの重点事業を掲げて推進していく考えです。

次に、今後、観光客の消費単価の増も重要であり、ホテルや民泊での滞在型の観光客の集客が必要と考える。民泊できる登録世帯は現在何世帯か、また、町として民泊できる世帯の普及、観光客への案内はどのようにされているのかという御質問ですが、議員御指摘のとおり、観光産業においては、本町にお越しいただく観光客の皆さんからいかに地域内でお金を落としていただくかが重要なポイントとなります。そのためには、滞在時間を大幅に伸ばしていただき、消費単価のアップを図る必要があります。

当然ながら、宿泊などの滞在型観光に力を入れる必要があります、平成26年に町内に開業した二つのホテルをはじめ、民泊の活用拡大を図るため、現在7件が登録されている民泊を、今年度採択を受けた国の補助事業等を活用して、登録件数の拡大と普及を図っていきたいと考えています。具体的には、先日行われたグリーンツーリズム全国大会でのアンケート資料を参考に、興味がある人や候補者となり得る人に対してセミナーを開催したり、先進地視察や申請届出の手数料などの金銭的支援と書類作成などの事務的支援を行っているところです。

また、観光客への案内は、現在のところ観光協会で行っています。

次に、観光客の皆さんが満足いただけるよう、町民皆様でおもてなしの気持ちを持つことが大切だと考える。地場産業である窯業、農業を絡ませた体験型の民泊や、スポーツツーリズムによる大会や合宿の誘致と交流で集客につなげないかという御質問ですが、現在、本町で登録を受けて開業されている民泊では、共同炊事や畑での収穫体験などの簡易なものから、陶芸体験など本格的なものまで、それぞれ特徴あるサービスが行われています。民泊自体で本格的な窯業、農業体験ができなくても、観光協会を中心に体験メニューは豊富にそろえていますので、町全体で体験型の観光を楽しめることができます。

また、スポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出したり、スポーツと観光の垣根を超えて町や各種団体間で連携、協働し、大会、合宿招致、プロスポーツ誘致などを今後は研究していき、観光まちづくりの一環として政策に位置づけていくことが重要と考えています。

本町にとって、こうしたスポーツツーリズムに関しては、まだ未知数の状況であり、受け入れ側の体制整備や町民皆さんでのおもてなし、大会等の招致に関しては施設整備など課題も多いことから、少しずつできることから進めながら、今後、研究、検討していきたいと思います。

教育行政については、教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

## ○教育長（中嶋健蔵君）

福田議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政について。本町は大変スポーツが盛んな町である。小・中・高と学生のクラブ活動において素晴らしい結果を残し、九州大会や全国大会に出場するなど、活躍が見受けられる。（1）本町において、九州大会や全国大会出場における助成金の制度はどのようになっているのか。また、過去において、毎年何名の方が助成を受け、年間幾ら助成しているのかについてですが、議員のお説のとおり、本町は大変スポーツが盛んな町であり、町内外に誇れる波佐見町の伝統の一つです。これは町民皆様がスポーツの重要性を認識し、競技力向上や子供たちの健全育成に取り組んでいただいているたまものであり、近年の一般の方をはじめ、児童・生徒の九州大会または全国大会の出場の多さに結びついていると考えています。このように多くの方が地方大会を勝ち進み、九州、全国大会で活躍し、多くの成果を波佐見町に還元していただいていますので、出場される方々の負担軽減とその支援を行うため、助成制度を設け、助成を行っています。

議員お尋ねの助成の内容についてですが、九州大会出場については1人当たり5,000円、全国大会出場については1人当たり1万円を助成し、全国大会のうち、中学校部活動の延長で出場する場合は、1人当たり2万円の助成を行っています。

また、過去の実績ですが、平成27年度は55件、113名の方に105万円、平成28年度は68件、168名の方に153万円、平成29年度は70件、185名の方に132万円の助成実績があります。

九州大会、全国大会出場は、個人のみならず、町全体の競技力向上と町民皆様に勇気と希望を与えるものですので、今後も支援を行ってまいりたいと思います。

（2）スポーツの祭典であるオリンピックが2020年、東京で開催される。本町としても、何かイベント的なことを開催してはどうかということについて。2020年東京オリンピックは、夏季オリンピックとして1964年以来、56年ぶりに国内で開催されるオリンピックで、競技大会組織委員会が組織され、具体的なスケジュールや施設整備も進むなど、順調に準備が進んでいます。また、さまざまな関連イベントも目にするようになり、全国的な機運も盛り上がっているところです。

議員お尋ねの、何かイベント的なものを開催してはどうかですが、オリンピック憲章により国際的な厳格なルールが定められており、さまざまな知的財産権に配慮することが求められています。一方で、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、東京

2020参画プログラムを定め、ルールに基づいた手続と審査を経れば、関連イベントが開催できるようになっていきます。既に東京近郊ではさまざまな参画プログラムが実施されており、スポーツ大会やレクリエーション、国際理解のためのイベントや各種体験教室が行われています。

このため、本町におきましても、先行団体の事例を参考に、東京オリンピックの機運醸成を図るとともに、町民皆様が楽しめるイベント等を検討してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

観光事業につきましての（1）のことですけれども、今年度から重点項目の五つの基本事業を行うということでもありますけれども、具体的にどのようなことを行われるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

29年度に策定しました観光振興計画について、最終的にここ二、三年で実施する重点項目を定めております。その中では、まず、食の魅力を向上する事業、あと、航空会社と連携した商品づくりだったり情報発信、あと、受け入れ側の体制を整備する将来のDMO化を目指した受け入れ体制の整備並びに民泊のコーディネート組織の育成とか、あと、お土産品の開発ですね。波佐見はお土産品が余りありませんので、お土産品の開発。あと、御当地グルメの開発だったり、やきものと絡めた食に関する取り組みを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

今、いろんな形で進めていくというふうな話ですけれども、工法的なことですけれども、どんな手法で行われるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この重点項目は、一つ一つ町単独予算で支出をしたら非常に厳しいものがありますので、まず、観光の大きな柱を実現するために県の補助事業である21世紀まちづくり推進補助金を活用をいたすというのと、あと、地方創生事業の活用ですね。あと、農水省の民泊の補助金も30年度獲得いたしましたので、その活用もしながら、なるべく費用をかけずに最大の効果

を得られるように進めてまいりたいというように思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

ただいまお話ありましたとおり、目標の達成に向けて前向きに頑張っていたいただきたいと思  
います。

次の民泊についてですけれども、全国的に取り上げて大変話題となっております。ことしの  
6月に観光庁より住宅宿泊事業法というのが施行されておると聞いております。民泊事業を  
登録するに当たり、資格の取得だったり設備の規制などがありましたら、御説明をお願いします  
ます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

ことし6月から民泊新法、住宅宿泊事業法が施行されましたけれども、その前までは、俗に  
言う体験民泊を実施するに当たっては、まずそこからちょっと説明をさせていただきたいん  
ですけれども、それまでは通常の旅館業法を適用しないといけませんでした。それには当然な  
がら、消防法の規制だったり、浄化槽の設置の規制の水質汚濁防止関係の法律、あとは建築  
基準法等いろいろな法律をクリアする必要があったということです。そう言いながらも、県  
がグリーンツーリズム推進のために規制緩和を設けておりました。それでなるべく、体験民  
泊をするのに、その法律の緩和をしながら進めてきたというのが今までのやり方で、これ  
はまだ今も法律的には残っております。

ただ今回、この新法におきましては、そういったいろんな法律の規制を受けずにですね。  
ただ長崎県の場合には、消防の適合通知書だけは必ずとって申請をしてくださいということ  
になっております。申請書に消防の適合通知書をつけて、あと、周辺住民の方の同意書、民  
泊を開設するに当たっての同意書をつけて、主にはそれをつけて申請するというふうになっ  
ておまして、ただこれは、実際に自分が住んでる家の、例えば2階の子供部屋を貸すとか  
いう場合において適合されるもので、これを空き家を活用してする場合というのは、また話  
が違ってきまして、消防法が格段に厳しくなります。そこに本人が、家主が住んでいない場  
合は消防法が厳しくなって、消防署への直接連絡が行く自動火災報知機の設置が義務づけら  
れるということで、なかなか厳しい条件というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

民泊をするに当たり、いろんな消防法とか自動火災報知機の設置等が必要ということでありますけども、大体設置するに当たり費用はどのくらいかかるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

自動火災報知機は、面積要件によって小規模自動火災報知機というのがありまして、大体普通の住宅はそれに該当すると思いますけども、それであれば初期費用が15万ぐらいかかるというふうに聞いております。ただ、半年に1回の法定点検、1年に1回の法定の消防署への報告書作成の義務が生じるため、それには別途費用がかかるというふうに聞いております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

設置について15万ほどかかるということですけども、それとあと、半年あるいは年に点検等が必要ということでもありますけども、設置費用の15万円に対して幾らかでも町として補助をするとか、そういうふうな考えはありますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

実際そういう事例になるのは、空き家を民泊に活用する場合で、今から空き家を民泊に活用する動きといますか、町内でもあちこち出てきております。普通の家を活用すれば一番お金がかからなくていいんですけども、そういった町屋じゃないですけども、空き家を利用した宿泊は今後の波佐見の観光のために非常に効果的というふうに考えてますので、その辺は予算については何らかのそういう形ができないか、今後少し研究をしていきたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それとですね、平成26年に今、民泊を登録されてるところは7件というふうな形でお伺いしましたけれども、ことしっていいですか、今後、何件を目標に取り組んでいこうかと思われてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

すぐには増えないというのもありますので、まずはプラス3件ぐらい増やして、将来的には20件ぐらいまでなっていたら、そういった小団体の受け入れとか、今でも民泊7件あるうち、全て7件いつでもいいよっていうわけではちょっとないっていう状況でありますので、20件ぐらいあれば、ある程度の回していいですか、配置といいですか、そういうのができていくんじゃないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

滞在型の民泊をするということに関しまして、やはりそういった形である程度の受け入れ体制が大事かと思っておりますので、今後とも民泊される方々の普及についてもお願いしたいと思っております。

それでは、（3）についてですけれども、地場産業である窯業、農業を絡ませた体験型の民泊につきましては、先ほどからもお話あつてありました、先月の21日に全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク長崎大会がここ波佐見町でも旧公会堂のほうで、全国から約200名の方が分科会のほうに参加されておりますけれども、インバウンド受け入れ成功の秘訣っていうことをテーマに3名のパネラーの方が、実際の生の声をパネルディスカッションしていただきました。

体験型をすることで、連泊や長期滞在といったことができ、消費拡大につながっていくものと思います。それで、体験型の民泊をするに当たっては、窯業、農業の関係者にも説明や啓発が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、こういった体験民泊のインストラクターの集まりとかは、都市農村交流協議会という組織の中で行っておりますけれども、正直、今、新しい体験というのをなかなか生み出してこれていないという、少しマンネリ化も正直なところあります。あと、体験自体のメニューによつての集客のばらつきだったりとか、あと、価格設定の問題、これによつて非常に手間ばかりかかって、なかなかそのインストラクターの負担になってるとか、そういう部分もありますので、価格の問題だったり、それをするによつて幾らかでも儲けていただくというか、収益になっていただくような、そういった仕組みをつくっていくことが非常に今後は重要だというふうに考えているところであります。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった窯業の関係者だったり農業の関係者だったり、そういった方々と綿密な打ち合わせをされて、そういった体験型の観光もいただけるように努めていただきたいなと思っております。

それで、スポーツツーリズムにつきましては、いろんなコンテンツがある中に、スポーツを活用した観光まちづくりということがあります。例えば、徳島県の阿南市、元プロ野球の巨人軍の水野投手を輩出したまちでありますけれども、ここも古くから野球が盛んな土地柄でありまして、少年野球から古希野球まで、あらゆる世代に幅広く浸透して活動され、野球のまち阿南として推進されております。草野球の誘致に焦点を絞り、草野球の聖地として野球のまちおこしを推進し、観光商品を企画し、全国から草野球チームを誘致するなど、地域の強みを生かして、市のPRと活性化に成功されているようです。

本町におきましても、スポーツが盛んに行われておりますので、観光団体や体育協会などのスポーツ団体、企業などと連携して、スポーツを活用した観光まちづくりを推進して、選手たちを観光客としてもてなすことで地域の経済も潤うと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、平成29年の観光誘客が111万ありますけれども、まずその中でも、本町を訪れているスポーツイベントでの集客の人数も入ったところの数字であります。おっしゃるとおり、このスポーツで来町していただくお客様も、宿泊をしていただいたりとか、お弁当を買っていただいたりとか、地域にお金を相当落とさせていただいていると思っておりますので、こういったスポーツでの誘客というのは今後も非常に、今から注目していかないといけないということで思っておりまして、それにはまだまだ私たちも経験がちょっと不足しておりますので、いろいろなほかの団体の例を参考にしながら研究を深めていかなければならないというふうに考えているところです。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

隣町であります川棚町でも、ホッケーを観光と融合した施策をされております。くじゃく荘横のホッケー場を基点に、大学のホッケー部やサークル、韓国のチームなどの合宿誘致を

されているようです。また、助成金の制度もあり、10泊以上で1人当たり大体1泊1,000円の助成金があり、ホッケーだけでなく、マリンスポーツについても適用されているようです。

本町においても、地域の特色を生かしたスポーツと観光を研究、検討されてはいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに川棚町にはホッケー場を基点に、川棚町に宿泊するっていうことを条件にそういった制度が設けられ、単独予算で80万程度が予算計上されてるといふふうに聞きました。こういった非常に身近な例がありますし、いろいろ町の宿泊の観光を、福岡あたりのエージェントを訪問すると必ず言われるのが、何らか有利な助成制度はないのですかとかいうふうな、1人幾らかかなりのバックがありませんかとか、そういったのを非常に言われることがあります。直ちに今これを本町に適用するかどうかはまだ検討してませんが、こういったあたりも参考に、今後ちょっと研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

今後、前向きな検討をお願いしていきたいと思っております。

観光事業につきましては、地場産業の発展とともに、とても重要な課題だと思っております。きのう、おとといも東彼3町において、長崎県のスポーツ推進委員の研究大会がありまして、きのうは実践研修として波佐見町のほうを観光させていただきました。県内の推進委員さんが130名ほど参加されまして、観光ボランティアさんの協力も得て、やきもの公園、あるいはまた西ノ原のところを散策いたしました。きのうは大変寒い中でありましたが、大変好評で、大変喜んで帰られていかれました。

それでまた、先ほども観光のことで石峰議員のほうからもありましたとおり、私もちょっと調べたところ、波佐見町の観光ガイドマップ、これを見せてもらえば、波佐見町の年間行事、各月の行事だったりイベントだったりとか、あるいは先ほどありましたように、波佐見町の見どころのピックアップちゅうことで何か所も紹介してあったり、飲食店の紹介とか、そういったものまで網羅されて、いいガイドブックがありますので、こういったツールをほかにもありますので利用されて、もっと観光の事業に力を、発信していただきたいと思っ

ております。

大勢の方々が、やはり観光客が来町されれば、本町のにぎわいも見受けられますし、あるいはまた地元で幾らかでもお金を消費していただければ、元気なまちづくりや地域活性化へとつながっていくと思いますので、ぜひ今後も観光事業につきまして尽力されて、早期目標の達成をしていただきたいと思います。

以上で、観光事業については質問を終わりたいと思います。

続きまして、教育行政についてですけれども、助成金の制度と、あるいは金額、あるいは何名ということで具体的に回答をいただきましてありがとうございました。それとまた別に、競技種目についてもお願いできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

過去の実績等については教育長が申したとおりでございますが、質問で種目等ということでございます。

まず、幅広いんですが、水泳とか、あとサッカー、野球が主なところなんですが、ほかには、川棚高校の学生さんがホッケーで九州大会、全国大会に行くということも見受けられますし、一般の方ではゲートボール、さらには卓球ということで、波佐見のスポーツの多様性がやっぱりあらわれてるんだろうなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

中学生の部活については倍額の2万円となっているということですが、小学生とか高校、一般の方、まあ中学生以外の方ですが、どのくらい占められていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、直近の平成29年度のほうを御説明をしたいと思います。全体で185名の方に助成をしておりますが、一般の方が30名、高校生以下が155名でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

中学生はということで、御回答はどうでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

失礼いたしました。中学生の方ですね。先ほど申しあげました155名のうち、中学生以下は117名でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

平成29年度において185名の方のうち117名が中学生というふうな回答でございますけれども、高校生や一般の方についても遠征の費用とかそういったものとか、あるいは同じ町民として頑張っているわけですので、ほかの一般の方々につきましても中学生と同じような2万円を補助としてしていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ちょっと言葉の説明が不足でしたが、先ほどは117名と言いましたが、中学生以下でございますので、小学生もそれには含みます。

御質問の趣旨でございますが、現在、中学校の部活の延長であれば、全国大会の場合は1万円を2万円助成しているというところでございます。波佐見は大変、九州大会や全国大会に行く方が多い状況でございまして、議員御承知のとおり、保護者の方は大変な、カンパというんですかね、物販をしてその経費を賄っていらっしゃるという状況でございます。一方で、スポーツ少年団の理事会でもこの倍額については意見をいただいております。

教育委員会とすれば、やはりそういった保護者の方の負担を低くするという観点であれば、高校生以下についてこの助成のあり方については今後やはり増やすような方向で検討していきたいと考えてるところでございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そのように、学生については高校生以下ということで御検討いただければよろしいかなと思っております。九州大会や全国大会に出場をするに当たっては、やはり長崎県または九州の代表として出場するわけですので、波佐見町民にとっても大変名誉なことであると考えております。また、大きな大会に出場することで学ぶことも多くて、あるいはそのような経験をすることで人間としても成長するきっかけになることと思っております。そういったことで、リーダーシップの人材育成ということで、やはりそういうふうな形で、学生の方について

ては御配慮させていただきたいなと思っております。

やはりそういった形で全国大会に出場に当たっては、先ほどもお話ありましたとおり、一番心配されるのが旅費等の費用負担であります。全国大会ともなれば、やはりどの県で開催されるかで、その負担も大分と変わってきますし、勝ち上がっていけば滞在期間も長く、かなりの個人負担が考えられております。

今回も、来年3月に波佐見中学校の野球部が静岡県で行われます全日本少年春季全国大会に出場されております。県大会で優勝したとはいえ、保護者の方々も喜んでばかりはいられず、日々、寄附金や物品販売等で奔走されておりますので、こういったことを踏まえて、やはり頑張っている子供たちのために、または保護者や関係者の負担を少しでも軽減してもらうために、そういった形で。

現在も2万という形でありますけども、長崎県というのが一番西の果てにある県でございます、全国の大会に行こうとすれば、全部東側に行くしかありませんよね。そういった形で、どこで開催されるかということで物すごく負担の費用も変わってきますので、そういった方たちで例えば中国・四国地方やったら現状の2万円とか、あるいは近畿地方に行けば2万5,000円とか、中部で3万とか、関東以上で3万5,000とか、そういうふうな段階的な助成金も御検討されたらいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、現在、教育委員会で検討しとるのは、この九州大会の1人5,000円、そして全国大会1万円を増額の方でまず検討しようということで先ほど答弁したとおり、御説明したとおりです。これは高校生以下ということで、現状、検討を進めております。

一方で、議員さんがお尋ねになったように、地域ごとの補助金の区分けをしてはどうかということでございますが、この補助金については将来的な意味も含んでやっております。そういったことで一律で今現在、補助金の額を設定させていただいております。

一方で、先ほど言っていたとおり、静岡で開催したとき、1人当たりの旅費がどれくらいかかるかというのは、実は教育委員会で十分把握をしております。今後、そういった全国大会の出場者に対して抽出をしながら現状を調査をして、これについてちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

今、検討の方向でということですが、来年3月、早速、中学校が静岡に行くわけですが、それまでに結果とかがあってというのはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まだ30年度の予算を執行中でございます。検討を申し上げるといっても、予算が伴うのは31年度でございますので。開催時期まで私は承知しておりません。何月になるかということもちょっとポイントになっておりますが、そこは年度の区分がしっかりございますので、そこは踏んでいただいて、31年度において検討するというところで御返答したいと思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

ぜひ選手たちや関係者が大会に安心して挑めるように、前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、オリンピックに関連したイベントでございますが、具体的にはまだ検討中ということですが、やはりオリンピックと言えば、ある程度、聖火リレーとかそういったものが主なことかなと思っております。来年は波佐見町民の大運動会が開催される年でもありますし、もしくは2020年1月の波佐見一周駅伝で、1周約大体30キロのコースとなっておりますかと思っておりますが、各小学校10人ですね。3小学校で30人、約1人1キロぐらいですね。そういった形で、たすきを、聖火リレーですのでバトンに聖火の形に見立てて、小学5、6年生に、そういった形で一般の方と一緒に駅伝にオープン参加ということも検討してはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、オリンピックの関連イベントというのについては、先ほど教育長が答弁したとおり厳格なルールがあります。ですので、何々聖火リレーとかいって町単独でやることはできません。これはやはりいろんな利権が絡んでおりますので、そこはわかっただけであればというふうに思いますが、一方で、議員さんが御提案いただいたように、町民運動会や町一周駅伝大会で子供たちが参画して、そういったオリンピックの気分を味わうといったら変でしょうけれども、オリンピックを盛り上げていくようなことで、自分たちのやれることで力を出

せるということは検討したいと思います。

教育長の答弁があつたとおり、正式な手続をやつて審査を受ければこれはできるものでございます。今からいろんな先行団体の調査をして、教育委員会としても前向きに検討していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

先ほどもありますように、オリンピックに関連しては、やはりいろんな規制等があるように伺っておりますので、ぜひまたいろんな研究とか検討を進めまして、子供たちが発表できる場ができればと思っております。

それでは、以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時10分から再開します。

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

1、波佐見・有田インター駐車場の有料化について。

(1) 9月の補正予算で調査費用を計上されたが、その調査結果はいかがででしょうか。

(2) 採算は別として、管理という観点では方向性は見出しましたか。

(3) 有料化の場合、利用料金ゲージなどの設置費用はどのくらいになるのでしょうか。

2、自治会との協働について。

本町も人口減少が進んでおり、窯業と農業の後継者不足はもとより、地域間格差が顕著にあらわれています。

次の2点を質問したいと思います。

(1) 消防団の運営に、世帯数が多いところは問題はないが、少ないところは消防費の負担が重くのしかかっています。町からの手当増額はできないでしょうか。

(2) 敬老行事委託料の増額はできないでしょうか。

3、平成31年度の予算編成について。

(1) 編成方針と重点施策はどんなものでしょうか。

(2) 本町の創生につながるような独自の事業を計上する予定はないのでしょうか。

(3) ふるさとづくり応援寄附金をどのように活用するのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の質問にお答えいたします。

まず、1、波佐見・有田インター駐車場の有料化について。9月の補正予算で調査費用を計上されたが、その調査結果はという御質問ですが。

岩峠駐車場につきましては、6月議会において北村議員からの一般質問で、有料化の検討について質問があり、昨年までの経過はその折に説明しましたので省略しますが、本年9月議会で調査費の補正予算を計上したところです。駐車場の利用調査は11月9日、金曜日と11月25日、日曜日のそれぞれ朝5時から夜12時まで実施し、駐車場利用の目的と、300円程度の有料化を実施した場合、利用するかとの設問で聞き取りを行いました。

結果について、11月9日では、入庫台数129台、そのうち高速バス利用が25台、送迎が17台、待ち合わせ39台、休憩48台という結果でした。11月25日では、入庫台数189台、そのうち高速バス利用が27台、送迎が38台、待ち合わせが58台、休憩58台という結果でした。

有料の場合でも利用するかの調査は、回答拒否が多く、サンプル数が非常に少ないのですが、11月9日の調査では、有料でも利用するが14台、利用しないはゼロ、どちらでもないが5台、11月25日では、有料でも利用するが18台、利用しないが1台、どちらでもないが9台という結果でした。

採算は別として管理という観点では方向性を見出したのかという御質問ですが、今回調査する中でも気づきましたが、11月に限らず、週末は駐車場を利用する方が非常に多く、駐車場に入りきれない車両が駐車場横の道路に路上駐車する車が多数見受けられるなど、非常に危険な状況となっていたことから、適正管理という観点からも、有料化について検討する必

要性を感じています。

有料化の場合、利用料金、ゲージなどの設備費用はどのくらいになるのかという御質問ですが、駐車場の有料化の場合、ゲート方式の機械による管理が考えられますが、単に料金徴収のみではなく、機器の保守管理や遠隔操作によるトラブル対応策、機械代から運用までさまざまな費用がかかります。

以前、導入を検討したときには、ゲートの機械を購入して運用する場合と、機械をリースして運用する二つのパターンがあり、購入するにもリースするにもそれ相当の金額がかかり、当時の見積りによりますと、購入するのに1,800万円、60カ月リースの場合で月に33万6,000円が、また、別途、運用管理につき27万円が提示されています。

今回新たな運用パターンとして提案が上がっているのが、運営会社が機械を持ち込んで駐車場の運営管理を行うというものです。この方式だと、投資リスクを抑え、初期費用不要で駐車場運営ができるというものです。駐車場の経営主体はあくまでオーナーですので、こちら側の意向を最優先に運営できます。委託料については、できるだけ削れる経費を削ってスリム化した概算見積りによると、5年契約で月に30万円ぐらいの提示があっています。

このように当初計画したときから時間も経過し、時代に合った新たな提案もあっていますので、公有地の有効活用と適正管理の観点から、有料化に向けて引き続き検討を深めていきたいと考えています。

次に、自治会との協働について。本町も人口減少が進んでおり、窯業と農業の後継者不足はもとより、地域間格差が顕著にあらわれていると。消防団の運営に世帯数が多いところは問題ないが、少ないところは消防費の負担が重くのしかかっている。町からの手当増額はできないかという御質問ですが。

消防団の運営と支援費の自治会負担に関する質問は、昨年12月にもいただいたところで、その後、各分団にも情報提供をお願いするなどしてきました。個別の分団運営に関することで詳細は把握できませんでしたが、総じて現時点では分団の運営に支障があるとの情報はありませんでした。ただし、自治会の支援費負担は世帯数が減っても変わっていないため、重くなっている実態があるようです。

団員報酬、訓練や火災等の出動に対する手当の増額については、県下の状況と比較した場合、分団長以上の役職団員の報酬では、年間平均で1万円から3万6,000円程度高くなっていますが、それ以下の役職では2,500円から4,000円程度低い状況です。また、訓練や災害時

の出動手当は1回当たり2,000円から2,700円程度が多く、本町の2,500円とほぼ同じ状況です。団員報酬の額については今後十分検討を要するところですが、報酬と分団の運営はそれぞれ異なるところがありますので、自治会と消防団の間でも協議をしていただくことが必要だと思えます。

次に、敬老行事委託料の増額はできないかという御質問ですが、この敬老事業委託料につきましては、町民の長寿をお祝いし、敬老の意を表することによって、高齢者の生きがいを高めるため、各自治会が地区内の75歳以上の高齢者を対象として行っている敬老祝賀会に対してお支払いしているものでありますが、対象者1人当たりの委託料の単価1,500円は10年以上変更できておりません。

各自治会におかれては、対象者に敬意を表し、長寿のお祝いをされる中で、委託料の単価をはるかに超えてもてなされているところがほとんどであるということから、町からの委託料が現在の祝賀会の経費に見合っていないとの御指摘を早くから受けておりました。しかしながら、本町を取り巻く諸情勢、とりわけ高齢者や障害者、また、子育て支援等に係る扶助費が年々増加の一途をたどっており、いまだに財政を圧迫していることも事実でありますので、委託料を引き上げることは今なお難しい状況であります。今後、財政の状況を見ながら検討をしていきたいというふうに思っております。

次に、平成31年度の予算編成について、編成方針と重点施策は何かという御質問ですが、今年も師走に入り、いよいよ新年度の予算編成に着手する時期となりました。本町では今月4日付で平成31年度波佐見町予算編成方針を策定し、これを直ちに職員に対して周知を行い、予算編成の準備にかかったところでもあります。町政は、地方自治と言いながらも、国や県の施策の影響を大きく受けることから、国、県の編成方針や動向を注視して、極力新年度予算に反映することとしております。また、グローバル化した現代では、世界情勢の変動により経済がすぐ影響を受けることを考えると、経済状況の把握に努めながらその動向を見きわめる必要もあろうかと思えます。

お尋ねがあった編成方針は、少子高齢化社会の到来で、波佐見らしさを発揮したまちづくりを目指すとして、基幹産業の活性化や地域の特性を生かした交流人口の拡大、地方創生に向けた取り組み、町民に身近な行政運営、安全安心な環境整備を行うこととしております。その基本となるものは、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略であり、また第10次基本計画であることは言うまでもありません。

重点施策として、1、雇用の創出と定住促進、2、地場産業の振興、3、交流人口の拡大、4、安心安全なまちづくりと生活環境基盤の充実、5、社会保障と子育て支援、学力向上と豊かな心、スポーツ・文化の振興を掲げており、そのほかに波佐見創生につながる特別予算枠を確保し、編成してまいりたいと思います。

本町の創生につながるような独自の事業を計上する予定かと。まだ予算要求が行われていない状況で軽々しくは申し上げられませんが、波佐見創生なくして地方創生なしの気持ちを持って、本町創生につながると判断した場合には、独自事業も積極的に取り組んでいく所存であります。

次に、ふるさとづくり応援寄附金をどのように活用するのかという御質問ですが、ふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては、現在、全国の皆様から本町に対しまして多額の寄附をお寄せいただいております。ふるさと納税を財源として実施できる事業、いわゆる使途については、波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例により、ふるさとを元気にする活動や伝統文化の保存、整備、次世代を担う子供たちの健全育成など、大きく五つの項目を対象として寄附者の意向を伺っておりますので、それらが反映できる事業に活用することとしています。

また、ふるさと納税は、その性質上、経常的かつ確実に確保されたものではない臨時的な収入であるため、経常的な支出につながる事業や経費の財源とすることは不適切であると考えております。

このようなことを踏まえ、今回の補正予算にも計上しておりますが、学校教育施設整備など緊急な事業や、これまで要望があっても財源が確保できずに取り組めなかった事業、また、地方創生につながる事業など、臨時的な経費や事業への活用を考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それじゃあ、質問をしていきたいと思います。

まず、インターの駐車場の件ですけれども、何台収容できるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

軽自動車も含めて98台収容できます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

昨日、インター駐車場へ行きまして、3時半ごろ行ったんですけども、駐車場の空車スペースが約16台でした。そうすると、約70台以上がとまっているという計算になります。今はちょうど閑散期ですので、こんなもんだと思っておりますが、そういうことで、道路側に駐車をしている車はなかったですね。それだけは報告しておきます。

先ほど、調査結果をお聞きしましたけれども、特色はどういうふうに感じられていますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

平日でも、日曜日でも、待ち合わせと休憩が3分の2を占めるという状況で、この方たちが有料でも駐車するののかというのが、今後の検討の重点的などころになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

調査結果の特色はというより、調査結果の感想をおっしゃったと思いますが、特に現状については、必要か、必要じゃないかというふうに観点から見るとどういうふうに感じられておりますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

収支を抜きにしたら、適正な管理をしないとイケませんので、有料というのは必要だというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど答弁の中で、道路側に駐車をしている場合があるというようなことを、私も見ていますし、澤田課長も見ていらっしゃるということですけど。この現状が本当にいいと思われませんか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

私も11月には、実際見て調査をしましたけれども、週末、特に駐車場入り口の高速の側道のほうに向かって、縦列駐車で路上駐車が非常に多くて、下手すると、その先の民地にまで

入っていく可能性もあるということで、そういう事態になったら非常によくない、非常に危険な状態ということで、適正管理という観点では有料化が必要というふうに感じます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そこで、管理という点に、観点から見ますと、もし事故が起きたりとかいうふうにしてなった場合に非常に問題になる可能性が強いですよね。そういった意味ではどうなのでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

一応、駐車場のほうには、駐車場内での事故については一切責任を負いませんというふうには書いてはいますけれども、前、調べたときには、法律的にはそれは一切関係ないというのでも聞いたことがありますので、そこはもう少しよく調べて、そういった町の施設において事故が起こった場合にどうなるかというのも考えながら検討していきたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

やっぱりまずいですよね。道路側に縦列駐車をしてあるというようなこと自体が、やっぱりまずいんじゃないでしょうか。それと、思いますけど、その料金が、先ほどの調査結果には300円という数字が出ていますけれども、嬉野インターは200円ですよ。だから、その300円かどうかは別として、300円でも駐車をするというようなアンケートの結果のほうが強いんですよね。有料化した場合に、やっぱり300円のほうが妥当じゃないかと思えますけど。

それと、もう一つ、やっぱり30分間は無料とかいうのも計画はされる予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

あそこに何ていいますか、関係ないといえますか、高速バス利用者が中心にとめていただきたい駐車場でありまして、待ち合わせのためにつくった駐車場ではありませんので、そういう意味では、料金を頂戴して適正に管理していきたいというふうに思うし、ただ、高速バス利用者の送迎の部分もありますので、あとトイレ利用というのもありますので、そういった短い時間の駐車は無料にするとか、そういう工夫は今後考えていかなければいけないとい

うふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

嬉野の場合はインター駐車場と、今度新しく、ことしできましたシーボルトの湯のところに駐車場ができていることは御存じかと思います。そういうことで、嬉野市というのは、やっぱりお金があるのかないのかわからんけど、そういうゲージを、料金ゲージを設けると、駐車場を設けるということに関しては非常に価値があるというふうに思われているんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、時代の流れは、佐世保でも、川棚でも、嬉野でもそうですけれども、自治体の公有地も有料化という流れが、10年まではそこまでなかったんですけれども、今それが常識の時代になってきております。適正管理も含めて、そういったお金を頂戴するというのも考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

さっき料金の、ゲージのことに料金が出ていましたけど、答弁の中にありますが、非常に少額の、初期費用が要らないというのが非常に魅力じゃないでしょうかね。月々30万の金額は別として、初期投資金額がないというのが私は非常に魅力だと思うのですけれども、そういう点はちょっと見られたかと思いますが、その点、どういうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

10年、15年前にはこういった提案はありませんでしたので、かなりハードルが低くなったというふうに感じております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういうことで、澤田課長がおっしゃっていますから、非常に有料化に対して前向きなことじゃないかと思いますが、本当に有料化が考えてみて妥当じゃないかと思いますが、その点、町長いかがですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

何回となく、このあれもあれして、要はある面では収支というようなことも、その件において今までもちょっと議会からは反対の意見のほうが多かったんじゃないかなというような思いをいたしております。今の課長の答弁でも適正管理ということも踏まえれば、幾らかのそこの、例えば利益は生まなくても、損失の程度の加減によっては、やはり適正管理というようなこと、そして、やっぱりどんだん波佐見に来て、安心してとめられるっていう、そういう面においては前向きに検討はしていかなければならないと。十分その点を踏まえながら、最終的には議会の皆さんの御理解をいただくような、そういう方向の中で提案をすればいいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に行きたいと思います。

消防団のことですけど、団員の報酬は、ちょっと先ほど説明があったかなと思ったんですけど、年間どのくらいなんですか、波佐見町は。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

団員の報酬につきましては、それぞれ団長以下、階級ごとに年額の報酬が違いますので、申し上げますと、団長で15万7,000円、副団長で11万5,000円、分団長で11万円、副分団長で3万9,000円、部長で3万1,000円、班長で2万8,000円、団員が2万6,000円でございます。このそれぞれの人数に掛けていきますと、年額で約860万円程度ということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今のは年額ですよ。年額ですよ。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

はい、消防団員の報酬は年額で定められております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど出動手当は本町は2,500円とお聞きしました。近隣の町の報酬と出動手当は、東彼杵とか川棚町は大体幾らぐらいなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

近隣の町の出動手当は、東彼杵町では2,800円ですね。ただし、東彼杵町の場合は訓練のみの出勤となっておりまして、火災等の有事の場合の出動手当はございません。それから、川棚町でございますが、川棚町は火災、それから訓練等の出勤は1回につき2,700円となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

さっき報酬というのを聞いたような気がしているんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

報酬もそれぞれ申し上げてよろしいですか。これは県の危機管理課のほうからいただいた資料でございますけれども、東彼杵町は団長が28万8,000円、副団長が24万円、分団長が22万4,000円、副分団長が4万6,000円、部長が3万8,000円、班長が3万4,000円、団員が3万2,000円。次に、川棚町でございますが、川棚町は団長が14万8,700円、副団長が11万円、分団長が10万6,000円、副分団長が3万8,700円、部長が3万600円、班長が2万7,500円、団員が2万5,500円となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

報酬と出動手当はあんまりそう差がないかと思えます、感じましたけれども、これを手当を上げてくれとかいうのはちょっと思量りたいなと思ってはいるのですが。でも、ただ、これは12月の議会のときでも質問をしてお願いをしたわけですが、結局、その分団によっては非常に大きな格差がありますよね。それはもう御存じだと思いますけど。波佐見町は8分団あって、例えば1分団は1,200世帯が受け持っている。そして、5分団、6分団は240前後と、世帯数はですね。非常に5倍の開きがあるわけですね。これも12月議会では確認をしたところですが。

そういった点で、非常に各分団の決算書というのが見ていらっしゃるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

各分団の決算書については、町のほうとしてはつかんでおりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

単純に計算して、これは資料をもらった点で見ますと、1,200世帯あるところは1,000円前後の世帯で負担をしていると。じゃあ、5分団はどうかと、私も住んでいる地区は、約1世帯当たり3,000円あれているわけですね。そしたら、総合的に1分団は大体年間150万以上の予算規模があるわけですね。そしたら、5分団は幾らあるかということ70万前後なんですよ。団員数はほとんど変わらないですよ。三十数名ずつですから。

そういった点で、アンバランスを感じると思うんですよ。我々も黙って見ているわけじゃないんですけども、その5分団の運営に関しても非常に無理な、非常に質素な活動をやっているわけですね。見るに見かねて、それは何でかということ、我々が住んでいる中尾地区の軒数が大分減りましたから、その分だけ減っていつています。収入がないわけですね。だから、そういった点で、そういうものが自治会の負担になってきているわけですよ。

だから、余りにも5分団の状況が僕らから見て非常に厳しい状況に置かれているというふうなおおるわけですけども、これはまた値上げをしなきゃいかんかなと。3,000円を4,000円にしなきゃいかんかなというふうにも思っているんですけど。そうした場合には、中央地区と周辺の地域が格差がひどくなりますよね、負担金が。郷費合計でも大分違うんですよ。約3倍の開きがありますね。そういった点はどういうふうにお考えでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおり、現実的なところの数字は、正確な数字ではございませんが、各自治会の決算書とか予算書とかの数字から推測したところでは、各自治会の消防費の負担は、1世帯当たり1,400円程度から、恐らく一番高いところでは今おっしゃった3,000円程度まで、約2倍ぐらいの差があるんじゃないかということは私どももつかんではおります。ただ、管轄をする分団そのものの世帯数がそれぞれ違いますので、先ほどおっしゃられたように5分団、6分団では60万、70万ぐらいの運営費の助成、あるいはそれ以外の大きな1分団とかになると、その倍ぐらいの運営費がいつているという、そういった実態もあるのかなと。こ

れは正確な数字ではありませんので、確たる数字としては申し上げられませんが、恐らくそのぐらいの差があるのだという認識は私たちも持っております。

ただし、これはあくまでも消防の分団と、それから、自治会という任意の団体ですね。この協議と申しますか、お話の中で、そういった自治会としては消防団にそんな支援をしましょう。あるいは分団としてもその支援を受けましょうという、それぞれの何て申しますか、申し合わせと申しますか、協議の中で決定をされていることでございます。それが適当かどうかについては、金額の差があることについては認識をいたしておりますけれども、それが私たちとしてどうこうできるような立場にないというのがございます。一概にそれを均一化してくださいということも私たちもできませんので、あくまでもその部分については、消防の分団と、それから自治会との協議と申しますか、お話の中で、分団の運営がどの程度にある。それに対して自治会からの支援をどの程度しましょう。そういった協議をしていただく以外にないのかと。今の段階では私どもとしてはそのように考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

消防団もあれですよ、町が全額持っているわけではないですから、自治会を下にしてやっているわけですけど。そういうのは事実があるわけですが。ただ、自治会がもたんようになりますよね、このまま続けば。そういうことであって、一応委託というようなことでちょっと解釈をさせていただいて、次の事項に移りたいと思います。

次に、敬老行事委託料というようなこととお聞きしたいと思うんですけども。これは非常にずっと以前から波佐見町は採用されていまして、以前はもうちょっと高かったというように聞いておりますけど、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この敬老行事委託料につきまして、こちらのほうもさかのぼって調べておりますけれども、平成11年ぐらいまでさかのぼって調べたんですが、そのころは2,000円、1人当たり2,000円という経費でありました。しかし、平成16年以降ですかね、ちょっと財政が厳しい時期がありまして、そのころは全体の事業、全ての事業、あるいは各団体に対する補助金、全てについて5%から10%、経費の削減というふうなことで財政のほうから指摘があった時期がありました。

この時期にこの敬老行事委託料につきましても、16年から四、五年かけて100円ずつ落としていって、平成20年に今の1,500円になっていると。ですから、1,500円はもう10年変わっておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

川棚町とか東彼杵町はどのくらいなんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

川棚町は、敬老行事のやり方がちょっと違っておりまして、本町は各自治会に委託をしましてやっておりますが、川棚町は町全体で、町が主催して、中央公会堂のほうで対象者をお呼びし、全体でお祝いをしているというふうなことでございます。そのときの経費につきましては、お弁当代は一人1,000円ぐらいということでありましてけれども、そのときに記念講演とか、ちょっと行事をされておまして、それに係る経費等も合わせると、一人にかかった費用というのは1,500円から2,000円ぐらいじゃないかということです。

東彼杵については、本町と一緒に各自治会にお願いしているということですが、東彼杵も75歳以上の方、1人当たり1,500円ということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

敬老行事委託料は、本町はここ二、三年の人数と金額をちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ここ3カ年の状況でございますけれども、平成28年は、28年度は対象者2,259人に対して338万9,000円。29年度が、対象者2,270人で、経費は340万5,000円。本年度、30年度が、対象者2,249人に対して337万4,000円ということで、対象者にしても経費にしても余り変わっていないような状況が続いております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

1,500円という金額は他町村も余り変わらないという現状がお聞きして思えるのですが、ただし、自分たちの地域では、1人頭3,000円以上使っているわけですね。それが実態です

よ。そういうことで、1,500円という金額が10年間据え置かれたということは非常に問題があるかと思います。ただ、他町村に比べるとそうでもないというような感じになります。

じゃあ今後どうするかと、これも自治会負担になりますから、消防団にしても負担率が出てきますよね。じゃあ、手当を増額がもしできないとすればですよ、じゃあ、何でやったらいいでしょうかね。

質問の趣旨をちょっと変えます。それは何であるかというとは、僕は自治振興補助金だと思うんですよね。近々の26年から3年、28年度までは約1,700万、29年に100万増額してもらって1,800万近い自治振興補助金を出していただいたと。これを手当ができなきゃ、自治振興資金の増額をしていただけないでしょうかというのが私の意見です。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

敬老会の自治会の負担というのが、人口が少ない地域においては重くのしかかっている。先ほどおっしゃるように、消防のほうにしてもそのような状況と。ある面では限界に来ているような感じがいたしておりますし、他の自治会長さんからもちょっと耳にしたりすることもあります。そういう面で、やはり自治会と協働しているいろんな形をやっていく中では、今後の31年度の予算を組む中で、可能な範囲でやはりそういうことに考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

二、三日前のテレビで言っていたんですけど、フランスで今、デモがありますよね。その中、デモの中で、結局、フランス人の地方の方いわく、要するにパリがフランスじゃないと。要するに都会がフランスじゃないと。地方もあるんだというようなことの言い方をされていました。本町も中央地区が波佐見、もちろん波佐見であるのですが、周辺地域はじゃあ何なのかということなんですよ。その考え方を、やっぱり気配り、目配りしていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

日本も東京一極というような形で、地方をもっと大事にしろというような、そういう形の中で、我々も東京ではいつも叫んでいるわけございまして、そういう面では、やはり平等

に見えて不平等だなというようなところもあります。そういう面では十分大所高所より検討しながら、ある面では皆さんの合意形成ができるような、理解が得られるような検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に移りたいと思います。

ちょっと順番が違いますが、ふるさとづくり応援寄附金についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

現況、30年度が、12月も最ピークを迎えていると思うんですが、今の現状はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

年末を迎えまして、ふるさと納税の寄附金の件数は確実に増えてきております。今年度、30年度の4月から11月末までの件数と金額を申しますと、およそですけれども、9,800件の約3億8,000万。また、12月に入りまして、1日当たり700万だとか、あるいはきのうの状況を見てみますと、1,000万以上の寄附ということになっていまして、集計ができておりますのは12月6日まででございますけれども、これでいきますと、約1万1,000件で4億2,600万程度の寄附状況になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本年度の見込みはどのように見ておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは今度の補正予算にも計上させていただいておりますが、現計のふるさと納税の寄附金が5億見込んでおりますが、このような状況を見ますと、今月の状況にもかなり左右される部分もございます。それから、総務省あたりが過剰な返礼品競争にならないような強い指導もあっておりますので、一部、商品の取下げ等も行っておりますが、見込みといたしましては、補正予算の中では4億増の合計で9億の見込みを立てておりますが、若干これは強めの目立てといたしますか、寄附があった場合に返礼品の財源として予算上計上していないと返

礼品が調達できないということもございまして、9億弱かなというふうに見込んでおります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

非常に大きな金額ですよ。そのうち、増加の要因というのは何が考えられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

やはり、一つは波佐見焼の商品のラインナップに対して非常に高い評価をいただいているということがございます。以前は商品のアイテム数として400程度上げておりましたが、今、全部で700アイテム数ありまして、寄附者がいろいろなパターンを選べるようなバラエティーに富んだ商品といたしますか、返礼品のラインナップをいたしております。

それから、ポータルサイトを3カ所から、さらに2カ所加えまして、五つのポータルサイトを設けて、いろいろなサイトから寄附者が申し込みできるような状況もつくっております。

それとあわせて、このふるさと納税に対する事務委託を行っております業者と、私たち、毎月1回、前月の振り返りとこれからの対策ということで、やはり行政においても稼ぐ力といたしますか、も必要かということで、常に分析をしながら、こういった状況を納税しやすいかと、あるいは寄附をしたくなるような仕組みづくりというのを、お互い毎月1回振り返りながら、いろいろチャレンジしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど、答弁の中に、寄附者の意向はというのがちょっと出されましたけれども、一番多いのは何でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、寄附していただく方にこういったものということで意向をお尋ねしておりますが、まず一番多いのは、次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業と、やはり子育てであったり、そういったものに対して使ってくださいという意向が非常に多うございまして、これが全体の約40%。それから、ふるさとを元気に美しくする活動に関してというものに対してが約20%。それから、未来に伝えたい伝統文化の保存、整備というのが約15%。それから懐かしい景観、新しい町並み整備に関してが10%。それから、残りが町長に一任しますという

ふうなことが15%。おおよその割合はそのような割合になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

寄附金をしていただく方はどこの地区が多いのかということと、地場産品の商品を、陶器にしても出していらっしゃると思いますが、大体全体の何割でどのくらいの売上があるのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

どの地区からの寄附者かと申しますと、これは47都道府県全てから今現在寄附をいただいておりますが、最も多いのがやはり東京でございます。東京が、これは件数で言いますと全体の27%、4分の1強ですね。続きまして神奈川が10%、大阪8%、愛知7%、福岡6%と、こういうふうに大都市圏からの寄附が多うございます。必ずしもこれが、そのままのパーセンテージが寄附額とはなりませんけれども、件数割にいけますとこの程度で、金額も大体似たような数字になろうかと思えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

陶器の割合はどうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

失礼いたしました。

波佐見焼に関しましては、件数的には80%から90%の申込み割合がございます。ただし、これを返戻金の金額に換算いたしますと、60%から65%程度になるのかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

非常にうれしいことですよ。実際9億、もし今年度いったとすれば、ちょっと6割は5億4,000万ほどの、5億ほどの陶器が売れるということですから、非常に業者としてはありがたいことですよ。こういう不景気に。そして閑散期の1月、2月に出荷できますから、非常にありがたいことだと思うんですけど。もっともっと商品を広げて来年度もいかれる予

定はあるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ただいまの御質問の中に若干誤解があるかと思いますが、仮に9億寄附が集まったとした場合は、返礼品が大体、総務省の今強い指導で3割になっておりますので。本町は価格の見直しを9月に行いました。8月までは送料込みで大体4割程度でやっておりましたので、その後3割ということに遵守しておりますが、それでも三九、2億7,000万か3,000万の返礼品代金に充てるつもりでございます。そのうちの3分の2がやきものということであれば、商品代としては2億ぐらいが波佐見焼の返礼品になろうかと思いますが、そういった、今常に新しい商品を出されますし、それから、消費者、今の現在のニーズに合わなくなった商品については取下げを行いながら、常に更新を行っております。そういった打ち合わせも綿密に行いながら、魅力あるラインナップに努めていきたいと。それから、寄附額の獲得に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本町の創生につながるような目玉というのは何でしょうか。考えていらっしゃることは、わかったら教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

私が言っているのかどうか、はっきりわかりませんが、目玉といいましても、町の行政で行う全てが必要不可欠なものについて予算措置をしているものでございまして、まだまだこれから予算要求、各課から上がってくる中で、波佐見らしさがやはりあらわれたもの、あるいは波佐見だからできたよねというような事業がぜひ各課から提案していただきながら、そういったものを拾って、少子高齢化、人口減少社会に対応できるようなまちづくりに資するような施策が出せていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本町にとってなくてはならない予算編成は何でしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほどもおっしゃいました、目玉は何かって。一つにとがったようなことを言うと、それだけというふうに捉えられることですから、私は1回もそういうふうに、目玉は何かっていうようなことには直接答えておりません。全てが、予算に上がったのは全部大事な予算でございまして、そして、この予算の中で、やはり大きく言えば住民福祉の向上なんです。町民の皆さんの生活、環境、所得の向上、より豊かな生活ができるようにする、それに予算をやると。そしたら、ここだけやったらいかん、これもやらないかん。もう予算の項目たくさんあるでしょう。こいをやめてこいをするっていうわけにはいかないわけですね。

だから、額が大きいもの、それは本当に必要不可欠な予算じゃないかなというふうに思っておりますし、それは教育、福祉、そして地場産業、交流人口ですね。そういうものが全て大きな柱になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、それと同時に、それを、今までやってきたことをさらに磨きながらステップアップしていこうじゃないかと。それと同時に、やはり波佐見ならではというとは、やっぱり民と地域と行政と、この三本柱が一緒になって一つの方向性を目指していくってということになるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一つ、町長に聞きたいんですけど、31年度予算はどういうような観点からどういうようにしてこういうふうにしたとか、ちょっとご希望があったらお聞きしたいと思いますけど。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今言ったようなことは絶対必要なことなんです。だから、その予算の中で、やはりいかにそれを効率的に効果的に有効に使うのは当事者じゃないかなと。観光だったら観光のあれ、それぞれの課長もそれぞれ自分の与えられた環境の中で最善を尽くすという、そういう中で、やはりそれに対象となる事業者とか住民の皆さんと一緒にやっていかないかなんじゃないかなというふうに思っております。わかるでしょう。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時8分 散会

## 第2日目（12月11日）（火曜日）

### 議事日程

第 1 町政に対する一般質問

## 第2日目（12月11日）（火曜日）

### 1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 主任書記 伊東 晶子

### 4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	楠本 和弘
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係 課長	松添 博
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

---

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、おはようございます。

私は本日、2件について質問をいたします。

まず第一に、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂——以下「講堂」と申します——についてでございますが、5月末に改修工事が竣工した旧講堂は、6月から供用開始され、各種イベントが催されております。今のところ暫定的に利用されておりますが、今後の管理運営について、以下のことを質問いたします。

第1点です。管理運営は現在どのようにされているのか、今後どうされるのか、直営、委託、指定管理等でございます。

（2）今後の所管、条例、規則等の制定に向けての進捗状況はどうでしょうか。

（3）利用件数、利用実態の6月から11月末までの実績、そして、今後の予定はどうでしょうか。

（4）上記（3）を踏まえ、旧講堂の位置づけをどうされるのか。

（5）トイレ建築の進捗状況はどうでしょうか。

次に、2点目でございますが、高速バスの波佐見有田インターでの停車についてでございます。

現在、佐世保—長崎高速バスは片道26便が運航されております。しかし、波佐見有田インターバス停には片道4便の停車のみで、時刻も不便であります。停車回数が増えれば長崎市

との往来がより便利になり、同市との交流人口拡大にも資することになります。

そこで、（１）現在の４便停車制は不便と思うが、どう判断されるのか。

（２）運行バス会社に対しまして、当便の要請ができないか。

（３）波佐見一長崎間の運賃は佐世保一長崎間と同額であります。減額を要請できないか。

以上、２件でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

６番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

まず１番に、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂について、５月末に改修工事が竣工し、６月から暫定的に利用されているが、現在の管理運営はどのようにしているのか。また、今後の管理運営はどうするのか。さらに、所管、条例、規則等の制定に向けての進捗状況はどうかという御質問ですが、旧講堂の利用申請の受付と管理については、現状は企画財政課で行っており、申請者には一定の条件を付して許可をし、利用料をいただいております。利用がない平日は原則閉館としておりますが、毎週土曜と日曜日の午後のみはNPO法人波佐見講堂ファンクラブに委託して開館しており、西ノ原周辺にお越しになった皆様を中心に見学していただけるように開放しております。なお、平日利用の場合については、状況に応じて担当職員が立ち会い、開館するようにしております。

今後については、施設の設置管理条例や規則等を制定して、新年度から行政財産として管理します。また、施設そのものの管理体制について、現在の利用状況から鑑みても職員配置による直営管理は厳しいと思われるので、必要に応じた業務を委託する方法などを検討したいと思います。また、方法論として指定管理者制度の導入も考えられますが、これまでの利用状況や費用対効果を考えた場合、現状では実態にそぐわないのではないかと思うところ です。

なお、新たな条例や規則の制定に向けての進捗状況ですが、現在、内部で素案的なものまでつくっており、今後は関係すると思われる部署が集まり、協議、検討することまで確認しておりますので、所管をどこにするのかを含めて、今後、早急に内容を詰めてまいりたいと思います。

次に、利用件数、利用実態の６月から１１月末までの実績、及び今後の予定はどうか。これらを踏まえ、旧講堂の位置づけをどうするかという御質問ですが、まず委託しております土

曜、日曜の状況を申しますと、利用申請が伴わない開館日が延べ37日、来館者は延べ2,165人となっております。また、それ以外の利用件数は、延べ20件、日数で31日、利用者数は延べ約2,800人となっております。

利用法としては、各種コンサート、結婚披露宴、オペラ公演、各種会議、PR用写真撮影、各種イベントなどと多種にわたっており、今後も同窓会記念行事やフリーマーケット、イベント等の利用申請があつております。回数は頻繁とまでは言えませんが、このように多種多様な利用状況であり、総合文化会館とは異なる多目的ホールとしての面目躍如といったところであります。

さきの6月定例会でもお答えしましたように、利用する人が旧講堂と総合文化会館とのすみ分けを求めているものでもありませんので、それぞれの施設が持つ特徴を生かして、逆に、互いに欠けている部分を補っていきながら、旧講堂においては多目的ホールとして位置づけ、その機能を発揮できればよいのではないかと思います。

次に、トイレ建築の進捗状況はどうかという御質問ですが、旧講堂との調和を考慮したデザインや設置に伴う地域への波及効果を勘案しながら、規模や機能について設計業者と詰めて、11月末に実施設計ができ上がり、現在は建築業者に対しての工事の入札通知まで行って、12月21日に入札の運びとなっております。工期は来年3月末を予定しており、翌4月からは使用可能となるように努めてまいりたいと思います。

次に、高速バスの波佐見有田インターでの停車についての御質問ですが、現在、佐世保―長崎高速バスは片道26便が運航されているが、波佐見有田インターバス停には片道4便の停車のみで、時刻も不便である。停車回数が増えれば長崎市との往来がより便利になり、同市との交流人口拡大にも資することになる。そこで、現在の4便停車制は不便と思うがどう判断するか。（2）運行バス会社に対し増便要請ができないか。（3）波佐見―長崎間の運賃は佐世保―長崎間と同額である、減額を要請できないかという御質問ですが、佐世保―長崎間の高速バスは西肥バスと長崎県営バスの共同運行ではありますが、2社がそれぞれの採算において運行されており、1990年の西九州自動車道開通以降は、ほぼ現在の経路での運行となっております。2013年には大幅なりリニューアルがあり、運行形態をスーパーノンストップ、ノンストップ、波佐見有田インターチェンジ経由の3路線と、現在の形になりました。

波佐見有田インターチェンジ経由は、議員の御指摘のとおり、1日に4往復しか運行されてなく、確かに利便性がよいとは言いがたいものがあります。この波佐見有田インターチェ

ンジでの利用状況は、ことしの4月から9月までの集計で見ますと、1日平均3.4から5.8名、1便平均0.8名から1.5名であり、余り利用状況はよくない状況ですが、便数が少ないので使い勝手が悪いとの見方もあると思います。

近年、長崎県は二つの世界遺産や日本遺産などで観光客数が伸びてきており、長崎市を訪れる観光客も多い中、長崎市からの誘客は今後十分に考えられることや、一昔前と比べて本町の観光ポテンシャルは確実にアップしていることから、ビジネスと観光という両面から利用需要等の調査を行い、バス事業者に対して増便並びに運賃の減額について要請するよう検討していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

先日、9日の日曜日でございましたけれども、旧講堂に行きました。雑貨などの販売店、それから、館外には食料品とか飲料品、こういった出店が出されておまして、なかなかぎわっておったかと思います。出店の方に尋ねましたところ、駐車場が広いので助かるというふうな意見も聞いております。

そこで、現在の状況でございますけれども、現在は企画財政課直営に近い形と申しますか、そういったことになるかと思いますが、そこで受付等をされて、使用料も取られると、徴収されているということでございますけれども、その使用料の名目とか、それから金額、その辺はどのくらいでございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在の旧講堂につきましては、まだ行政財産に移管おりませんので、普通財産として管理をいたしております。そういうことで、収入の名目といたしましては、財産の貸付収入という費目で収受をしております。

それから、単価につきましても課内で協議をいたしまして、新年度から条例あるいは使用料手数料条例に基づいて、きちっとした単価を設けなくてははいけません、この普通財産につきましては類似の施設あるいは近隣等を参考にしながら、そういったものを参酌しながら算出しておりますが、現在は、昼間は1時間につきまして500円、それから夜間につきましては750円という時間単価を設けております。それから、営利にかかわるものについてはその2倍ということで算出をさせていただいて、徴収をしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その財産収入になるかと思いますが、根拠というのは先ほどおっしゃった類似施設、近隣施設によるということですね。これ、総合文化会館との調整というのは、その辺はされてますですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今後、行政財産として管理する以上は、そこら辺の施設とのバランスをとる必要があろうかと思えますけれども、まずは暫定的な使用状況を見てみたいということで、この3月までは格安感といいますか、そういったものでまず使い勝手を皆様に感じていただきたいということで、少し割安感を感じるような料金設定にしているところでございます。で、何を参考にしたかと言いますと、ただ広いホールでございまして、空調設備もなければ何もない、音響設備も整えていないということで、体育館程度の空間であろうと。そういったものを参考に、当面はといいますか、3月まではその料金でいこうということで、課内で協議して決めたところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういたしますと、当面は体育館的な使用料に基づくというふうな、そういったことで解釈してよろしゅうございますですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

3月までは現在の設定でいきたいと思えますけれども、今後、先ほど申しましたように、設置及び管理の条例、それから使用料手数料条例の改定に伴いましては、余りほかの、例えば文化会館であるとか、あるいは改善センターというふうな施設もございますので、そのようなものと余り乖離しては、やはり不公平感もあろうかと思えますので、その辺も考えながら料金設定は考えていきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

それから、土曜日曜はNPO法人の講堂ファンクラブですか、こちらのほうに委託をされ

ていると、管理を委託されているということでございますけども、その辺の委託料的なものですか、それはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町長の答弁の中にもございましたように、せっかくああいった施設をつくった以上は中身を見ていただきたいということもありまして、土曜日と日曜日、西ノ原周辺にたくさんのお客様がお見えでございますので、開館をいたしまして、見学いただけるようにということで、土曜、日曜日の午後だけ開館をお願いしております、これ月に2万5,000円の委託料をお支払いをしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応3月まではこういうふうな暫定的な方法でいかれるということは、6月の議会答弁でもお聞きしておりましたので、それはやむを得ないことかと思っております。

あと、もしも火災等の事故、それから建物の損壊、こういったこと、それから見学者等の事故、こういったことについての対応というのは今のところどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現状のところは、そういった事故・事件等は発生はしておりませんが、もしそういうことがあれば、すぐに報告をいただきまして、しかるべき措置をとるべきかなと思います。火災につきましては、基本的に火気厳禁ということで、何せ木造でございますので、一番火に弱い施設でございますので、火気については使用厳禁ということでしております。

それから、消防関係につきましては、いろいろ通報のシステムについて現在検討しておりますが、火災等が発生した場合については、ボタン等を押して消防署のほうに通知が行くというふうなシステムができているようでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

講堂でもありますし、それから文化財ということにもなっておりますので、その辺は適正な管理をお願いしたいと思っております。それから次に、半年間試行をされたということでございますけども、結果は先ほどちょっと数的にはお聞きしておりますが、試行された結果

の成果と課題、これはどうですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

位置づけを多目的ホールというふうなことで、以前の検討会の中でも答申があったように、そういう位置づけでしております。確かにいろいろな使用・利用方法があって、文化会館ではできないような、例えば答弁にもありましたように結婚式であるとか、あるいはそういったコンサート、あるいはあそこは木造でございますので、音響の効果が非常に素晴らしいというお声もいただいておりますので、非常にいいのかなと。ただし、御指摘がありましたようにトイレのほうはまだ完成しておりませんので、そこら辺についての苦情といたしますか、お声をいただいているところでございますので、早急に整備をいたしまして、本当に使い勝手のよい施設に仕上げていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

多目的ホールということで、コンサートとか、それから結婚式にも使われたと。あるいは会議等も使っておられるということですが、使用された結果として、主催者、それから入場者、ちょっと先ほど一言言われましたけども、その辺の反応はどうだったですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

特にコンサート、あるいはオペラ等開催されておりますけれども、近隣にはない非常に音響に優れた効果で、非常にすばしかったというお声はいただいております。ただし、夏場であれば空調設備を備えておりませんので、なかなかそういった面については少し暑かったとか、あるいはこの間のフリーマーケットでは少し寒かったとかいうお声をいただいておりますが、しかし、これは寒いのは寒いように、暑いのは暑いと、そういったものを感じていただくような施設ということで、現在のところ、空調設備までの整備は考えていないところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も二、三日前に行きまして、あるいは夏に行った時も、もちろんその暑さ寒さというのは感じたわけでございますけれども、しかしこれはもう、なかなか文化財ですからエアコン

の設置というのも難しいところもあるかと思いますが、そこら辺はもう覚悟しながら利用していただくということになるかと思っております。

あと、今後の対応でございますけれども、一応直営は厳しいということで、委託の方法が有力のような答弁でございましたけれども、これは部分的あるいは全面的どちらですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今、土日だけ開館をしております、平日の利用申請というのがほとんどないといえますか、あった場合については職員が同行して、開館して立ち会うという程度で済んでいる状況でございます。ただし、今後いろんな利活用について検討しながら、部分的な開館を委託するのか、あるいは全面的に委託するのかということも十分検討しながら、その方法論は今後詰めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その中で、例えば平日に西ノ原周辺に見えた観光客等が中を見たいと、外観だけやなくて、講堂の内部も見たいと、そういったときの対応ですね、それはどうされますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現状では閉館して対応していないのが現状でございますけれども、あそこの価値を高めるためには、開放して、見学をしていただいて、周知、いろいろ知っていただくのも一つの方法かなという手もあるかと思えます。ただし、そうなった場合について、一月間の管理委託費等もかさんでまいりますので、果たしてどちらを選ぶかということは今後十分検討しなければならない課題かなと思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今の館内見学、イベントがないときですね、それについては、この半年間で特別要請等はあるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

平日につきましては、特に役場つながりといえますか、そういった県とか、あるいは建築

士会であるとか、そういった専門業者ですね。それから、先般行われましたグリーンツーリズム大会における事前視察とか、そういったものについて対応して現地を御案内しているところがございます。ただ、一般のお客様から要請というのはあっておりません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いつ見えるかわからない来館者に対しまして、四六時中対応ということは難しいかと思えますけれども、やはり外観もさることながら、内部のまれな建築技術と申しますか、そういったことが一つの売りものではないかと思えますので、団体等で来られる場合は内部の見学等ができるような体制づくりも一つ今後検討されてはいかがかと思えますけれども、その辺はどうですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

十分に検討する価値はあろうかと思えます。そういったものを委託して受けていただく団体をまた探す必要もございますので、そこら辺は十分に、どういう方法がいいのかを詰めていきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

せっかく鳴り物入りで復元されたわけでございますので、講堂外部だけやなくて、内部のほうも見てもらうということも大いに必要なことじゃなかろうかと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、指定管理者という制度が近年あるわけでございますけれども、これについては、現在のところ実態にそぐわないというふうなことで答弁がございましたけれども、この辺の理由はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

指定制度に移行いたしますと、ある程度その指定管理者というのは収支の中で赤字というのはなかなか出せないかと思えますけれども、今の状況において、果たしてそういった稼ぐと力が発揮できるのかと若干疑問点もございますので、当面の間は業務については委託をしながら、そういった部分がいろんな活用法によっては見出せるのではないかというのであれ

ば、その指定管理者制度も視野に入れながら進めていってはいいいのかなと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も指定管理者は、ちょっと今のところ、おっしゃるように非常に難しいところがあるんじゃないかと思うとそういうふうには判断はしておいたわけですが、そうなりますと、直営でもないとなりますと、今のところ、さっきおっしゃった委託ということになります。委託の選定ですか、大体考えておられるようなところがありましたら、どのような団体かということで、明らかにできませんけれども、その辺はどうですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まだ新年度の予算も通っておりませんので何とも言えませんけれども、講堂等を愛していたいて、この保存に対する理解ある方ということになってくるんじゃないかなと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

次に、所管、それから条例規則等に入りたいと思いますけれども、所管はどうされますか。前回のときに、教育委員会とか、あるいは今の企画財政、それから商工振興課ですね、そういったところが考えられるということでしたが、大体固まっておりますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

答弁の中にもございましたように、使用料等についてですね、関係する課が集まって、今後詰めていくところでございます。当然、そこについては使用料を含めて、どこが所管するのも十分検討する必要があるかと思っております。一番考えなくてはいけないのは、利用される方がどこに、どこが所管したほうが一番勝手がいいのかと。一つの施設はあちちに行って、同等の施設はまた別の課に行って、町民がわかりにくいような管理体制ではなくて、利用勝手のいい管理体制といいますか、どこが所管するのかを十分考えながら検討を詰めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

おっしゃるように、利用者の利便を十分図っていただくというふうなことでお願いをしたいと思います。

それから、行政財産になれば、当然使用料を定めて、条例化して徴収ということになるかと思いますが、先ほどもちょっと申し上げましたけども、その辺のアウトライン的なものはどんな考えですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

やはり類似施設との均衡は大事かなと思いますし、逆に均衡をとり過ぎて、高くなり過ぎて、利用申請がなされないということも不都合な面であろうかと思いますが、そこら辺のバランスを上手にとりながら、利用、適度といいますか、そこら辺の料金の設定を見きわめながら、類似施設あるいは近隣市町村、自治体の料金を参考にしながら設定はさせていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

確かに料金設定によって利用が多かったり少なかったりということも考えられますので、そういったところは、課長おっしゃったように、均衡のとれる、そして、ある程度利用があって収入が上がるというふうな、そういった設定をお願いしたいと思っております。

先ほど利用件数について答弁がございましたけども、その中で、有料として開催されたイベント、これはどのくらいあっておりますですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

イベントのみならず、会議等で使用された場合についても利用料金は徴収しておりまして、町が支援あるいは後援ですね、委託した事業等についてはちょっと免除しておりますけれども、料金をいただいたそういったイベントや商行事といいますか、12の商行事について料金を徴収いたしております、その使用料の合計が約11万7,000円程度いただいております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ちょっと済みません、質問の仕方が悪かったようで申しわけございません。許可された使用許可と申しますか、使用されたイベントの中で、いわゆる例えばオペラとか、それから何

とかだったですかね、ああいうふうなのは有料開催されていると思いますけども、そのイベントの回数です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まずオペラ関係につきましては、当然オペラについてはいただいておりますが、それは事前練習もされてますので、そういったものを含めて、それはもう1回と、事前練習も1回とすれば、オペラで2回ですね、それから、「波佐見のブンカサイ」というものをこれが2日間、その後、ピアノコンサート等を開かれておりますね。事業の種類としてはこの3種類になりますでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ちょっと思ったより有料開催が少ないかなと思ったわけでございますけども、今後、こういった開催も施設によっては大いに、先ほどおっしゃった音響効果ですか、そういったものも抜群だということでございますので、ぜひPRをして、多く開催されればと思っております。

それから、今後の旧講堂の位置づけについては、多目的ホールということ、これは保存活用委員会から答申があっているということで、そのとおりにされたわけでございますけども、それは多目的ホールの位置づけということでよろしいかと私も思っております。

あと、トイレの建築の状況でございますが、一応最終設計が済んで、入札が11月21日ですか。3月末の完成ということでございますけども、一応場所と、それから規模、これを教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず場所につきましては、講堂の奥のほうの向かって左側のほうに渡り廊下が少し残っておりますが、その渡り廊下を利用しながら、そのままトイレにつなげるという位置づけ、大体場所を予定しております。それから規模につきましては、床面積で49.3平米、約50平米の面積になっております。内容につきましては、女子トイレが6基、それから男子トイレが大が2、小が5ということで計画をしております。

施設の設計に当たりましては、特に長崎県福祉のまちづくり条例というものがございまし

て、身障者対応のトイレも当然設置するようにいたしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

場所は渡り廊下の近くということでございますけど、今、屋外に置く臨時用のトイレを置いてありますですね。あのあたりですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

はい。そのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応1月ぐらいから着工かと思っておりますけども、陶器市等でも多くの方が利用されるちょうどいいところにあるかと思っておりますので、ぜひ早期の完成を目指していただきたいと、そのように思っております。

続きまして、高速バスの波佐見有田インター停車についてございますが、私も11月27日から12月8日まで、一日通しではないんですけども、時間がとれたときにバス停に行って、乗降をされる皆さんから御意見を聞き取りました。その中で、10人中10人がぜひ増便をお願いしたいという声で、中には自分が言っていきたいという方もおられまして、背中を押されたわけでございますけども、そのほか、乗降以外、町民の方でよくよく長崎方面に行く人に尋ねましたところ、こちらもやはり便利になればもっと利用をするということでございました。

その中で、増便はもちろんでございますけども、今のダイヤが、正午前後が長崎行き、佐世保行きとも少ないわけです。例えば朝から長崎へ行って、ちょうど8時26分というのがあります。これで行けば9時40分ごろ長崎に着きまして、10時ぐらいからの用務には間に合うわけですが、2時間程度で用務が終わった場合、昼ごろ用務が終わった場合は、もう次が3時半まで長崎発のバスがないわけですね。その間5時間。したがって、さっきお尋ねしました10人の中で3人が、場合によってはやむを得ずJRを利用すると。そして川棚なり、ぐるっと回って三河内まで行って迎えに来てもらう。それから有田の人が1人おられましたけど、有田の人はもうJRでそのまま早岐で乗り換えて有田におりると、そういうふうな声を聞いております。やはりどうしても中間が5時間ほど空白の時間というのがありますので、その間がなかなかどっちにしようかと状況をためらうわけですが、その間がもっと増便がで

きて、ダイヤ改正ができれば、便利のいい路線になろうかと思っております。

それから、長崎行きは5時56分が最終、そして長崎発が駅前を17時30分、5時半が最終でございまして、例えばちょっと夜の会とか宴会とかがあった場合がもう対応できないということで、やはりこちらもほかの手段に行かざるを得ないというふうなこと、そういった意見を、声を多く聞いているわけでございます。

そういったことで、私も感触としましては、増便ができればもっと利用者が増えるんじゃないかならうかと思っております。増便要請について、再度答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、この運行されてます西肥バスと県営バスがございしますが、佐世保発は西肥バスの主導でダイヤが組み立てられ、長崎発は県営バスの主導でダイヤが組み立てられているということになっております。そういう中で要請となると、当然ながら両方のバス会社に要請することになりますので、これは確かに議員おっしゃるとおり、ないよりあったほうがいいですので、要請はしていきたいと思えます。特にバス会社との話をしている中では、この利用率が少ないというのは、利便性が悪いから少ないというのもバス会社としても十分考えられるという話もされてますので、正式にその辺もう少し調査をしまして、正式に文書での要請を検討していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今後ですけれども、私と同年輩の人が長崎のほうにいますけど、よくよく波佐見に見えます。その人も今は自家用車で波佐見まで来ているけども、もう長距離運転は避けたいと、そして、便利になったらバスをぜひ利用したいという声もあります。

それからJRの大村線ですが、多分ことしのダイヤ改正かと思えますけども、シーサイドライナーという快速がありますよね。これが従前より4分長くなっているんですよ。時間がかかってるんです。なぜかと申しますと、快速と区間快速と、区間快速というのが七、八本新たにできております。それで小串郷とかそれから千綿駅、こういったところに停車しております。これはもう想像ですけども、JRもスピードより沿線住民の利便性を図る方向にシフトしているんじゃないかならうかと、私はそういうふうに解釈したわけです。

したがって、現在、高速バスが波佐見インターに停まることによって、所要時間が5

分余計かかります。スピードダウンということになりますけども、しかし、バスの増設を頼むわけでもない、あるいはバスの増設とか新たに路線を設けるということでもございませんので、隣の道路を走っているバスを、ちょっとバス停まで入ってくださいというふうなことでございます。所要時間が若干加算ということですが、利用者の増につながれば大いにこの価値はあろうかと思っております。したがって、両バス会社に、先ほど課長おっしゃるように要請をお願いしたいと思っております。重ねてお願いしたいと思います。

そして、あと運賃ですね。運賃が波佐見―長崎間、これが1,500円。それから佐世保―長崎間も1,500円、同額なんです。距離が大分、20キロばかり違うかと思っておりますけども、この辺も少し是正してもらえればと思いますが、これもあわせて、要請について答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まずその前に、JRも区間快速ということで少し停留所が増えて、シーサイドライナーの価値が少し落ちたような感じもしますけども、この高速バスの魅力というのは、JRより早く長崎から佐世保に行けるというのが魅力で、逆に波佐見にとっては停まってもらうのが一番いいんですけども、長崎、佐世保の人にとったらノンストップ、スーパーノンストップのほうがいいわけであって、そういうところをそれを時間が長くなることでお客さんが離れるんじゃないかというのをバス会社としては心配されている面もあります。要請したからといって通るとは思いませんけども、ただ、波佐見の観光での、今、勢いとか、そういうのも含めて、利用が増えるんじゃないかというふうに私も思いますので、そこはやっていきたいというのと、あと料金についても、例えば福岡からの便については、波佐見有田と佐世保では料金違いますので、そこもそういうのを引き合いに出して要請をしていきたいと思っております。このスーパーノンストップ、ノンストップが波佐見に停まってもスーパーノンストップだと言えるように要請していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ぜひそういった方向で、スーパーノンストップが波佐見インターに停まれば、これほどうれしいことはございません。ぜひ御努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。波佐見

有田インターへの停車の増便によりまして、波佐見―長崎間の交流人口の拡大、そして長崎からの観光客の増を大いに期待をいたしまして、私の質問終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。

今回通告しておりました3項目については、町民の方々からの御意見として質問をいたします。

初めに、マイナンバーカードについて、平成27年10月から日本国内の全住民に通告され、一人一人が異なる12桁の番号をマイナンバーとって個人が特定されないように住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられ、また法人番号13桁が指定されていますが、次の点について質問をいたします。

（1）マイナンバーカードの申請において、交付申請書か顔写真に不備な点があり、再手続の案内があった方々からの相談はなかったですか。

（2）現在、マイナンバーカードを取得された方は何名ですか。

（3）これまでマイナンバーカードについて事件等は発生していませんか。

次に、運転免許証の自主返納制度について。加齢に伴う身体機能や認知機能の低下による運転に対する不安から、自動車運転を希望しないドライバーから自主的に運転免許証を返納してもらうことが自主返納制度で、法令上では申請による運転免許証の取り消しとなっているが、次の点について質問いたします。

（1）長崎県における平成29年の運転免許証自主返納者4,573人とありますが、本町はどうなっていますか。

(2) 運転免許証自主返納について相談はありましたか。あったとしたら、どのような内容ですか。

(3) 今年度、運転免許返納奨励品として40万円が予算計上されておりますが、現状はどうなっていますか。

(4) 制度運用以前に返納された方には適用しないのか。

次に、環境美化について。

(1) 県道、町道の車道と歩道の間、植木の中に草が茂っている箇所がありますが、管理はどうなっていますか。

(2) 県道、町道の除草作業は、年間何回行っていますか。

(3) 公衆トイレの管理委託をされておりますが、各トイレの清掃は1週間に何回されておりますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず1、マイナンバーカードについて。

平成27年10月から、日本国内の全住民に12桁の番号とマイナンバーが割り当てられているが、まずマイナンバーカードの申請において、交付申請書か顔写真に不備な点があり、手続上相談はなかったかという御質問ですが、交付申請時の不備の件で役場戸籍係に相談があったのは、これまで一、二件のみであります。いずれも写真のサイズが小さかったことからマイナンバーカードの作成に支障があり、J-L I Sから本人へ直接写真の撮り直しについて通知があったとのことで、その対応をお尋ねになられたことがありました。それらの件については、戸籍係でも通知の内容を確認し、その内容に沿って説明を行い、御理解をいただいております。

次に、現在マイナンバーカードを取得された方は何名かという御質問ですが、マイナンバーカードの取得者につきましては、平成30年10月末現在におきまして1,073人です。

次に、これまでマイナンバーカードについて事件等は発生していないかという御質問ですが、現在のところ、本町内におきまして事件等は発生しておりません。強いて挙げるとすれば、マイナンバーカードを受領されていた方がカードを紛失したとの届け出が4件あったこ

とぐらいであります。この4件については、いずれも警察署においてカードが見つかるまでの間の廃止届を提出され、1件は見つかったとのことですが、他の3件は結局見つからず、再交付申請をされております。

次に2番、運転免許証自主返納制度についての御質問ですが、長崎県における平成29年の運転免許証自主返納者は4,573人とあるが、本町はどうなっているのかという御質問ですが、川棚警察署の調査によれば、管内の平成29年中の免許証返納者119名のうち、波佐見町の方は45人となっています。

次に、運転免許証自主返納について相談はあったか、あったとしたらどのような内容かという御質問ですが、警察署で返納手続をとられる際には、返納した場合に何か特典はないのかとの問い合わせがあるとのことですが、役場の窓口に来られる方は返納者支援制度があることを御存じの方が多く、相談では奨励品の内容はどんなものかや、4月1日より前に返納された方の対応はどうなるのかという相談があつております。

本年度、運転免許証返納奨励品として40万円計上されているが、現状はどうかという御質問ですが、10月1日から受け付けを開始しましたが、これまでに9件の申請があり、交付の決定をしています。奨励品の内容は、乗合交通及びタクシー共通利用券が8件、10社の公共交通機関で利用できるICカード購入券が1件、合計で9万円となっています。

制度運用以前に返納された方には適用しないのかという御質問ですが、制度を設計をする際に検討をした事項ですが、平成30年度の当初予算に計上したものであり、30年4月1日以降の返納者を対象とし、3月31日以前の返納者は適用していません。

次に3、環境美化について。

(1) 県道、町道の車道と歩道の上に植木の中に草が茂っている箇所があるが、管理はどうなっているか。(2) 県道、町道の除草作業は年間何回行っているか。(3) 公衆トイレの管理委託をされているが、各トイレの清掃は1週間に何回行っているかという御質問ですが、県道については県が、町道については町が管理しています。町道の高木の樹木管理については造園業者に業務委託をしていますが、ツツジの植栽部分の低木剪定や除草についてはシルバー人材センターに作業を依頼しています。

県道及び町道の除草作業は年間2回程度実施しており、鴻ノ巣公園のグラウンドと公園のトイレの清掃業務はシルバー人材センターと委託契約を結んで、1週間に2回実施しています。

また、本町が管理する公衆トイレは、それぞれ管理委託を行っていますが、清掃については、岩峠公衆トイレが使用頻度が多いことから週に4回、中尾公衆トイレは週2回とイベント時には1日1回、二ツ岳公園トイレは週1回程度行われています。また、河川公園は、トイレについては、稗ノ尾河川公園トイレ、田ノ頭河川公園トイレ及び西前寺河川公園トイレはともに週2回の清掃、それから万年橋バス停のトイレについては週3回の清掃を行っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

まずマイナンバーカードからお尋ねしますが、写真が相談があったということでございます。私も先日これを出したわけですが、返ってきました。それはですね、ここに返ってきた理由を書いています。交付の申請書、そして写真ということで、顔周りの十分な余白がない、もしくは被写体の顔が小さ過ぎるということで、先ほど言われましたように、私はこれについては、戻ってきたときにはこう書いてあります。何センチくらい。そしてこれが町の広報には、ただ縦横何センチとしてありますけども、上から頭からの間隔、そして中心から左、右ということでもありますけども、これだけしてあるならば、せめて広報に載せていただけたらもっとわかりやすかったんじゃないかなと思っております。そこで、きのう窓口に行きました。住民課の。そしたら、パスポートの申請のありまして、こういう顔写真で、何センチ何センチとしていただければもっとわかりやすかったと思います。それでインターネットで調べてみたら、やっぱりこの規格が決まっておるのか、一緒でございます。そういうことで私は窓口のきのう行ってよかったなというのは、私も調べてみたんですが、これがちょうど一緒です。マイナンバーカードが戻ってきた寸法、要するに、ここに不備ということで戻ってきた写真がどうということが写真が悪いか、帽子をかぶったりですね、後ろのバックがある、こういうことが6カ所書いてあります。そして、正しい写り方というのは、この窓口にあるパスポートの写真とここに返ってきた写真が一緒でございます。そういうことで、今後の配慮として、町の広報にこの辺まで寸法を載せる気持ちはありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの写真のサイズの件で、J-LISのほうから戻ってきたというお話でございました。町のほうには、そういったJ-LISから直接申請時の不備とか写真の不備とかとい

うことで相談があったのは2件ぐらい、町長が申しましたとおり2件ぐらいですので、さほどこう、件数としては多くないのかなと思っております。最初、通知カードを郵送したときにもその説明を載せていたのかなと思っております。そして、チラシ等でも各自治会宛てに配った経緯もございまして、周知は機会を捉えて何回もやっておるところでございます。改めて、今後もそういった関係で周知漏れがないように、広報活動も続けていかねばならないということは考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、詐欺等、事件等はないということでありましたけれども、町長は以前、私の一般質問の中で、詐欺等に巻き込まれないよう広報等によって呼びかけたいと考えております。広報誌を見ても、その詐欺に対する何かほとんど載っておりませんでした。そういうことで、起きなくてはいいいんですけれども、起きてからじゃ遅いですから、そういうことを気をつけとっていただきたいなと思っております。また課長に、この前の一般質問でも、新たに配布する考えはありませんということでこの前締め切っておるわけですわけですよ。広報に載せたりするのは、もう前載せとりますからいいですよというようなことじゃないかなと思っております。

やっぱりこの写真というのが、一般質問の答弁の中ではデジタルカメラでもいいですよと、私はその写真でやっておりました。縦と横を寸法をぴしっとして。そしたら戻ってきたという事は、その中身の問題です、先ほど言いましたように。

そいけん今後は、私も言いましたように、もうそれで終わりですよということですが、もうちょっとね詳しく言いますと、ここにある、課長、窓口にあるのは、これがありますね。これはある業者の宣伝でやっております。佐世保市の三川内支所に行きますと、ここにもマイナンバーカードということで、申請書、要するに、簡単便利にコンビニで証明書をとられますよと書いてあるんですよ。やっぱりこういうふうによその違い、波佐見も前やられたかと思えますけれども、そういうふうな形で。そして、この辺にはマイナンバーの必要性というのがあって、そういうふうにして、やっぱり今後はマイナンバーカードが税にしても、身分証明書にしても大事ですよというのはいっぱい書いてありますので、もう一回検討して、町の広報に載せる考えはありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

### ○住民福祉課長（山口博道君）

前回の議会の折に、私の説明だったのでしょうか、発行しないというふうなことを答弁したということですが、ちょっと何かそれがちょっとわからないところでございますけれども、このマイナンバーカードの周知、広報等による周知は今後も続けてきたいとします。確かに現在この取得が少ないと、人口からしますと7.2%ぐらいの取得率でありますので、まだまだ1割に満たないというような感じでございます。

その要因としましては、やっぱりマイナンバーカードの取得のメリットが薄いのではないかと。免許証とか身障者の手帳とかという、そういった身分証明書のかわりにもなるということはあるんですけども、それ以外のメリットが少ないと。大きな県内の市になりますとコンビニ交付をやっているところがありますので、そういったコンビニ交付をやっているところについてはマイナンバーの取得は必要になってくるかと思えます。しかし、波佐見町につきましては、コンビニ交付につきましては当面ちょっと考えておりませんので、そういった点からちょっとメリットがないのかなという感じはありますが、しかし、将来的にやっぱりそこも考えていかなければならないところでございますので、今後、周知は続けてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

### ○12番（堀池主男君）

新聞等を見ますとね、マイナンバーカードの個人番号カード、交付率が10.9%、これはちょっと古いんですけども、波佐見町が6.4ということは、下から2番目くらいじゃないかなと思っております。ここには、県としても住民カードが必要という意味をなかなか持ってもらえないというのが分析されております。カードのメリットは徐々に増え、今後はカード前提とした行政サービスが増える見込みということで市町に周知するよう呼びかけているというようなことですが、県のほうからもいろいろな情報等が来ると思えますよ。

いかに、先ほど言いましたように、ここにきょうの新聞を見ても、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現、そして行政の効率化、ここなんです、役場がするのは。行政の効率化、これを今後マイナンバーカードが必要になれば、やっぱりもう今始まってからですよ、先ほど言いましたように、もう以前から始まって、広報に載っております。私も広報をですね、全部してみますと、これだけ載っております。ずっと。これですね。その中に先ほどの写真の寸法も入っておりません。中身のだけ。そしてここに書いてあるけども、こ

れは出しっぱなしじゃないかなと思うんですけども、その点はどうですか。問い合わせの内容についての。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

当初からですね、このマイナンバーカードにおける今後の活用というのは従来から変わっておりません。今後におきましても、行政手続におきましては必ず個人番号等が必要になってくるかと思っておりますが、一番最初に発行しております通知カードですね、これがあれば番号は載っておりますので、マイナンバーカードを取得しなくても通知カードで事が足りるということもございまして、なかなかマイナンバーの発行が全然伸びていかないような状況もございます。先ほど言いましたコンビニ交付の導入も、まだちょっと見えてませんので、そういうところから増えていかないのかなというふうなことであります。

いずれにしても、通知カードもしくはマイナンバーカードがあれば、今後の行政手続等には十分活用していきますので、そういった点で、今後はマイナンバーカードも強力に推し進めていかなければならないのかなとは思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

例えば通知カードを出して、マイナンバーカードができましたよと役場に来るわけですね。そして、役場からはがきを出すわけでしょう。そしたらそこから確認します。頭ひねりよっけん。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そのマイナンバーカードの手続に際してのことでしょうかね。通知カードがあれば、その番号が載っておりますから特別必要はございませんけれども、通知カードを受けられた方が、通知カードよりも顔写真付きのマイナンバーカードが欲しいと、持っておきたいというような希望があられる方が、そういう交付申請をするわけでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

私がお尋ねしよるのは、通知カードを出して、要するにセンターのほうから役場に来るわけでしょう。町長が責任者ですから、この通知カードは、町で。そういうことで来て、はが

きが来るわけでしょう。通知カードからマイナンバーカードができましたって。流れから言えばですよ。そして、そのカードが来たということで連絡を持って行くわけでしょう、役場にね、もらいに。そして通知カードと交換するわけでしょう。ああ、違うっていうけん、ちょっと私の理解が間違えかな。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かにおっしゃいますように、通知カード取得後に、その後でマイナンバーカードが欲しいという方は、直接その通知の中に入っておりますはがきを使ってJ-L I Sに郵送申請をされるわけです。それがあった申請者の方については、J-L I Sからカードをつくって町のほうに送られてきまして、それが送られてくれば、申請をされた方にカードを受領していますと、ついては窓口まで取りに来てくださいということで通知をするわけですけども。そういうことです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

いやね、私も勉強しておりますよ、流れをね、ずっと。そうしたら、要するに通知カードを出して、今言うように不備がなければ、先ほど読み上げましたように、写真とか、例えば申請に不備がなければ、センターから真つすぐ役場に来るんじゃないかと思っております。そして、来たら通知を、個人にはがきか何かで案内されると思います。そのはがきが来てから、その通知カードのまだ控えがありましたからね、私も持ってきておるんですが、通知カードがもう必要ないということですから、役場に持って行って、役場で速やかに処分しろって書いてあるわけですね。そいけん、これはもう通知カードは必要ないですから、通知カードを持って役場で交換するわけですね、カードと。そうしたときに、私がお尋ねしよるのは、そういう、そこで時間を食いましたけども、多分役場が通知が来て案内が来たから行くわけです。うちも3人出してですね、2人が写真がダメでした。1人はですね、コンビニか何かで写っておるもんですから、規格のとおりでよかったのかなと思うて。出したけどまだ来ておりません。そいけん、役場から通知が来てから行くんじゃないかなと思っております。そういうふうな流れと思います。

今度私が質問するのは、要するに、はがきが来ましたよというか、取りに来てくださいというか、どういう案内が来るかわかりませんが、そのときに、仕事でもし来れない人が

おると思います。要するに月曜から金曜日、例えば土曜、日曜日は守衛さんでできるのか、例えばまた改めて行かないかのか、それをちょっと教えてください。仕事をした人が多いと思います。今後はそういうふうなカードをつくったという人は。そうしたら役場に連絡があつて、例えばはがきが来て、行くってしたら、もう仕事でとても行かれん、5時過ぎになつた、そしたら平日は行かれんという人はどうなりますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

一応、はがきを差し上げまして、やっぱり言われるように、平日仕事を持っている関係で役場にとりに来れないという方も確かにいらっしゃいます。そういった方については、まず、いつだったらとりに来られますかということでごちよとお尋ねして、平日の夕方5時半以降とか6時以降とかという話があれば、職員が残ってお渡しすることもありますし、職員がいなければ警備員にお渡ししまして、渡してもらおうということも可能であります。土日でも、そういう受付をしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

通知カードに書いてありました、これを持っていくのかなと思っておりますけども、これを紛失しても、案内が来たらもう行ってもいいということですかね。例えば通知カードを必要ないですから返すわけですかね、役場に。そしてカードをもらうわけですね。その前に、これをもう早ようから来ておるもんですから、来てあつてですよ、そして通知カードからカードができましたといったときに、一応これが控えでありますもんね、家にね。これを持っていくんじゃないかなと思っておりますけども、もしこれを紛失した場合には、もう本人確認ができれば受取りはいいんですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

通知カードを持っていらっしゃる方がそのマイナンバーカードを取得されている場合ですよ。そういった場合にはもう必要になってきませんので、言われるように、カードを提示いただいた上で、通知カードをこちらにいただくようには。（「その通知カードは」「カードを見せて」「交換が」と呼ぶ者あり）失礼しました。通知カードを失くした場合に、そのカードの受取がということですかね。控えといいますか、その申請されたということ自体はこ

ちらのほうにもわかっておりますので、はがきも本人さんのほうに行っておりますでしょうから、そのはがきを持ってきてもらえれば、それはもう発行は可能ということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、運転免許証の自主返納についてお尋ねしますけども、先ほど、29年が119名、波佐見が45名と答弁がありました。そのことで、これも私も取っておるんですが、なかなか要請が行きにくい点もあろうかと思えます。

そこで総務課長、私がちょっと手にしたんですけども、運転免許証返納後の高齢者の支援に関する連絡体制の整備っていうのが来とると思えます。これは2018年7月26日に改正になっております。そしてそこには、以下について体制を整備し、平成30年8月1日から施行をすることになりました、お知らせしますと、多分町にも来とると思えます。そこには1から5まであります。目的、2が内容、3が実施期間、4が施行日、5が支援者の流れ。まず、来とるかお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

申しわけございません。その連絡体制の整備関係については、ちょっと私はつかんでおりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これは大事なことなんですよ。今まで答弁では、要するに川棚警察署か試験場、大村の、そこに連絡してくださいというようなことじゃなかったかなと思っておりますけども。これはさらに、自主返納する人にかなりのいたわりといいますか、そういうことをされております。市町に案内をやっておられると思えますけども。そこに見れば、警察署から各市町等へ連絡し、早期支援につなげるというということまで書いてあります。そういう、また支援の流れとして一番下のほうに書いてあるんですけども、必要な情報を整理し、高齢者及び家族に連絡するということですよ。そいけん、やっぱり相談があったときには速やかにしていただかんといかんのじゃないかなという、これは市町でやってくださいというのが県から行っております。

課長、長寿社会課ってあるわけでしょう、県にね。そこから警察本部の交通部、これは担

当者の名前まで書いてあります。県の長寿社会の名前もあるし、そして警察署もあるし、そういうことでお尋ねをしていないんですけども、これを見たら、かなりやっぱり役場の方は高齢者、要するに自主返納したいと、どういうふうにすればいいでしょうかということからしなさいというようなことが書いてあるわけですね。そいけん今後は、やっぱり役場として窓口、今は総務課生活安全係ですかね、そういうふうにな、案内をしていただかんとじゃないかなと、それが温かい役場じゃないかなと思っております。もう一回、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの連絡体制に関することの把握ができてなかったのはちょっとこちらの手落ちだと思います。もう一回その点については確認をさせていただきます。その内容は大体想像はつきますけれども、警察と市町が連絡をとって、そういった方々の支援をするべきだということだと思います。もう一回、内容を確認をした上で対応をしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど、自主返納をして40万の予算で、大体4月から10月に9件受付をしているということでございます。そういうことで、私はね、町民の方から聞かれるのは、まあ決まったけども、これは1998年ですかね、始まったのが、自主返納がね。それですと今やっとう来とると思うんです。これはもう20年前からあると思っております、自主返納制度がね。

そういうことから、私が今聞かれるのは、何でって、町の広報誌を見てもですね、あるわけです。そういうことで、今度11月号に載ったでしょう。ここに、65歳以上の波佐見町民の方へ運転免許証の自主返納を支援しますということで書いてありますけども、こういうとを見た人が、早よせろって家族が言うけん、例えばもう自分も運転しきらんけん、一応自主返納をしようということをして、今、波佐見町はそういうふうにな、30年度の予算で執行されとるって、そいけん前の人をしたとはなかとねというのが町民の自主返納をした人の考えです。今、町長の答弁では、もう4月以降しか、予算のほうまだやっとう決まって、執行は4月1日からでしょうけども、そういうふうな人はでけとるちゅうということでございますけども、もう1回確認ですけども、もうできんということですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町長の答弁でもありましたとおり、制度上は本年の4月1日以降に返納をした人だけが対象になるということでございます。その対象の範囲をどこまでするかということについては、制度を設計する段階で検討をした事項でございますが、根拠は30年度の予算を計上をしたと、制度をつくったということでございますけれども、遡ることはできないことはなかったんですけども、ただし、どこまで遡るかというその根拠づくりにもちょっと苦慮するところがございましたので、制度をつくった年度の4月1日からということ適用しております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、環境美化についてということでお尋ねをしたいと思います。

10月の定例会一般質問で、県道のプランターですね、雑草がしとるちゅうことで、これを教育長あたりに見てもらったと思いますけれども、これは通学路ですね。これは宿のコスモスの辺りですけども、そういうところ見ていただいた。それとプランターも言うとります、このときに。その後に、本当、速やかに早かったなと思うのは、きれいにさせていただいております。これは本当、今回はすばらしかったなと思って。しかし、岩峠の駐車場のほうに行ってみたら、まだそのままにしてありました。そしてこの前、12月に入ってから行ったら、もうきれいに花が咲いておりましたよ。パンジーというんですかね。やっぱりそこはね、よかったなと思っております。

次に私が質問しとるのは、今度は先ほど言いました県道と町道の合い中の雑草が生えとるちゅうことで言っておりますけれども、課長、通告に書いておりましたから見て回りましたか。どんなかな。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

県道、町道の車道と歩道の間、植木の中に草が増えている箇所があるが、管理はどうなっているかということでの御質問でしたので、先ほど町長が答弁したとおり、県道は県が、町道は町がということで、このことに関して、現在、そのために波佐見町全体を巡回したということはございません。行っておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その辺がね、やっぱり何のために一般質問の通告を出すかって。見て回れというのは、以

前ですね、私がね、一応ここにあるのが、波佐見のため池があったんですよ、何十箇所っちゃ。そしたらね、通告が出てから100件くらい見て回りましたよという、一般質問の前でした。そういうことでね、通告、ここは佐世保辺りまで行けって言いようっちゃなかとですよ。町内ですよ。そういうことで私はね、県道は県でしますって言われておりますけども、やっぱり県道があつとは波佐見町なんですよ、要するに。波佐見町が汚いわけですから。とにかくな、私も行って見て、今プランターと、あれは10月の議会で言いました、きれいにしてください。

課長、そしたらですね、回つたらんて言うけん私は説明しますが、これはわかりますか。これだけ草が生えとるんですよ。これが東小学校に行くところ、コンビニから東小のほうに向かって。そこを見たらすぐわかります。そしてこれが東小に入る近くです。そしてこれが宿です。宿のこっちが富永米屋さん。こっちから写しとるんですけども、こういうふうにな、毎日通ってきてね、役場の職員はどこを見とっちゃろうかと思えます。そういうことでもうちょっとね、やっぱり県は県、町はなんはなんと言うけども、一応県にお願いするか何かするという、県道であれば県にですよ、例えば今は2回と言わしたかな。ああ、町道が2回。県道が県云々じゃなかとですよ。波佐見町が入っておるわけですよ。

そしてね、私も以前聞いたのが、陶器まつりで渋滞したときに、両端を見たら汚いって。そういうことで、陶器まつりのときに、あそこのローソン、宿のローソンから剪定をされております。そして今度、そこのもういっちょ、おおいたさんの手前のローソンから有田線はきれいにしてあります。しかし、ここに当たっては、課長、後で行って見て。草がぼうぼうです。その原因はわかりますか、何か。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

先ほどの答弁、ちょっと言葉足らずだったと思いますけれども、常にその全域を全て回つてるということではなくて、通常、町内の現場に行きながら、以前もお話をしたと思うんですが、現場に行きながら、また県道を通りながら、違った道を通りながらですね、常に町道に関しても必要なところについては環境美化作業員さんをお願いをしたり、県道に関しては県のほうに連絡をして、除草作業をお願いしたりしているところでございまして、また恒常的な場所についてはシートを張るなどの措置をとったりはしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、どういうふうにしてこういう草が生えとるかというのは、管理していないことと、あと一つ私が気づくのは、ツツジが植えてないんですね。全然植えてないんです。草だけです。そいけん、ツツジを植えとるところは剪定をしたり、例えば手入れをしとるかもしれません。ここも草を取っておられるかもしれませんね、その剪定をするときには。それで今回私が思うのは、このツツジが切れておるところがこういうふうにいっぱい増えとるんです。そいけん私は、もうここで県にお願いして、ツツジが半分、その先が全然植わってなくて草だけやったら、ツツジを植えたらどうですか。県にお願いして。県道ですから。写真撮って送らんですか、県に。そういうことで県道がこいだけになっております、うちは迷惑しておりますって、町民から言われますって。そういう考えはありますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

県道に関してはですね、そういった場所について県のほうに要望していきたいと思います。また、町道の波佐見縦貫線の部分になりますが、今年度、地元自治会からの要望等もありましたので、少しずつ植栽を進めているところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたらですね、これから環境美化に入りたいと思います。

食事前にトイレの話をするのはどうかと思いますけども、私は住民の方、先ほど言いますように、岩峠、これに絞っていきたくと思います。週に4回と言われております。ここに行って、汚い汚いということで私も聞いておりましたから行ってみました。執行部だけに見ていただいています。こっちはまた放映されたときに食事中の方がいらっしゃれば迷惑かけますので、執行部の方も今から食事ですけども、こういうふうなことでした。たまたま私が行ったのが12月4日です。そしてこれはたまたま状況で、チラシがそのまましておりました。そして、私は水が出んのかなと思ってしてみたら、ちょっと出ました。そいけんが、前の人がせずに行ったっちゃろうと思っとつですけども、まず汚いちゅうのは、利用者が多くて、そして、停めた人がマナーが悪かった、そういうふう思うわけです。そいけん、今回は4回じゃなくして、私は本当は月曜から日曜までしていただければと思っておりますけど、そ

ういう考えはありませんか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

岩峠の公衆トイレについては、たくさんの車もとまっていることもあってですね、利用頻度が高いというのは認識しております。ただ、そういうケースというのはたまたまだと思っております。週に4回実施をしておりますので、清潔な状態は保たれていると認識をしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど言いますように、掃除は完璧にされております。私がですね、先ほど言いましたように、これが4日ですね、4日の日に行ったときは汚かったんですけど、水曜日、5日の日に朝から行ったらきれいに掃除されておりました。これは朝ですから、要するに、もう午後から夕方にかけてはですね、また汚くなるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、私はなぜこれを言うかといいますと、インターの駐車場、そこはやっぱりいろんな人が来たりして、私は高速からおりたときに、やっぱりこうちょっと寄ってみるか、県外の方がですね。そして車をとめた人が、例えばしていたり、帰るときにあそこを利用する人たちが、きれいなトイレでしたら印象が残るわけですね。それで、悪い、汚いトイレでも印象が残るわけですよ。そいけん私が思うのは、インターから来たら波佐見の玄関口なんですよね。そういうことを考えれば、もうちょっと清掃もしたほうがいいんじゃないかと思っております。

そういうことで、またもう一つの考えはですね、これはもう通告しておりませんでしたけども、町長が言う「来なっせ100万人」、陶器まつりが32万9,000人、これだけの方が来られておられます。そういうときに、今度は150万人と言ってあるんですけども、やっぱり私は前のほうにトイレ持ってきて、波佐見のPRをする、トイレをまずして歓迎したらどうかなってことをごっとい思っておるわけですけども。岩峠は、常時汚いという印象がないように、清掃のほうにもお願いをしてください。できたら毎日でもしていただければ、きれいなトイレでいいんじゃないかと思っておりますけども、今、週に4回ですか、こういうような状況でございます。

そういうことで、ほかのトイレもありますけども、ほかのトイレは町民の方が、桜づつみ

とか何かはもう町民の方です。岩峠は町内外の方が結構利用されますので、一応それをもう一回課長、どういうふうにしたらきれいになるかなということをちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、波佐見有田インターの波佐見の玄関口でございます。観光の面でもおもてなしの心で対応しないといけません。特にトイレについては「おもてなしトイレ」という言葉もあるように、トイレはきれいであればなりませんので、極力、きれいなトイレで快適に使えるように、清掃されている委託先とも協議をしまして、お客様に満足いただけるようなトイレになるように努めてまいりたいと思います。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 川田保則議員。

○10番（川田保則君）

皆さん、こんにちは。通告に従い質問いたします。

農業施策について。

西日本豪雨や北海道地震など大規模災害が発生し、各地で農業用水を供給するため池の決壊が相次いだ。農水省によると、決壊した場合に下流の家屋などへの大きな影響が予想される防災重点ため池は、西日本を中心に約1万カ所に上り、うち豪雨に対する改修工事など対策が必要なため池は、判明しているだけでも700カ所を超えと言われています。老朽化も想定され、対策が急務な状態であると思います。

（1）農業の水源地のほとんどがため池から供給されているが、保全是十分か。

(2) 平成25年から平成27年の3カ年でため池の一斉点検を実施されたと聞くが、結果はどうであったか。

(3) ため池に対する町営整備事業分担率が定めてあるが、地元地権者の率の減額をできないか、お尋ねします。

2、医療施策について。

私たちの町も急激な高齢化とともに、生活習慣に起因したいろいろな病気が発生して大きな社会問題となっている。生活習慣病の予防対策は十分であるか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 川田議員の御質問にお答えいたします。

1、農業施設について。

全国各地で大規模災害が発生し、ため池の決壊が相次ぎ、決壊した場合に下流の家屋までの大きな影響が予想される防災重点ため池の中で、西日本では改修工事など対策が必要なため池は700カ所を超える状況にある。本町農業の水資源のほとんどがため池から供給されているが、保全是十分かという御質問ですが、本町には管理者によって維持保全されているため池が103カ所に存在しますが、そのうち15カ所のため池については、決壊した場合に人家などに影響を与えるおそれがあるとして、防災重点ため池として県が指定しています。

農業用水の主水源としてはため池や河川などがありますが、全国的なデータを見ますと、かんがい面積の割合ではその8割以上が河川を取水源としているという結果が出ているようです。

本町においても、正式な調査はしていませんが、図面上から推測しますと、7～8割は河川からの取水ではないかと考えます。いずれの取水源にしましても、水利組合などの管理団体によって除草作業や漏水点検、用水路の維持管理などがなされていますが、特にため池においては、住宅等の開発や高齢化による離農などで受益者が減少し、維持管理に苦慮されている地域もあります。ため池や水路、農道などの維持保全に関しては、国の交付金事業や町単独事業などを活用していただいておりますので、今後においても地域の要望に応じて対応してまいります。

次に、平成25年から27年の3カ年でため池の一斉点検を実施されたと聞くが、結果はどう

かという御質問ですが、近年の局地的な大雨や大規模地震等により多くのため池が被災し、大きな被害が発生していることを踏まえ、国の防災減災対策事業により、全国でため池一斉点検が実施されたところです。この事業は、議員お説のとおり、平成25年から27年までの3カ年で実施されたものですが、本町においては、先ほど申しました103カ所のため池を対象に、堤体や取水施設、洪水吐等の目視点検や漏水量堤体変形率などの安全度評価などが、県が委託した専門機関によって行われております。また、県が指定する防災重点ため池の15カ所については、防災意識の向上を図る観点から、ため池関係者や自治会、消防団などとのワークショップにより、ため池ハザードマップを作成しており、今後の防災上の重要資料として活用していただくために、関係自治会を通じ全戸配布を行ったところです。

なお、一斉点検の結果につきましては、特に漏水量が基準値以上のため池や耐震安全率が基準値以下のため池については関係者への説明会を開催し、調査結果や対策の必要性などについて報告したところですが、実際に改修ともなりますと膨大な費用がかかりますので、関係者と十分協議を進めながら、所要の対策を講じてまいります。

次に、ため池に対する町営整備事業分担率を定めてあるが、地元地権者の率の減額はできないかという御質問ですが、波佐見町農林土木事業分担金徴収条例には、町や県が行う農林土木事業に要する経費の一部を当該事業の受益者から分担金として徴収する規定がありますが、その分担率は事業の種類に応じて定められているところです。

御質問にあります、ため池整備の分担率に関しては、町営、県営を問わず、総事業費の100分の10以内で町長が定める率とありますが、条文には、町長裁量により徴収の猶予や減免等ができる規定もあわせて定められています。

また、町単の小規模農林事業におけるため池整備においても、本年度に見直しを行い、受益者負担を50%から10%に、補助限度額を50万から100万円に改正し、町広報などで関係者への周知を図ったところです。

次に、医療政策について。

私たちの町も急速な高齢化とともに、生活習慣に起因したいろいろな病気が発生して大きな社会問題となっている。生活習慣病の予防対策は十分であるかという御質問ですが、生活習慣病とは、不規則な食生活や食べ過ぎ、運動不足などの生活習慣が原因によって起こる病気の総称です。主なものとして、高血圧や脂質異常症、糖尿病などがありますが、こういった病気はほとんどが自覚症状がなく、放っておかれることが多いため、重症化し、脳梗塞

や心筋梗塞などを引き起こす要因となっています。

このことから、国は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準を設け、平成20年4月から特定健康診査及び特定保健指導を各保険者に義務づけました。このことから、国民健康保険及び後期高齢者医療保険対象者においては、町において特定健診及び特定保健指導を実施し、協会けんぽなど、それ以外は各保険者で実施されています。本町においても、積極的に生活習慣病の早期発見、早期予防を行うため、特定健診及び特定保健指導に取り組んでいるところです。

生活習慣病の予防対策は十分であるかとの御質問ですが、まず、特定健診を受けていただくことが必要でありますので、本町では特定健診の受診率の向上について、地区回りをはじめとする啓発事業や未受診者への封書や電話での勧奨通知等を行い、受診後については、受診結果を確実にお伝えするため、予約制による結果説明会を開催しており、保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施し、適切な健康指導を行うとともに、町主催による運動教室への参加を勧めるなど、生活習慣の改善につながるよう取り組みを行っています。

しかしながら、最終的には本人の意思によることとなりますので、これからも声をかけ続けて、少しでも多くの人々の予防に努めたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

きょうの農業新聞にもため池のことが載っておりました。ため池管理を徹底ということで、農水省からでしょうけれども、農業用ため池の管理や補修対策を徹底するための法律を来年の通常国会に提出する方針を固めたということでございます。今までのいろいろな災害の中で、池の決壊とか、そういうのがたくさんございましたので、いよいよ国のほうも動いたんだなという思いがします。

きょうは池の話ですので、池ということについてちょっとお話ししたいと思います。

池の形は2通りあるそうですけれども、「谷池型」と、それから「皿池型」というのがあるそうです。波佐見町を見ますというと、ほとんどの池が谷池型だろうと思います。強い皿池型と言え、宿の猪狩ぐらいかなと、そういう感じがしますけれども。谷池ちゅうのは、もう皆さん御存じのように、山と山との間をせきをつくってためる池を谷池と言うんだそうでございます。皿池は、平地ですので、平地を掘ってそこに水をためるというやり方が皿池というようなことになっております。

波佐見町は103ということで先ほど町長のほうから答弁がありました。これ、全国的には20万近くの池があるそうなんですけども、長崎県だけでも3,300の池があります。一番多いのが、県北地区が一番多いようです。佐世保市周辺ですね、これが2,000。県央地区は長崎から波佐見町まで入っておりますけれども、これが518ということで、波佐見は103というふうな池になっております。こういう状態が今の池の状態でございます。

そこで質問をするんですけれども、この103のため池の中で、どのくらいの規模のため池があるのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

103のため池の中の規模でございますが、まず、受益面積2ヘクタール以上のため池が63カ所。それから、2ヘクタール未満のため池が40カ所というような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

103というため池の中ですので、ほとんど使われていないという池もでございます。その中で、今おっしゃるように、2ヘクタール以上が63、それ以下が40ということでございます。

波佐見町にも大きな池もでございます。一番大きいのは猪狩の池が140トンという、これが一番波佐見町で大きいようですけれども、その次が根比呂の135トン、井石の大堤が130トンということでございます。そういう100トンクラスが3カ所あって、あと50トンクラスまでが7カ所、その以下、もう100近くが50トン以下という小さな池も、使用もされていないような池もたくさんあるんだろうとっております。そういう池を大事にせないかんとですけれども、こういう危険の伴う池もたくさんあるんだろうと思います。

そういうことで、先ほどお話がありましたように、ハザードマップができていますということでございます。これは15個とおっしゃったのですかね、15個のハザードマップができていますようですけれども、このハザードマップの指定される基準というのがあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ハザードマップをつくるためには、先ほど町長が申しましたように、県が防災重点ため池というようなことで指定をされる必要がございます。特にこの指定をするための要件というのは、ため池の周辺に人家があるとか、堤体の高さであったりとか、貯水量であったりとか、

そういったものが総合的に判断されて指定をしているものでございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

ハザードマップができたということですので、非常に危険な、堤の下が非常に危険ということであろうと思うんですけども、先ほど町長の答弁の中に、全町民に配布したというような通知があったということですけども、実際このハザードマップが指定されているよというふうに、本当に住民の方がそれを御存じなのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ハザードマップの配布につきましては、先ほど町長からありましたように、自治会長会の中でお話をし、さらには、全自治会じゃなくて、防災ため池が存在する自治会に対してハザードマップを全戸配布いたしたところでございますが、全戸配布につきましては自治会のほうから配布をされております。その折には、まだ説明会等は開催をされていないと思いますので、配布にとどめられたんじゃないかなと思っておりますので、個々に配布した直近には二、三回程度の問い合わせ等もあったぐらいで、そう大きな反響もなくて推移をしているということでございますが、やはりハザードマップの役割といいますのは、常に身近にそういう危険なため池が存在するというようなことで認識をしてもらうというのが一番最大の目的でございます。そういったことを常々日ごろから認識をしていただいて、防災意識の向上に努めていただきたいというような類いのものでございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

15個のハザードマップが指定されているところは、ちょっと申し上げますと、大堤とか猪狩とか根比呂とか、こういうのが合わせて15個が指定されております。これ以外に危険だなというのは波佐見町にはないわけですかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

先ほどお話がありましたように、今回、西日本豪雨によりまして甚大なるため池の被害もあっているところでございます。そういったことで、国も再度調査をなさいと依頼が来ておるところでございます。そういったことで、現地はまだ今のところ見ておりませんが、今

指定されている以外のため池につきましても、人家に近いため池もございます。そういったことで、今こちらのほうで想定しているのは、15カ所ぐらいは追加をして、重点ため池に選定をする必要があるんじゃないかなという見込みを立てておりますが、もう少し具体的に現地を調査をして、再選定においては絞ってまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

今、このほかに15カ所ぐらいの警戒池があるということですがけれども、私も町内の103の池を回ったとは言い切れませんが、ある程度回りました。で、やっぱりこの15カ所出とるように、非常に危険な池があります。それは、名前は言いませんけれども、場所的には旧下波佐見の皿山郷ですね。これは井石の大堤も非常に危険なんですけれども、皿山のその池も、これもし事故があったら、もう相当、そこの住宅の50%以上は被害があるんだろうというふうな私は予想をしております。

そういうことがございますので、もうこれはいつ豪雨があるか地震があるか誰もわかりませんので、なるべく早くそういうマップをして、住民の方に非常に危険よというのを認識をしていただくと、そういうような方向性を持っていていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今、御指摘がありました皿山の、恐らく天の池ため池じゃないかなと思っております。先ほど、15を追加指定するという中でも、その天の池が入っておるところでございますので、その辺を現地を十分に調査をして、再選定をして、マップを作成していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

どうぞそういうふうに頑張ってくださいと思います。

で、普通の池とハザードマップの指定をされている危険な池というふうに分かれるんでしょうけれども、こういうマップを指定しているところと、それからしていないところの、もし事故等があつて工事があるというときに、行政的に指定されているところと指定されていないところとの工事代の費用の格差という、そういうものがあるのかどうか、そこら辺どう

でしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

実際の工事になったときの地元の分担金のお話だろうと思いますが、まず防災減災事業、これは国の事業でやりますが、国50、県が29%、残りは地方、地元で負担をすると、21%です。国のガイドラインでいきますと、その21%のうちの14%は町で負担をして、残りの7%を地元で負担していただくというような国のガイドラインが定められてありますけれども、事業費が甚大にかかる場合は、いくら7%といえども相当な負担があるわけですので、その辺の負担割合をどうするかというのは今後の検討材料になろうかと思いますが、まず指定をしているところは、そういった国、県の補助事業が該当するということだと思います。

基本的には、2ヘクタール以上のため池については、そういった国、県の補助事業が活用できるということですが、2ヘクタール未満のため池についてはそういった補助事業が活用できませんので、工事をするとなれば町の単独事業になるかと思います。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

やっぱりそういう指定をされたということがしていないところと比べたら利点があるようだと思いますので、15の追加指定をなるべく早く行っていただきたいと思います。

それから、一番最後になりますけれども、災害等で工事の場合は、その災害の国の補助金等があるかと思うんですけれども、そうでない場合の工事もあるんだろうと思うんです。今、町で条例に書いてありますのは、先ほどあったように、受益者が10%の手出しということになりますけれども、この中に、さっきもちょっと出ましたけど、その10%というのは決まっておるんですけれども、条例の5条に、「町長は、特別な理由により必要があると認めるときは、第2条、受益者の負担分の規定にかかわらず、分担金の徴収を猶予し、またはその額の全部もしくは一部を減免することができる」ということですが、この町長の減免する理由ですね。そこがちょっと、どういうものか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

町長の答弁にもありましたように、基本的には10%の負担というふうなことが書いてあり

ますが、今おっしゃいましたように、そういういろんな情勢、被害といいますか、例えば、そういった人家に及ぼすような災害であったりとか、国の激甚災害が適用されたりとか、そういった状況があれば、その負担率というのを町長の裁量で猶予したり、率を減額をしたりというようなことが考えられるんじゃないかなと思います。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

できたら、今までの中で事例がありましたらお願いできませんか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

私を知る限りでは、今までそういった町長裁量で減額をしたような状況があったとは聞いておりません。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

幸いに、ないということですので非常に喜ばしいことであろうと思います。

このため池については、この間の西日本を中心にありました大きな豪雨、大豪雨があったわけですけれども、そのときにも広島の方で、決壊で子供さんが亡くなっております。こういう事例もありますので、早目に危険な池は準備をしていただきたいと思います。

それでは3番目の、この条例の10%、もう条例で決まっておりますから、10%と決まっておりますんですけれども、皆さんも御存じのように、以前はほとんどの方が農業をされておりました。で、堤の関係の方も相当いらっしゃったんですけれども、今は皆さんも御存じのように、農業離れと同時に、耕作者が非常に少なくなっております。

こういうことで、大きな工事があった場合に、以前は多かったのでまあまあでしょうけれども、一つの例を言いますと、大堤がありますけれども、あそこは最初は200人ぐらいの耕作者がおられたそうですけれども、現在は43名の耕作者というふうになっておるんですけれども、そのうちに実耕作をされているのはもっと少ないんじゃないかなという思いがします。そういうふうで、200人が40人になるということは相当な減少率でありますし、この条例で決まっております受益者負担10%というのが、非常に農家の方には負担になっております。

で、これを何とか減額をできないか、そういう農家の方の声が非常に大きいんです。で、

町としてもいろいろ判断をしていかないかんとでしょうけども、やっぱり現状のようになるという、そこら辺はひとつ町の方針としても考えなんじゃないかなという思いがします。そこら辺の、どういような判断をされるか、お伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

おっしゃるように、最近住宅化が図られて農地も大分少なくなったり、おっしゃる通りに、受益者が高齢化になったりして減少傾向にあるわけでございます。そういった状況を私たちが把握をしているところでございますけれども、先ほどから申しますように、ため池の堤体の改修となりますと相当な経費がかかるわけでございます。そういったことで、なかなか地元としても、やりたくてもやれないというような状況がでございます。

県下の防災減災事業での農家の負担率をちょっと調べた表がございしますが、全く取らないという市町が4市ございます。1%とか2%とかそういったレベルの市町もございます。市長裁量でそういったものを重要視することと、財政力といいますか、そういったものも加味しながら、さらには、ため池の防災に対する意識等々を考えられて、そういった低い率に抑えられているんだらうと思いますので、非常に今後はそういった災害も発生している状況でございしますので、その辺の負担につきまして、近隣市町のそういった状況を踏まえて、再度見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

今、非常に低率でしているというところの4市ということがありましたけれども、お隣の佐世保市も2%ですね。それから、東彼の川棚、東彼杵町、これもちょっと調べてみましたけれども、これはあんまりそういう条例みたいなのはない。もっとも川棚、東彼杵は池の数がちょうど波佐見の半分です。そういう条例があるかどうかわかりませんが、川棚と東彼杵町は規定はないというふうな、ちょっとそういうふう聞いております。

佐世保市が2%です。これは佐世保市の事例ですけれども、今、針尾中地区というところで大きな堤の補修がっております。これは、先ほど言いました町長の裁量、市長の裁量で、0%で工事をされております。そういうことがありますので、一つ波佐見町の条例は条例として、非常に今、農家の方が苦しんでおりますので、減額をお願いをしておきたいと思えます。

次、医療施策について質問したいと思います。

医療につきましては、もう皆さんも御存じのように、少子高齢化ということで、医療費は年々、マイナスならいいでしょうけれども、非常に増加しております。そういうこともあって、これは12月9日の日経新聞なんですけれども、これにも医療費、生活習慣病の予防を厚くするというようなことで大きく載っております。

この一つの狙いは、予防ということですので、70歳、75歳、老人に近い方が元気になってもらいたいというのが一つの狙いだそうです。一つは雇用にもいりましょうし、元気におれば運動もできますし、いろいろいいことばかりです。そういうとに手助けするために、こういうようなことをされているんだろうと思います。

こういうことを医師の指導に沿って運動したら、医療費として費用を控除できるジムを増やすということですから、これは、ジムに行ったら、病院に行ったら、病院に行って払った費用として認めますよというやり方ですね。高額の、今、10万ですかね、それに加えていいよというふうなそういうやり方で、今度、国のほうも運動のできる元気な老人をつくるということで、今これは進んでおります。老人が増えるのと医療費が上がるのと、これはもう比例しておりますので、どうしようもございませんので、やっぱり健康な老人をつくるというのが先じゃないかなと思っております。

そこで、まず生活習慣病というのは、これはどのような病気なんだろうかね。そして、そういう中で、波佐見町も生活習慣病というのは非常に多くおられるのかなと思うんですけれども、そういう中で、波佐見町で一番病名が多いのは何だろうかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今お尋ねがありました、町で一番多い病気は何かということでございますけれども、病気と言いますと、やはりがんではあるんですが、そのがんも生活習慣病の中の位置づけにカテゴリーとしてはなっております。ただ、ここで町長の答弁等ございました話の中でいきますと、高血圧、糖尿病、高脂血症、こういったものが予防できる病気として対応できるものじゃないかということで考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

習慣病は何なんですかということをお聞きしたけど。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

生活習慣病ということですが、これにつきましては先ほど町長の答弁でもございましたとおり、日ごろの生活、いわゆる食生活や運動習慣、こういったものに起因するものでございます。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

生活習慣病もいろいろたくさんありますのでなかなか言えないんじゃないかなと思うんですけども、この生活習慣病を予防せんと、やっぱり医療費というのは上がらない、おさまるといことはまずないだろうと思うんですけども、町でもこの特定保健指導というのが強化されました。この中に、毎年行っております健診があつておるんだらうと思うんですけども、私が思うに、この中に食生活改善というのが載っております。今、予防されているのは、もう病気になられてから、あるいは病気の寸前の人を予防するというのが今の状態じゃないかなというふうに私は思うんです。そういうことであれば、もうこれは人口が増えるから、老人が増えるから、医療費が上がるというのはもう当然の話なんです。

ですから、その前、もっと若いときにこういう予防というやり方が何かないんだらうかと思うんですけども、それを考えますというと、やっぱりこの食生活改善指導というのが一番適当というふうに私は思うんです。それを食改善の事業の事業料を見えますと、平成21年度が予算で33万6,000円、29年度が24万円、こういう金額で町民1万5,000人の食改善ができるのかなという思いがするんですね。ですから、もっと食生活改善業務事業費というのがもっと、この何十倍とあつてしかるべきじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今おっしゃった費用につきましては、食改さんへの業務委託の金額であると思います。この金額につきましては、会員さんの人数に応じて単価を掛けまして支給をしているもので、その金額が減っているのは、その原因だと思われま。

ただ、おっしゃったように、今後の食生活が重要じゃないかということは、我々もその辺は重々感じておりますが、ここにつきましては、食改さん以外のところでは、例えば学校に

対して親子料理教室などを開催しながら、食の大事さとかも伝えているところでございまして、今後そういった、まず啓発のほうから入っていきたいと思っておりますし、その食、この事業費云々で言えるところじゃないのかなというふうにこっちのほうでは考えております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

そうおっしゃいますけどね、やっぱり医食同源、健康になろうがどうしても、やっぱり最初は食だと思えます。ですから、この食の改善というのは非常に重要だなと私は思います。

そういうことで、今そういう指導をなさっている中で、学校は学校でします、食改は食改でしますなんてそういう分かれているんだらうというように思うんで。ですから、本当に食の改善をやろうとするならば、やっぱり一つになって、組織になって、それを波佐見町の人口に見合う組織をつくって、それから改善していくというのがやり方ではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今おっしゃったところにつきましてはその通りでございまして、子供が小さいときからの食生活、これが最終的には生活習慣病を起因する大きな要因ということが国のデータとかでも出ているようです。これにつきましても、長崎県のほうは、今度、健康長寿日本一ということ掲げて県全体での組織を今構築しております。その中でも、それぞれ市町も含めて、企業も含めて参加しております、その中で今後の対策もとられていくと思います。その中において、そういったサポーター的なものが出てきたりとか、いろいろ形が出てくると思うんですけれど、それに合わせて波佐見町も行動してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 川田議員。

○10番（川田保則君）

ジムができて、運動して、健康になろうという、そういうことです。医療費を減らすというのは非常に大きな問題だと思うんですね。ですから、まず食から改善をしていこうという、波佐見町のそういうふうな組織をつくって、今から医療費の削減に努力するということがお願いをしたいと思うんですけれども、まず医療費を減らそうというのはなかなか難しいことですので、それでもやっぱり目標を立てないかんだらうと思うんです。

例えば人口交流では、「来なっせ！ 100万」を29年度でオーバーされました。100万を突破されて、150万という目標を立てられました。これと同様に、やっぱり医療費も波佐見町でこんくらいは減らそうやというような、そのくらいの意気込みがなくては減っていかんだろうと思うんです。

これは私の私案ですのでどうかと思うんですけども、一人1万円、人口1万5,000人ですから、1,500万じゃなかですね、1億5,000万。このくらいの目標を医療費で減らそうというふうな、そういうふうな考えで今からこれにかかわる業務の方は進んでいってくださいというふうに私は願うわけですけども、最後にひとつ、町長、お願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当、日本の全国的に見ても医療費、福祉、それから扶助費にしても、2倍、3倍になっているというような状況で、なかなか、やはり国、県、そしてまた、それぞれの市町村もそういう健康増進、そしてまた医療費の削減についてはいろいろな提言をしております。ところが、やっぱり我々もそういうふうな形でやっても、いざ一人一人の国民、住民が自分の健康、そのこと自体にもっと関心を持ってもらいたいと。

だから、予防の健康受診をしてくださいということに一生懸命になってもなかなか。やっぱりある面では、もう自分の体が思うようにならないときになってから気づいては遅いんじゃないかなと。だから、やっぱり60代ぐらいから高齢者に向けての意識をちゃんと持ってもらうんじゃないかな。

今、各地域で100歳運動というような形でやっております。いろんな各種団体、いろんな地域で、いろんなそういう健康に対しての推進が進められております。そういう中で、やはり、食事もおいしいものは食べるよりも自分の体にいいもの、合ったものというような、そういうふうに意識を変えていかないんじゃないかなというような思いをいたしておりますし、やはり、食と睡眠と運動、そういうことを習慣化することによってきちんとできるんじゃないかなと、幾らかでもですね。

そういうとを、やっぱり健康第一、そして医療費の削減、そして自分の健康維持、寿命の延長というような形の中で、町とか県がこう言ってもないから、そういうグループ、グループ、地域地域で、全部みんなですういうふうな形で行こうというような形になってくると、今、議員がおっしゃるような医療費の削減、そしてまた健康増進、そして生きがいのある生

活ができるんじゃないかなと思っておりますので、私も真っ先にやりますので、議員さん全部一緒にやっていただければ、非常に波佐見町は健全な病気の予防ということが出来るんじゃないかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（川田保則君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、10番 川田保則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分から再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして、質問いたします。

まず、環境行政について。

（1）環境保全条例の取り扱いはどのようになっているのか。

（2）ニシケン工業の野積みの解消は進んでいるのか。また、今後の予定はどうなっているのか。

（3）地場産業の石膏型などのリサイクル処理はどうなっているか。

次に、予算の調整について。

（1）歴史文化交流館（仮称）検討委員会での予算減額の見通しはどうか。

（2）自治会からの要望書など、町民のライフライン整備予算の確保はどうかということです。

壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

## 1、環境行政について。

まず、環境保全条例の取り扱いはどのようになっているかという御質問ですが、この環境保全条例につきましては、ことし3月議会の折に条例案を上程し、御審議をいただきました際、議員各位からいろいろと御指摘を受けました。短時間の中で拙速につくり上げたことから、さまざまな不備があったことを認識し、審議途中で取下げた経緯がありました。

その後、指摘があった部分を中心に研究を行い、修正や新規の条文を追加したりしながら、改めて条例案を整備し、6月議会に再度上程すべく、管理協議会にかけ審査を行いました。上位法令との関係性や罰則規定の問題等で協議が難航し、慎重論が持ち上がったことから、結果的に6月議会に間に合わせることはできませんでした。

また、その後におきまして、議会産業厚生委員会の所管事務調査として、環境保全について調査研究をされると聞き及んでおりますので、その調査結果を参考に条例案の調整を図り、提案をしたいと思っております。

次に、(2)ニシケン工業の野積み解消は進んでいるか、今後の予定はどうかという御質問ですが、ニシケン工業による廃棄物の野積みの問題につきましては、これまでの議会の中でも幾度となく御指摘があっており、昨年12月議会で同議員から当該事案に係る一般質問を受けた後も、現場に足を運び、つぶさに観察しておりましたが、一時的に減ったかに見えた廃棄物も、その後は一向に搬出される気配もなく、以前にも増してどんどん増えていく様子が見られました。

これには、議員や地元住民の方々が懸念されているように、廃棄物の仲介処理業者であるにもかかわらず、終末処理場化している現状は、周辺環境への悪影響が心配されるものであり、本町としましても、環境保全協定の当事者としてこれ以上見過ごすことができない状況にまで発展してきておりました。

そこで、10月29日付けの文書により町長面談を申し入れ、11月8日に町長室においてニシケン工業社長と面談を行いました。

その面談の中で、企業として適正に事業運営することを前提条件として協定書を締結しており、協定事項の遵守違反は住民に対して説明がつかないことや、短兵急にはできないことはわかっているが、地道に努力しながら確実に減らしてほしいと、そして、その誠意を示してほしいというような苦言を呈したところでございます。

なお、これに先立ち、県からもニシケン工業における廃棄物の保管量基準違反に対し、改

善計画の提出と合わせ、廃棄物の即時減量について強い指導がっております。

このような状況もあり、面談の中ではニシケンの社長から、既に搬出作業は毎日行っている状況であること。また、今後においても一度に片づけることは金銭的に難しい状況があるが、少しずつでも減らしていきたいとの回答を得たところです。

現在、回答があったように、現地では廃棄物をトラックに積み込んで搬出している風景とともに、野積みの山も奥のほうから少しずつ減っている状況も目にしておりますので、今後におきましても県と連携し、ニシケン工業の廃棄物の減量化については、定期的な訪問とあわせ、見守りを継続していきたいと考えているところであります。

次に、(3) 地場産業の石膏型のリサイクル処理はどうなっているかという御質問ですが、産業廃棄物は排出した事業者が責任を持って処理しなければなりません。当然ながら地場産業であるやきものの生産過程においても陶磁器くずや廃石膏型などの産業廃棄物が排出されることから、各事業者が適正に処理を行わなければなりません。

これまでの産地における産業廃棄物の処理については、平成11年3月までは、町が管理する処分場での埋め立てという手法がとられていましたが、その後は、主に中間処理業者2社において回収処分が行われてきましたが、特にことしに入ってから、廃石膏の処分について、長崎県内の安定型の最終処分場が引き取りを拒否するという事態が発生し、中間処理業者からの搬出がスムーズにいけない状況が続いています。

廃石膏のリサイクルについては、昨年度ぐらいから県の窯業技術センターや産業振興財団の指導もいただきながら、産地の関係事務局等でよりよいリサイクルができないか協議を行っているところで、特に今年度は商工会の補助事業も活用し、専門家も招聘し、現状把握から有効、効率的な処理方法、排出者に対する適正処理に関する啓発を行い、現状打開の糸口を見出していきたいと思っています。

しかしながら、廃棄物処理に対する事業者の当事者意識やリサイクルに対する意識、処理費、運搬費の問題など、クリアしなければならない課題も多く、一朝一夕に解決も難しいことから、引き続き研究を進めていかなければなりません。

次に、予算の調整について。

(1) 歴史文化交流館の件につきましては、教育委員会より答弁があります。

(2) 自治会からの要望書など、町民のライフライン整備予算の確保はどうかという御質問ですが、自治会からの要望は、町道の改良、舗装、排水路の整備、河川のしゅんせつ、交

通安全施設の設置や県道に関する事など、多岐にわたっています。

これらの要望に関しては現地調査を行い、すぐに対応が必要なもの、今後、計画・検討を要するもの、経過観察とするものなどを区分し、文書で回答しているところです。また、維持管理的なものですぐに必要なものは当該年度で実施することとし、改良等が必要なものについては、次年度以降の予算に計上するなどして対応しているところでもあります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

三石議員の質問にお答えをいたします。

2、予算の調整について。

(1) 歴史文化交流館（仮称）検討委員会での予算減額の見通しはどうかということについて。本年度の歴史文化交流館（仮称）建設検討委員会については、昨年度末に策定した歴史文化交流館（仮称）整備基本構想（変更）に基づき検討を重ねており、これまで全体会を2回、内部の展示部会、交流部会を随時開催しています。一方、基本構想（変更）の内容と建設検討委員会の検討状況を反映させるため、一昨年度に行った実施設計の設計変更業務を並行して進めているところです。

今後、12月末に第3回目となる建設検討委員会を開催し、展示部会、交流部会の検討結果を持ち寄り、全体的な整備方針を確認することとしており、基本構想（変更）で掲げた整備事業費を基本に、設計変更を進めていく所存です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、環境行政の中の環境保全条例についてなんですけれども、この条例案は町長の答弁にもございましたように、本年3月の定例議会に上程されましたけれども、各議員からの指摘を受け、副町長から次のような答弁がございました。内部で十分検討したつもりですが、本会議提案をちょっと急ぎ過ぎたと。まだ十分検討する余地があるようなことで、一旦取下げて、改めて次回の定例議会において提案させていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。申しわけございませんでしたという答弁でした。

しかし、次の議会の6月にも提案されず、その次の9月議会にも提案されず、今回の12月議会にも提案されていません。副町長の無責任な発言に怒りを覚えますとともに、その後の検討内容や現状、そして見通しを伺います。もうかれこれ9カ月がたとうとしていますが、

これまでどのような検討を行われたのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

御指摘のとおり、3月議会で拙速的に議案を調整して提案をしたわけですがけれども、さまざまな御意見をいただいて取下げをした経過がございます。その御意見をもって、次の6月議会ということで取下げをしたわけですが、内部検討をする中において、御指摘をいただいた罰則規定とか、そういったものについて、なかなか管理協議会の中においても結論を出すことができなくて、この6月の議会に提案する際に、議運の中で、今回の6月の議会については提案を見送ることにしたということでお話をさせていただいたところであります。

その後、また話を進めていく中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、産業厚生委員会の中で調査研究をしてみたいというようなお話がありまして、その御意見等をいただきながら、さらにそれを含めたところでの調整をして、まとめたい。で、何よりも提案する以上は、これはできれば全会一致でお願いしたいということがあるものですから、慎重にやほりしていく必要があると思っております。産業厚生委員会の御意見とか、あるいは全協でも、そのまとめたところで全協でお話をしながら、御理解をいただきながら、提案に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この条例案なんですけれども、検討されているということで理解しますけれども、何が問題で、何が問題でないのか、その問題を解決できるのか、現状はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま副町長から話がありましたとおりでございますけれども、3月議会が終わった後、5月に入りましてから、一応こちらのほうで指摘事項を踏まえながら見直したものを、まず5月15日に1回目の管理協議会の中で提出し、検討してもらったんですけれども、まずもってその中で罰則規定が必要なのかと議員さんから指摘がありましたが、町民にまで罰則規定を及ぼすようなものが必要なのかというふうなことがありましたんですが、そのこともやっぱり検討会の中で話がありまして、いっそのこと、罰則規定も全部とったほうがいいんじゃない

ないかというような話もありましたが、最終的には、所管課としましては事業主だけでも罰則を設けたいと、その分で町民の部分はちょっと外したいというふうな提案を差し上げて、一応そこは理解をしてもらったところでございます。

そして2回目が、5月28日に行いましたけれども、また1回目の管理協議会での指摘事項を踏まえた上で、さらに見直したものを上げたんですけれども、その中でも幾つか意見がありまして、特に、事業者排水の適正処理という条文をつくっておりましたけれども、事業者の範囲が広くて、個人でやっているような生地屋さんも、小さい事業所も対象になるのかと。事業活動に水を使用しない事業所も適用対象とするのはどうかとか、有害物質を扱うような特定施設等のみを対象とするよう線引きをするべきではないかというようなお話がありまして、ここの取り扱いについて、やっぱり町内の事情もあるものですから、慎重にすべきかなと。明確な方向性が出ないまま、もう少し研究してくれということで慎重論が上がりまして、なかなかそれが延び延びになってしまったというところであります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今のお話の中では、5月15日、5月28日、2回の会議の内容をお話しされています。その中では、罰則規定、町民までそれを波及させるのかということに関してはクリアされたと。あとは事業所で生地屋さん云々かんぬんと。これは5月の話でしょう。今はもう6、7、8、9、10、11、12、7カ月ですよ。3月に撤回されて取下げられて、5月に議論されている。じゃあ、この6カ月、7カ月は、この会議はなさっていないということですよ。十分議論をされ、十分議会の産業厚生委員会も含めて協議をする云々かんぬんということをおっしゃってますけど、その後進んでないじゃないですか。会議は開かれてないし、検討されてない。その辺はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そこはもう、所管課の勝手際と言わざるを得ません。その2回の協議を踏まえて、改めてまた全国の環境保全条例をつくっているところの条例を参考にしながら、研究しながら、町に当てはめて考えるものがどういったものがあるかということを検討してみたんですけれども、なかなかその研究が進みませんで、最終的な見直し案をつくり上げて皆さんにお示しすることができなかったということで、それはもうこちらの落ち度であると反省しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

結局、5月の会議が2回あって、もうその時点でストップされてる。検討されてないという理解をします。ですから、ある意味、上程するに当たって、提案するに当たって、それなりの理由があって、環境保全条例が必要だということを強く主張されて提案されているわけですから、それに対しては、行政の検討の対応は甘いですね。本気度が全然伝わってきません。

これから先、どのようなスケジュールでこの条例を上程される予定なんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

副町長の話にもありましたとおり、9月以降に議員さんから、所管事務調査の中でちょっとこれを取り上げて、進捗状況を聞きたいと。その中で、議員さんのいろんな意見を踏まえながら調整してみてもどうかというような提案をいただきましたものですから、そうしていただいたほうがこちらとしても助かりますということで、現在は所管事務調査の開催を待っているような状況もあります。

そこで議員さんの意見もまた改めて聞きながら、最終的に管理協議もかけ、見直したものをパブリックコメントをかけ、そして検察庁の審査にもかけ、それで3月議会に出せればと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

前回提出された環境保全条例の案の中の26条から第3節、環境保全条例に関する協定が、26条は、「町は良好な環境を保全する上で必要があると認めるときは、事業者との公害防止法その他の環境保全に関する事項について協定を締結することができる」ということをうたっていていらっしゃいます。前回の案ですね。こういうことをうたっている以上は、次のニシケンさんの話にもありますが、協定書の実効性をやっぱり行政側がちゃんと担保してやらないと、絵に描いた餅のようなことをつらつら書いても意味ないんですよ。だから、そこら辺は十分協議した上で提案してもらいたいと思います。

また、副町長においては、3月の議会にこの議場でですよ、先ほど私が申し上げたような、次の議会に提案しますというのを公言されているんです。で、全員協議会もその後にもあつ

ております、何回も。なぜここの議場で発言された内容について実行できなかったことに対して、全員協議会でも御説明とか、その経過内容をなぜなされないんですか。その責任は何も感じてらっしゃらないんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほど申しましたように、検討する中で、6月議会には間には合わなかったちゅうことは議運の中でお詫びを、提出をするに至らないということでお詫びを申し上げたところでございまして、おっしゃるように、全協でもそういうようなことを報告すればよかったんでしょうけれども、これは私の落ち度でございます。申しわけございませんでしたちゅうことでお詫びしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ちょっと前後しますけれども、3番の地場産業の石膏型のリサイクル関係に関する質問を先にさせていただきます。

このたび、やきもの業界と行政が一体となって、石膏型のリサイクル処理に関して動き始められたということを伺っております。このこと自体すばらしいことであると思ひますし、その計画内容と今後の展望について伺いたいんですけれども、今回の取り組みについては先ほどお話がございましたが、簡単に申し上げますと、廃石膏に関する処理の方法を業界と一緒にやっていくということに理解してよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

行政と業界と一緒に、廃石膏を適正に、リサイクルに向けて適正に処理できるように研究を進めているということになります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

その際、前回もそうですけれども、商工振興課長のほうから、産業廃棄物に関してはあくまでも排出者責任ですよということを常々おっしゃっております。まさしくそのとおりでございます。そういうことでありましたら、今回お進めになる内容においても、マニフェスト等はきっちりした形で適応をした形のことをお考えになって進められているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今回調査する中で、排出事業者のマニフェストあたりもところによっては拝見させていただきましたところもあります。なかなかマニフェストは完璧な状態ではないというのもわかっております。そういうあたりも含めて、今後は指導していかなければならないんじゃないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

マニフェストは、多分、排出者のほうがまず7枚刷りの書類に記入して、運搬業者、最終処分業者までという形で進む書類なんですけども、そもそも廃石膏を、石膏型自体の所有権、早く言えば、波佐見町は分業とおっしゃいますけど、生地屋さんのほうにあったり、型屋さんのほうにもあったり、また窯元さんにあたりしますね。いろんな形で窯元さんから依頼されるのを生地屋さんがつくられているケースもあると思います。そもそも所有権、所有者はどなたになるんですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それについては、ケース・バイ・ケースだと思います。主に窯元さんが所有権という部分のほうが多いのではないかと思います。生地屋さんの所有というのもないことはないんじゃないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

こういう地場産業の基礎となる型については、いろんなデザインとかいろんな形を、基礎をつくる部分だと思いますし、それがなくてはこの波佐見町のやきものもできないシステムにはなっているんだと思います。そういう意味からすれば、今回の取り組みはすばらしい取り組みだと思いますけども、聞くところによりますと、石膏型自体は町全体で毎月70トンを超える石膏が使われていると伺います。

実際、このリサイクル等に排出処理をされる予定と伺いますか、大方の石膏型処分に持っていく石膏型の量はどれくらいなのかというのは把握されていますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど言われたように、石膏の販売量からの推測というのは年間700トンとか800トンとか言われていますけども、実際の排出する石膏の量がまだはっきりしていないところもありますので、今回アンケート調査を実施している最中でありまして、そういうところで数字的なものは明らかにしていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

石膏型、例えば小屋の片隅のほうに石膏型を積み上げているところもございますし、生地屋さんの大小、窯元さんの大小によって量が違うと思うんですね。それで、業界と自治体と一緒にリサイクルに処理できる場所に持っていかうとする場合には、ある意味、1カ所に集めながら運搬していかないと、個々の生地屋さんが処理というふうな、ラインに乗せるというのはなかなか難しいと思うんですよ。

そういう意味からしても、今回、波佐見町の行政としてのかかわり方としては何が一番ベストかなと私なりに考えるんですけども、ある意味、今、いろんな業界に携わっている方の廃石膏をお持ちの方たちが1カ所に集めるような建屋とか、空き家バンクとか、空き工房ですか、そういうのを使いながら1カ所に集中してそれを運搬するという方法も一つあるんじゃないかと思っておりますので、その辺も検討の材料として入れていただけないだろうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

工業組合においても、そのような手法も研究をされているというふうにはちょっと聞いておりますけども、気をつけないといけないのは、1カ所に集める作業といいますか、それが中間処理の適用にならないかというところがありますので、そういった許可、許認可の関係ですね、そういったところもちょっと問題になってくるのではないかというふうに考えておりますけども、そういったよりよいリサイクルのための手法の一つであると考えます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

それでは2番目のほうに戻りますけれども、ニシケン工業の野積みの解消は進んでいるかということですね。

ニシケン工業の野積みの解消及び協定書の履行に関する一般質問は、私、今回で4回目になります。質問のたびに、「できていません」の回答ばかりでしたが、今回は一定の効果、すなわち、瓦れきの山が動き始めたことは大変喜ばしいことでもありますし、担当行政部局におきましても努力していただいたおかげだと感謝申し上げます。しかし、協定書の内容の履行については、まだ不十分であることもまた事実でございます。

また、波佐見町は工業団地に入っている会社と協定書を結んでおられますし、先ほどの環境保全条例案にも申しあげましたとおりに、協定書の締結の条文がございました。

しかし、協定の内容の履行に関しては、当事者としての実効性がやっぱり弱いです。その辺は否めないと思います。今回、この点を含めて検証を行いたいと思います。

それでは、実際、町長の答弁にございましたとおり、毎日1台ないし2台は大型トラックが搬出を行っております。こういう経緯になるに当たっては、基本的にどういう経過でこういう形になったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これにつきましても町長から答弁がっておりますが、ことしに入りましてからも、こちらでも定期的に現地に足を運びまして観察しておりました。しかし、ことしはちょっと社長との面談がうまくいきませんで、ちょっと関係がこじれまして、ちょっと断られたということから、もう外から言う以外なかったと。

それがやっぱり、なかなか減るどころか、どんどん増えていく一方で、終末処理場化している状況があったことから、これ以上はもう看過できないということから、10月に入りまして文書をつくり、町長名で面談の申し入れをしました。それが11月8日、町長室におきまして、ニシケン社長を呼んでいろいろ話をしたところでございます。

その中で、町長のほうから、現在のニシケン工業の廃棄物の保管状況、これはもう住民に対して説明がつかないと。協定書を何のために締結したのかということもちょっと強く言っております。どんどん増え続けていく野積みの状況が一遍には片づかないという事情もあるかもしれないけれども、それは少しずつでも減らしていけるよう、誠意を持って取り組んでくれということで苦言を呈されたということでございます。

これに対してニシケン社長も、これに先立ち、県のほうからも指導があるので、既に出しているということも回答がっております。少しずつでも減らすように努力するとい

うような回答から現在の状況になっていると思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今の状況は、画像的にはですね、ある意味、以前はこういう状態ですね。ニシケンさんの看板のところをよく見ていただければわかると思うんですけど、これがいろんな形で町のほうが毎月1回訪問されても、この状態からこういう状態になりました。看板のところですが、よう見とってください。こういう状態です。そして、こういう状態になったんですよ。で、今、1日何台か出されて、今どういう状態かという、こういう状態です。わかりますか、変化が。どんどんどんどん瓦れきを積み上げる前はこういう状態だったんですよ。で、とがった山になった後、出し始めましたといったらこれで。ということはどういうことですか。前の状態までも戻とらんとですよ、まだ、全然。出されてますけど。

ということは、いかにこのまま放置していたら大変なことになったかということが一つと、もう一つは、今、町長のほうとの面談のお話をされましたけど、私と自治会長はことしの春先、新春、行政相談に行きました。行政相談に行くと、議会で何遍質問しても動かないと、この瓦れきが。それで、もうやっぱり地元としては不安でたまらないと、どうかなりませんかということで行政相談に行きましたら、その後、県のほうも保健所と一緒に動くようになって、現地を見るようになりました。

かれこれやって、いろんな形で搬入時の分別ができてないということも含めて、現地で指導をされてます。県のほうも。その中で、余りにも動かない状況を見て、改善命令を県が出したんです。県が。許認可は県ですので。それに対応してニシケンさんが動かしたって。

ということは、協定書の12条に改善命令ってあるんですよ。町長。皆さん。ここに書いてある協定書の当事者だから、当然ですね、この協定を怠り、協定に違反したときは、事業所に係る必要な措置をとるべきことを命ずることができますと。町がこの協定書、協定書と、もう2年前から言っているのに、これをなさらずに、県が先にやったと、そういう事情です。ですから、やはり協定書という以上は、やっぱり実行していかんとだめです。効果ない。だから、県のほうが改善命令を出されましたそうです。そして回答が、5年のうちに解消しますという回答です。

ところが県のほうは、とてもじゃないと。2年でやってくださいという指導をされたそうです。そういうやり取りです。何度も言いました。こっちが動かないと向こうは動かないん

です。それはもうよく行政の方たち、わかってらっしゃると思いますので、ある意味、協定書、協定書ということで、ここにも環境保全のほうにも上がっておりますから、実効性の上がるようなことをやっていただかないと効果がないんですよ。そこは承知していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに議員がおっしゃるとおりでございます。協定書の中に改善命令の項目が入ってございましたので、それを考えなくもなかったんですけども、ちょっと言いわけじみて聞こえるかもしれませんが、ニシケン工業さんの業種自体が、本町にとってやっぱりなくてはならない業種だと思っております。少なからず町内の窯業振興の一翼を担っていただいているという思いがちょっと根底にありまして、なかなかそこまで至らず、口頭指導だけで終わってきたと。今にして思えば、やっぱりそれはちゃんと出すべきだったと反省しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今の現状はこれです。まだまだあるべき姿には戻っておりません。まあ、こういう形で動き出したのは事実なので、これを県にニシケンさんが出された2年で搬出を終えるような形で進むには、当然地元である、協定書の当事者である町がしっかりそれを管理し、実行させることが必要です。早く言えば、長崎県に提出された改善計画どおりに実行していただくように、責任を持って行っていただけますか。町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この前の面談のときに、経営的な考え方をあなた方が幾ら言っても通じないと。それは企業が経営努力をしてもらわないかん、それが誠意につながるんじゃないかというようなことで、はっきり言って、入ってくるよりも出る量を優先してほしいと。そして、入る量を少なくすると。

普通の会計でいけば、「入るを量りて出ざるを制す」というんですけども、この場合は逆のほうで、やはり出すことを最優先に考えてほしい。そうしないと、あくまでも企業の善意のもとで協定書を結んでいるというようなことで、そのことを実行していただかないとだ

めじゃないかというようなことで、そして、実際の、今後、月にですね、波佐見町内の事業者が何件あるのか、そして、どういうあれをしているかということも報告をしてほしいというようなことで、ぜひそういうことが実行できるように、今後も面談をしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

あくまでも町民の生命と財産を守るのが第一義的な行政の使命でございますので、その辺は今、町長が回答なさったような形で、長年の皆さん方の要望でございますので、実施に向けて努力していただきたいと思えます。

さて、予算の調整のほうに行きますけれども、歴史文化交流館の検討委員会のお話がありました。また、補正予算が否決されてから約1年と8カ月かな、かかっておりますが、その中でも、展示ゾーンの部会であったり、交流部会であったりと。今回の実施設計をされた業者を入れて、減額等を含めて見直しのほうができたんですか。それとも、まだやっている最中なんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁にあるとおり、本年、昨年度末に策定しました基本構想の変更に基づいて、建設検討委員会で論議を重ねております。まだ論議の途中でありますので、この内容をもって、来年1月末までに設計の変更を行いたい考えています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今、歴史文化交流館の予算は幾らですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

予算と言いますと、支出をした額でございましょうか、全体の予算ということになるんでしょうか。で、ちょっと御返答が変わるんですが、どちらでよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今現在の予算額です。支出額とかじゃなくてですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そしたら、全体的な事業を御説明いたします。現在まで、予算の支出予算を計上したものでございますが、用地代、または……。 （「今の予算額は幾らありますかと聞いてるんです。」と呼ぶ者あり）

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

本年度は基本構想の変更を主に、950万円程度でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

本年の広報はさみ6月号では、波佐見町の歴史文化交流館（仮称）整備計画と称して、完成予想図を使い、既に決定しているかのように広報されています。また、11月の広報はさみでは、予定されているというか、カフェのテナント募集がされています。すごい勢いでこういうふうな広報を使いながらお知らせをされているんですけれども、このような行為は、町民に歴史文化交流館ができることが決定したかのように思わせるものであり、情報操作じゃないですか。実施計画による予算の手続もまだ何もやってないんですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

これまでの経過もるございます。用地を購入し、基本構想、実施設計という予算を認めていただいております。私たちはその中で建設検討委員会の設立をして、識者の中からさまざまな御意見を得て形にしているところでございます。

一方で、そういった内容を町民の方に随時お知らせする使命もあると思っておりますので、そういった状況で広報等にもお知らせをしている状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

やはり、それはそういうふうにおっしゃるかもしれないですけど、まだできてないところのカフェのテナント募集までやる必要があるのかどうかというのは、ちょっと腑に落ちませんけど、どうなんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

カフェの募集については、かねてから全協等で御説明をしております。この建設検討委員会でも、やはり交流を主にやっていこうということで、カフェを設置したいという皆さんの強い思いがあります。その中で、やはりカフェの事業者の方を早目に決めて、設計に反映したいという思いで今回募集を行ったところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

テナント募集ですね、やはり物を見て判断するわけです。この設計図だけ見て、ここがどうかこうとかとおっしゃっていますけども、ほとんど勇み足ですよ。もっとじっくり考えてやったほうがいいんじゃないですか。

私は、こういう歴史文化交流館等におきます建物行政に関して、私なりにわかる範囲内で少し見たんですけども、こうやって29年度の決算の円グラフなんですけどね、これなんですけど、要は、ここの当該年度に建設する場合は、ここの部分の投資的経費のほうにぼっと膨らむわけです、ここの枠がですね。ここが膨らみます。で、建設した後は、この公債費のほうにぼんと膨らみます。こことここですね。

すなわち、実際いろんな形で建物をつくるに当たっては、例の借入れをしたりするのが当然だと思うんですけど、そういう借入れをするに当たって、実質的に町民のいろんな形の要望が実施できない状況に追い込まれるケースってあると思います。当然、この円グラフが満額の予算だとすれば、投資的経費が膨らめば、当然ほかのところにしわ寄せが来るという状況でございます。

そういう意味からしても、この歴史文化交流館はこればかりにおさまらんとですよ。すなわち、歴史文化交流館においては、人件費として新たに職員を増やしたりするということで人件費も入ってきます。物件費のほうでは、そういう運営に当たる物件費等が入ってきます。だから、通常の建物行政の中における特徴としては、後にもまた負担がかかるという建物です。

今回、いろんな形で私も私なりに勉強したんですけど、なかなか難しい問題ですが、こういう形で今後34年度までに投資的経費、先ほど言いましたですね、建物をつくるときにこれは増えます。増えるということは、その1年後、2年後、据え置きあって2年後が公債費が増えるわけです、必ず。

そういうことで計画されている中においても、今後いろんな形で投資的経費については考えられています。実際終わっている分と工事をしている部分があるんですけど、東小学校のプールの改修工事を今やっていますね。小学校の教室の扇風機は終わりました。文化会館設備工事費等もあります。その他まだあります。防災無線の整備事業、歴史文化交流館も入っております。消防詰所の建設事業ですね、4分団。公営住宅建設事業、給食センターの設備改修事業、庁舎建設、中央小学校大規模改修事業、こんな形で、立て続けに34年度までにこの投資的経費が膨らむとですよ。で、膨らんだ後はこっちが膨らむとです。そうすると、実際、次に上がっております自治会からの要望書などの町民のライフラインをする整備予算とか、どうしても窮屈になってしまいます。

そういう意味からすると、町長も今回9月の町長選で当選されまして、初心に戻って町民と身近な町政をやっていくというふうにおっしゃっておりますが、この辺の自治会からの要望実現のための予算の確保というのはどのようにお考えになってますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

波佐見町の、今、観光交流とか、今から先は特に人口減少については、やはり交流人口、そして定住人口につなげていくと、その布石を打たなくてどうしますかと。そして、そのことの今やっていることはどんどんやっています。窯業、農業やっております。しかし、やっぱり町の存在感は歴史・文化というようなことにありまして、どこの町でもやはり観光の交流拠点というような、そういう位置づけもあります。そして、やはり波佐見がこれだけ発展してきたこと、先人の偉業、こういうものをやはり今からの子供たちにも、そして我々にも、やはりきちんと伝えてやっていかなければなりません。

その中で、やはり行革については中長期の見通しを立てながら、そしてやっていくというように、過去の、今までの、私が平成10年から82億の公債費残高を65億、10年かけて。そのためには皆さん方の協力をずっと得ながらですね。そして、その中で、人件費なんかは特に10億2,000万あったのが今は6億5,000万と、いろんな形で身を削りながら、そして、ずっとやってきておるわけですね。

そういう中で、なお厳しい状況が続くのは、やはり福祉扶助費、このことがもう2.5倍くらいになってきております。これはもう日本全国の市町村が一番、だんだんだんだん苦しい状況になるのはそれじゃないかなというようなことで、ある面では目先のことも大事です。

しかし、やっぱり中長期なことで、長い目で見ること大事です。そして、一面的に見ないで、総合的に全面的に見ること。やっぱり本当の町の存在感、そしてまた交流人口、そういう経済的なことも大事というようなことの中では、やっぱりそれぞれの細かなことも大事だけれども、やはり、今、布石を打っていくというような将来のことも、中長期的な視点でやはり財政も考え、そしてまた事業のほうも、ある面では伸ばすところは伸ばす、縮小するところは縮小するというような形の中で、そして、町民の皆さんの理解を得られるような、最終的には議会のほうで、町民の代表ですから、そういうふうな形の中で一緒に取り組んでいて、今、このこいっていうだけじゃなくして、やはり5年先、10年先のことも踏まえて取り組んでいくのが一番大事じゃないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですよ。5年先、10年先を見てでも、今の自治会の要望書というのをよく見てみますと、身近な諸問題のほうを行政に何とかやってくださいというものばかりです。平成25年から29年度までの過去5年間の自治会からの要望書が89件あります。そのうち、対応済み、または実施予定、整備中などの数は47件であります。ある意味、限られた予算でよく対処されてます。しかし、毎年7件から8件は現状維持の評価です。現実的には、予算的裏づけがないとまだまだ実施にはほど遠いものであるわけです。

そういう中において、ある意味、今回、ふるさと応援寄附金が現実的には補正予算を組まんといけんぐらい、やっぱり皆さん方の寄附行為が増えていっていると。

そういう中において、ぜひとも提案なんですけども、実際ながら最終的には基金のほうに積み立てられて、再度繰り入れられて、使用されるということなんでしょうけど、ここに上がっているふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業については、13件、工事の予定または実行されていますね。そして、全体のうち50%をこれに使っていらっしゃいます。また、未来に伝えたい文化の保存等については2件、7%。懐かしい景観2件、7%。次世代を担う子供たち7件、27%。あとは、その他町長が必要と認める事業については7%。こういう中に、やっぱりふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業とか、未来に伝えたいとか、次世代を担う子供たち、そういう部分に関しても、こういう寄附金の活用事業一覧に書いてありますよね、中身が。こういう部分にも町道整備、または通学路の整備という形で上げていただくと、この要望書の一つ、二つ、三つは可能になるわけですよ。

実際、そういう使い方をやっぱり希望されていると思います。全てにつながると言うわけです、こんな分けることにこだわらずにですね。波佐見町という名前でやはり寄附をされる方が多いと思いますし、返礼品も見て寄附される方が多いと思います。

そういう意味からしても、今回のふるさと応援寄附金ですね、こちらのほうを有効に活用しながら、基金の積み立ての場所を検討しながら、なおかつそれを、早く言えば、要望書実現の予算として組み入れる形で検討していただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分そういうことはわかっております。そして、やはり自治会の中から意見・要望があっても、できればしてほしいなということと、絶対不可欠なんですよと、ですね。例えば災害が起こりよると。ちょっといつとき不便かっていう部分とかですね、やっぱりその地区地区が自分のところが一番大事かと思うわけですね。だから、そういう面は各担当も全部見て回って、そしてこの議会が終わったら副町長と担当課と、全部どうかなって、どっちが大事かなってというようなことをある程度判断をしていかないかと。

それはちゃんと二、三年に一遍はですね。毎年行く必要はないんですよ。急に変わるわけじゃないんですから。だから、結局そういう中で、新しく出てきた、早くから言っているけども、そんな逼迫しているあれじゃないよねというところとか、いろんなことがあります。だから、そういう面では地元の話も聞きながら、そして、やはり今すぐしなければならない、ここは二、三年待ってもらおうとか。もうずっとできないところもあるんですね。やっぱり小さな道でも、うんと工事費が高つくところもありますし、そういう面で総合的に判断しながら、そして、緊急で重要なところから計画的にやっていくというようなことで、それはもう自治会の要望なんかも十分真摯に受けとめております。

そういう中で、全体的な予算をやっぱりバランスよく、そして後年度に過度の負担を残さないような、そういう取り組みを基本として、最小の経費で最大の効果が上がるようにもっていきたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

全身全霊をかけて取り組むということを所信表明でおっしゃっています。まさしくそのとおりの活動をされていると思います。そういう意味から、毎年7件、8件残っていつている

わけですよ、要望書が。それを十分承知されて今後の予算編成に生かしていただき、早く言えば、町長が初心に戻っておられるということを実施していきたいと願っておりますので、お願いします。

**○議長（今井泰照君）**

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

**午後3時10分 散会**

## 第 4 日 目（12月13日）（木曜日）

### 議事日程

- 第 1 発委第 1 号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2 発委第 2 号 波佐見町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第64号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第58号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第59号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第60号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第61号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第62号 波佐見町手話言語条例
- 第 11 議案第63号 波佐見町上下水道事業運営審議会条例
- 第 12 議案第67号 東小学校プール改修工事請負契約の変更について
- 第 13 議案第68号 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 第 14 閉会中の継続調査申出について  
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第4日目（12月13日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	中村	和彦	主任書記	伊東	晶子
--------	----	----	------	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	本山	征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	楠本	和弘
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	宮田	和子
教育長	中嶋	健蔵	教育次長	福田	博治
給食センター所長	林田	孝行	総務班係 課長	松添	博
企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊			

---

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第4回波佐見町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

**日程第1～2 発委第1号～発委第2号**

○議長（今井泰照君）

日程第1. 発委第1号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則及び日程第2. 発委第2号 波佐見町議会傍聴規則の一部を改正する規則を一括議題とします。

議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

百武議員。

○議会運営委員長（百武辰美君）

おはようございます。

それでは、2件の発委について御説明いたします。

---

発委第1号

平成30年12月13日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

波佐見町議会議会運営委員会

委員長 百武辰美

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提案理由として、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

次ページ、別紙をお願いします。

---

別紙

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

波佐見町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。「2. 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」

附則。

この規則は公布の日から施行する。

次ページに新旧対照表をつけておりますので、御参考になさってください。

---

発委第2号

平成30年12月13日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

波佐見町議会議会運営委員会

委員長 百武辰美

波佐見町議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提案理由として、個人情報の観点から、現行の傍聴人受付簿ではなく、傍聴人受付表に改めるものであります。また、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、杖については削除するものであります。

次ページ、別紙をお願いいたします。

---

別紙

波佐見町議会傍聴規則の一部を改正する規則

波佐見町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

第4条中、「簿」を「表」に改める。

第7条第1項中、「（、杖）」を削るものであります。

附則。

この規則は公布の日から施行します。

最後に、新旧対照表をつけておりますので、御一読をお願いします。

以上です。

---

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号 波佐見町長議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（今井泰照君）**

挙手全員であります。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 波佐見町長議会傍聴規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（今井泰照君）**

挙手全員であります。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第65号**

**○議長（今井泰照君）**

日程第3. 議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題

とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第65号について説明をいたします。

議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月10日提出。

提案理由は、人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条、第2条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第1条の規定は、12月分の支給に係る期末手当の率の改定でございます。

第2条、第2条中、6月に支給する場合においては「100分の157.5」、12月に支給する場合においては「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

この規定については、6月と12月に支給する率を平準化いたしまして同じ率にするというものでございます。

附則。施行期日。1、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

期末手当の内払い。2、改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

一番最後のページに議案第65号の資料をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の条例の一部改正についての内容は、まず、期末手当の改正でございまして、年間の支給月数を3.25月分を3.30月分、0.05月分の増とするものでございまして、改正条例の第1条では12月期に支給するものの率を172.5を177.5、ここで0.05月分増とするものです。改正

条例の第2条では31年度以降に支給する分の率を平準化いたしまして、6月を157.5が167.5、12月分が172.5が167.5、それぞれ0.1月分増と0.05月分増でトータルで0.05月分の増ということになっております。

実施時期につきましては、第1条については公布の日から施行するという事で12月分からの適用になりますが、改正条例の第2条では平成31年4月1日以降からということになっております。

附則の第2に規定されております期末手当の内払いでございます。この件につきましては、4月1日から適用されますので、6月、それから12月1日付の基準日で支払われました期末手当の差額分については後日支給をされるということになっております。

それから、教育長の期末手当関係につきましては、波佐見町教育長の給与に関する条例がございますが、その第2条の規定によりまして、町長、副町長の例により支給するという規定がございますので、教育長の給与に関する条例の改正はございませんので申し添えます。

以上でございます。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

**○11番（太田一彦君）**

人事院勧告ということで今回の改正が行われるわけですけど、月分で計算されてますけど、金額ベースでお知らせいただきたいと思うんですけども、お願いします。

**○議長（今井泰照君）** 総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

金額ベースで申し上げますと、町長の月額が70万円でございますので、増加分の0.05月分では3万8,500円、副町長が月額が57万5,000円でございますので、0.05月分で3万1,625円ということになります。

**○議長（今井泰照君）**

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（今井泰照君）**

挙手多数であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第64号**

**○議長（今井泰照君）**

日程第4. 議案第64号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

それでは、議案第64号について説明をいたします。

議案第64号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月10日提出。

提案理由でございます。

現下の社会情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものであります。

次ページの別紙をごらんください。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条、第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条、第5条第2項中、6月に支給する場合においては「100分の157.5」、12月に支給する場合においては「100分の177.5」を「100分の167.5」に改めるというものでございまして、第1条は12月分の支給月数を改めるものでございまして、第2条では6月と12月の支給率をそれぞれ平準化し、「100分の167.5」に改正するというものでございます。

附則（施行期日等）

1、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

期末手当の内払い。2、改正前の波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

一番最終のページの議案第64号資料をごらんいただきたいと思いますが、期末手当の改正については、年間の支給月数を3.30月分を3.35月分とし、0.05月分増とするものでございます。

改正の中身につきましては、先ほど町長、副町長の給与に関する条例で説明をいたしましたので、全く同様の内容でございますので、割愛をさせていただきます。

なお、先ほど質問がございましたのでつけ加えますが、今回の改正によりまして、議長の報酬につきましては0.05月分の影響額が1万4,050円、副議長が1万1,600円、議員が1万750円との影響額になりますので申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

三石議員。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

○4番（三石 孝君）

反対討論です。

○議長（今井泰照君） はい。

○4番（三石 孝君）

おはようございます。私は、議案第64号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論を行います。

まず、反対の理由といたしましては、長崎県の市町村別所得ランキングにおきましても、波佐見町は最下位です。そういうことで、200万円をちょっと上回っている状況でございますが、一部には200万円に満たない方もたくさんいらっしゃる町内の所得の状況において議員の報酬を増額することは適切ではないというふうに考えますし、第2番目には好景気、好景気ということで東京都を中心に企業の好景気の波が全国に広まるようにということで各マスコミ、新聞等が書かれておりますが、まだまだ地方にはこの好景気の波は来ておりません。そういう中で同じように議員の報酬を上げることは反対だと思います。

3番目には、少なくとも私たちは議員としての活動をやっているわけではございますが、町民の負託にまだ十分応えきれていないというふうに私自身が思いますし、議員の皆様からも含めてどういうふうに思われるか、その辺を十分検討していただきたいというのがあります。

最後になりますが、私も2年前に出馬してこういう議会活動をさせていただいております。議員活動しておりますが、この中においても、やはりある程度の報酬は事前にわかっております。そういう中でいろんな形で町政発展のために議員活動をさせていただいておりますが、こういう形で私たちがそれなりに町民の負託に応えるような活動ができる際には思い切った議員報酬の値上げも含めて町民に問う方法もあるんじゃないかというふうに思います。それまでは出馬のときに認識しておりました報酬で十分ではないかというふうに思います。

以上の理由から、今回提案されております議員報酬の改正に関する条例には反対という形で討論を締めたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私も反対という立場で討論いたします。

今回の第64号の条例改正でございますが、本町においてはまだまだ不景気感がとても強く、まだまだ上げるべきではないと考えますので、反対いたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第66号について説明をいたします。

議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月10日提出。

提案理由でございます。

人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正をするものでございます。

次ページ、2ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の条例の改正も、第1条と、それから第2条の2条立てといたしております。

まず、第1条でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第22条、第2項中、「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」の「100分の90」の次に「12月に支給する場合には100分の95を加える」ということございまして、この規定は勤勉手当の改正の規定でございます。

別表1を次のように改めるといふことで、一般職給料表の表の改定を次に掲げております。

6ページをお願いいたします。ここからが第2条でございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を100分の130に改める。この改正の部分は、期末手当の率の改正の部分でございまして、6月と12月の率を平準化し、100分の130とするものです。

第22条第2項中、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を100分の92.5に改める。ここは勤勉手当の率の改定の部分でございます。

資料では15ページをお願いいたします。

今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

一つ目が本年度の給与改定の中身の給料表の改定でございまして、民間給与との格差、平均で0.16%、655円を埋めるための改定となっております。一般職、高卒、大卒の初任給を1,500円、若年層も同程度の増額の改定となっております。

改定の幅で申し上げますと、給料表の1級では500円から1,500円、2級では400円から1,300円、3級では400円から1,100円、4級では400円から1,000円、5級では400円から900円、6級では400円から700円ということになってございまして、若年層に配慮をした増額の給与改定となっております。

二つ目が、期末勤勉手当の支給率の改定でございまして、年間の支給月数4.40月分を4.45月分とし、0.05月分増とさせるものでございまして、増の中身につきましては勤勉手当のほ

うで措置をされております。

改正条例第1条では、期末手当については6月分も12月分も変わりませんが、勤勉手当では6月分0.90月、これは支給済みでございますので変更ありませんが、12月分では0.95月、0.05月分の増とするものでございます。改正条例の第2条では、31年度以降については期末手当も1.30平準化をさせるということでございまして、それぞれ増減の改正となっております。勤勉手当につきましては、6月が0.925、12月が0.925、こちらも同じ率の支給月数ということになっております。

実施時期につきましては、本年度の給与改定の部分については給料表が30年の4月1日にさかのぼって適用、それから期末勤勉手当のうち12月分につきましては条例の公布後ということになりますので、条例が可決をされれば、その後公布し、公布後に差額の支給がされるということになります。

なお、31年度以降分につきましては、平成31年4月1日から適用されるということになります。

以上で説明を終わります。御審議方、お願いをいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

資料の15ページです。先ほど最後に御説明された内容ですけど、本年度の給与改定2と書いてあるところに改定の幅がございまして、1級、2級、3級、4級、5級、6級と。該当する職員の数はどれぐらいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ちょっと今、級ごとに属する職員の数のデータはちょっと手元にはございませんので、よろしければ後でもよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君）

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（今井泰照君）

それでは、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

大変失礼をいたしました。

平成30年4月1日現在のそれぞれの級に在籍する職員の数を申し上げます。1級が14人、2級が24人、3級が29人、4級が13人、5級が11人、6級が13人、合計104人でございます。行政職の1の給料表については104人ということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

関連することですけれども、この改定によりまして、月平均どれぐらいの増額になるのか、全体はどれぐらいになるのかというのをお答えください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回の給与改定に伴います職員の給料、あるいは手当の人件費関係の影響額につきましては、一般会計、それから各特別会計の人件費に計上をいたしておりますので、そちらのほうになりますが、まず、共済費を除く給料・手当関係についてだけで申し上げますと、影響額が全体で285万3,000円、これを1人当たり直しますと2万7,000円ということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第58号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第58号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第58号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成30年度波佐見町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、総額に歳入歳出それぞれ7億1,100万円を追加して76億1,300万円といたします。

それから、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加については第2表の債務負担行為の補正によります。

地方債の補正につきましては、追加及び変更について第3表 地方債補正によるものでございます。

今回の補正で主なものは、ふるさとづくり応援寄附金の大幅な増加見込みにより、それに伴う各歳出各費目の補正と国の補正予算に伴う小中学校空調施設整備事業等でございます。あわせて、先ほど御承認いただきました人事院勧告に伴います職員の給与等改定、それから人件費の補正もあわせて行っております。

5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正でございます。2件の追加がございます。1件目は長崎県林業公社が借り受けます2種類の資金につきまして長崎県が行います損失補填に対しまして本町の一部補填に係るものでございます。2番目は新年度の4月から5月の初期におきます工

事業の空白をなくし、工事費の通年平均化のために、今年度において機構発注から契約までできますように道路工事費について行うものでございます。なお、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に6ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。地方債の補正については、追加1件と、事業費や財源の変更に伴う2件について限度額の補正を行うものでございます。起債の方法、利率、償還方法については変更ございません。内容については記載のとおりでございます。

次に10ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、10ページ、9款、1項、1目。地方交付税でございますが、特別交付税につきまして1,000万円の増額で合計を18億2,122万5,000円といたしております。これは例年の交付状況から鑑みまして、今回の財源として1,000万円追加補正をいたしまして、特別交付税をこれで7,000万円としているところでございます。

次に14ページから17ページをお願いいたします。

13款、1項、1目。民生費国庫負担金でございます。14ページの13款。国庫支出金から17ページの14款。県支出金については対象となります事業の新規計上やそれぞれ事業費の増減に伴いまして所定の率や額について補正すべき額について計上しております。1目の民生費国庫負担金308万9,000円につきましては、主には認定こども園、あるいは保育園等の子供のための教育給付費が408万9,000円となっております。それぞれの項目については記載のとおりでございます。

それから、金額の大きいもので申しますと、次の15ページをごらんいただきたいと思えます。4目。土木費国庫補助金、今回、1,133万円の減額をいたしておりますが、これは町道西部線が国庫補助対象事業から対象外とされて起債事業へと変更されたために財源の組替えを行い、国庫支出金にて減額を行っているところでございます。

それから、その下段の5目。教育費国庫補助金につきましては、今回、国の補正予算につきまして各小中学校の空調設備、あるいはブロックの倒壊等に対する工事に対する補助金がついておりますので、それぞれ小学校、中学校について計上させていただいております。

次に18ページをお願いいたします。

16款、1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金でございますが、これはこれまでの寄附の状況と、それから昨年の実績を勘案いたしまして、今回4億円の補正で合計9億円の歳入と

いたしております。

次に19ページをお願いいたします。

17款、1項、10目のふるさとづくり応援寄附金の繰入金でございますが、先ほど申し上げました学校施設整備を中心とした事業の財源とするため、あるいは、ほかの寄附者の意向に沿った事業に対応するため、基金の繰入増額を今回4,420万円の追加を行っております。

続いて、21ページをお願いいたします。

さきに6ページの第3表地方債補正で説明しましたように、それぞれの財源として補正を行っておりますが、3目、土木債は補助対象外となった町道西部線の工事に対するもの、それから5目、教育債は小中学校の空調施設整備等に伴うもの、それから6目、災害復旧事業債につきましては農地災害復旧事業の増に伴うものでございます。

次に歳出に移ります。

23ページをお願いいたします。

2款、1項、5目の財産管理費でございます。このうち13節及び15節につきましては、西ノ原の講堂のトイレ改修に伴うものでございまして、委託料につきまして107万9,000円の減、それから工事請負費につきましてはトイレ工事、あわせてほかの諸工事を含まれて354万6,000円の増ということで若干予算の組替えを行っております。

それから、次のページの15目、ふるさと納税管理費でございますが、これは歳入で申し上げましたように、4億円の寄附の増加を見込んでおりますので、それぞれそれに伴いまして各経費の増額補正を行っております。その内訳は右の各節に計上しておるとおりでございます。最終的な手取りと申しますか、積立金につきましては、今回1億8,618万5,000円を計上しておりますが、年間の積立額の予算といたしましては合わせて4億788万7,000円になるところでございます。

その下の16目、定住促進事業費につきましては、申請件数の増加に伴う追加補正といたしまして、8節で213万円、それから19節で470万円の補正を行っております。

その下の17目、地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊員の農林課関係で11月から採用しておりますので、それ以前の報酬について減額等を行っているところでございます。

それから次に、32ページをお願いいたします。

3款、2項、2目の児童措置費でございますが、今回916万9,000円の増額補正を行ってお

ります。13節委託料で382万円、20節扶助費で534万9,000円、これは保育所あるいは認定こども園におきます措置児童の増加及び保育に係る公定価格のアップに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目の環境衛生費でございますが、今回259万8,000円の増としております。これは3月の年度末までの設置増加が見込まれるために、今回補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費でございますが、このうち19節の負担金で大きなものとしたしまして、新構造改善加速化事業費補助金が404万3,000円の減としておりますが、これは農業法人等の機械導入の実績による減額ということでございます。

それから5目の土地改良費、同じく19節、負担金、補助金でございますが、小規模農林業事業補助金を241万3,000円の増としておりますが、これは補助対象事業とならない小規模な災害復旧事業等が増加したということで、今回の増額補正となっております。

それから6目、水田農業対策費につきましては、19節、負担金、補助金が330万1,000円の増となっておりますが、そのうち農地集積協力事業費補助金が244万5,000円の増としてます。これは今年度の集積実績に伴う増加でございます。

次に40ページをお願いいたします。

8款、5項、1目の住宅管理費でございますが、老朽化いたしました公営住宅の軽微な修繕、あるいは補修工事等に伴いまして、11節、需用費に50万円、15節、工事請負費に250万円の合わせて300万円を補正するところでございます。

次のページをお願いいたします。

10款、1項、2目の事務局費で今回1,107万円を補正しておりますが、まず、13節の委託料が1,028万2,000円でございますが、これは主に先ほどから申しております小中学校の空調設備の改修工事等の実施設計の監理委託料ということで、42ページから43ページに計上しております各小学校の事業費に係る設計ということでございます。

次のページにはそれぞれの学校ごとに計上しておりますが、10款、2項の小学校費につきましては、各目におきまして各学校のエアコン設置に伴うものを15節に計上しております。あわせて要・準要保護就学援助費についても申請者の増加に伴い、それぞれ追加補正を行っております。

次のページをお願いいたします。

10款、3目、中学校費でございますが、これもそれぞれの目に小学校と同じく追加補正で行っておりますエアコン等の設置工事費、それから要・準要保護生徒の就学等の補正を行っております。

それから、47ページをお願いいたします。

47ページ、11款、1項、1目、農林農業用施設災害復旧事業費でございますが、さきの1号補正では概算見込みで計上しておりましたが、国の査定結果を踏まえまして、今回、事業費の追加補正を行っております。13節、16節を合わせて844万円の増となっております。

以上が主な補正内容となります。御審議の方、よろしくをお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

**○11番（太田一彦君）**

18ページ、16款、1項、2目のふるさとづくり応援寄附金の件なんですけど、これは一般質問でもありましたけども、まず今回、補正額が4億円という強気の補正を組んだということと言われてましたけども、まず、初日の一般質問のときには12月6日までが4億2,600万円とお聞きしたと思いますが、その後、今現在はどうなのか、直近の部分を教えていただきたいというのと、仮にこれ9億円の達成ができた、ちょうど9億円だったとしたときに、それぞれの経費がどれくらいかかるのか、真水としてどれくらい残るのか。先ほどちょっと言われましたけども、それも含めて、もう一度詳しく経費等をお知らせいただきたいと思います。

**○議長（今井泰照君） 企画財政課長。**

**○企画財政課長（前川芳徳君）**

ただいまの御質問は直近の状況はどうかということでございますけれども、現在集計ができておりますのは12月11日分まで現在確認できておりますが、寄附の申し込み状況で行きますと、おおよその数字でございますけども、件数で1万3,100件、金額で4億8,800万円となっております。

9億の目立てでございますけれども、大体11月までに3億8,000万円程度入っておりますが、12月に約1億円入るような状況になっております。これは昨年の12月の状況といたしましては、1日当たりが大体1.7倍から1.8倍ぐらいの換算で入ってきておりますが、12月の当初に楽天のポイント還元セール、こういったものでかなり多く入ってきている状況もあり

ますので、そういったものを踏まえますと、12月の状況は恐らく昨年比で1.3倍から1.5倍の間に落ち着くのではないかなという予測を立てますと、おおよそ年間で9億ぐらいいくのではないかなというふうな見込みは立てております。

御質問の経費内訳になりますけれども、まず、返礼品といたしまして9月以降につきましては国の指導に基づきまして30%ということではしておりますが、それ以前につきましては送料込みで大体40%で事業者の方には還元をしておりました。そういうことで見込みといたしましては、その平均値の35%で当面は計上させていただくということで、9億円の35%でありますと、トータルで3億1,500万円になりますので、その差額分が今回の計上というふうになっております。

それから、かかる経費につきましては、当然五つのポータルサイトを利用しておりますので、そのサイトの利用料と、それからふるさと納税の業務の委託をしております業者への委託料、これがトータルで大体15%程度かかります。9億に15%掛けていただいた額がその経費ということで、申しわけございませんが、理解していただければと。

それから、真水となります積立額といいますか、手取りといいますか、そういった額が45%で、先ほど説明の中で申し上げましたが、およそ4億700万から800万くらいになるかなという見込みを立てております。あと、残りの5%が通信費がかかります。というのが、当然、寄附証明書であったりとか、あるいはワンストップ当たりの申請が出ておりますので、それらの郵送費、それから配送費を9月以降は直に役場のほうからお支払いするようにしておりますので、そういったもろもろの諸経費が5%程度かかるという内訳になっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

6ページをお願いします。地方債の補正でございますけれども、利率が4%以内というふうになっておりますけれども、これは実際の借入れが何%ぐらいのものか、また主な借入先はどこかお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

地方債の利率につきましては4%以内と定めておりますが、実際借りる段階におきましては最も有利なといえますか、低利なものを選んでおります。償還年数等によっても若干異なりますけれども、現状ではおおよそ0.1%ぐらいかなというふうに思っております。

借入先につきましては、地方債によりまして、それぞれ限られたものがございますけれども、主には財政融資ということで、財務省あるいは地方公共団体金融機構という、これもほとんど利率は変わりませんが、そういったものからお借りするようにしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

利率が0.1%ぐらいということであれば、何も4%以内とする必要はないんじゃないかならうかと思うんですがね。もっと現実にあわせてもらって、その4%という根拠が何かありましたら教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

根拠は特にはございませんけれども、4%以内、これより高くかかることはないだろうという大体の、おおよその目安を今まで立てておりますので、現状の情勢を見ますと、4%ということはまずありえませんが、今後、この数値については検討させていただきたいというところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

済いません。ページ数はまたがるんですけども、小中学校の空調設備に関するものが上がっております。実際問題、教育委員会からすると、来年の冬の暖房時期までにはというふうなことで設置を考えているという答弁がる会議の折に提示されておりますが、こういう形で補正で上がっているということは、前倒しで工事がされて、来年の夏の段階までに設置を完了する方向で進められているのでしょうか。それが一つ。

もう一つは、西部線に関するんですけども、国庫補助の対象とはならなかったということと御説明がありましたけども、その経緯について、御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

**○教育次長（福田博治君）**

まず、小中学校の空調機の設置のスケジュールでございますが、9月の一般質問でも答弁したとおりでございますが、基本的に年度内発注を目指し、今年の酷暑を考えると夏に間に合わせたいという思いがありますが、エアコンが実際、供給不足になるのではないかと懸念がありますので、教育長が答弁したとおり、少なくとも冬の暖房には間に合わせたいということで考えています。可能であればやはり間に合わせたいと思いますが、今後の情勢を見ながら、この辺のスケジュールは立てていきたいというふうに考えております。

**○議長（今井泰照君）** 建設課長。

**○建設課長（楠本和弘君）**

今のお尋ねの西部線の分が補助対象にならなかったのはなぜかというようなことですが、当初予算計上する段階では県のほうとのやり取りの中で補助対象になるだろうというふうなことで計上しておりましたけども、最終的に改良の方法等が結果としては国との協議の中で対象になりませんというふうなことになってしましまして、それで起債での対応ということになりました。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

**○2番（城後 光君）**

24ページ、2款、1項、15目のふるさと納税管理費の8節の寄附謝礼品なんですけど、今回、急激に昨年度に比べても急激に寄附が増えているということなんですけど、実際、やきもの業界も注文が入ってない部分で生産体制が厳しいという話で、寄附者の方が注文されてから納品されるまで時間が結構かかっているという話を聞くんですけど、そのあたりで例えばキャンセルされたりとか、そういう状況というのはどうでしょうか。

**○議長（今井泰照君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（前川芳徳君）**

寄附者のほうからたまにお電話をいただくこともございますけれども、キャンセルというのは今までに直接役場のほうには入ってきておりませんが、他の商品について交換してほしいというふうな電話はございました。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

同じくふるさと納税でございますけども、18ページの16款、寄附金、1項、寄附金、2のふるさとづくり応援寄附金でございます。金額に直接関係はないんですけども、12月8日付の長崎新聞で、ふるさと納税偽サイト、これが県内でも4町で確認されたと。本町の例が掲載されておりました。まず、それでこの偽サイトがわかったのはどんないきさつだったかどうか、それから第2点目としまして、返礼品の規制についてでございますけども、総務省が調達費が寄附額の30%以下の地場産品に限るという基準を守らない場合は制度の対象から外すという方針を出しております。これによって本町の影響がどうなのか、以上、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、偽サイトにつきましては、実は9月ぐらいに寄附の意向があられる方からの電話がございまして、こういったものがありますが、割引をされているようなサイトがございまして、というふうな連絡がございまして、早速こちらもそのサイトを開いて確認をいたしまして、これは完全に本町のサイトをコピーしてつくられた偽サイトであろうというふうに思われました。それで、そちらの住所地と掲載されている電話番号に電話を入れたり、あるいは郵便で質問して、その返答を求めたりしましたが、一切電話も出ませんし、返答もございませんでした。あわせて、偽サイトの疑いがあるということで県警にすぐさま届けをいたしまして、恐らくサイバー対策室、そういうふうな部署と連携を取りまして、すぐに連絡を取ったところでございます。幸いにも、これによって寄附をしたといいますか、だまし取られたというふうな件数は報告はいただいております。

それから、返礼品を30%に下げることへの影響といたしますか、これにつきましては、8月に各事業者様にお集まりをいただきまして、本町の方針として国の指導にのっとったシステムとしたいということで説明会をいたしまして皆様の御了解いただきながら、9月から早速30%の返礼品率に落としたところでございます。

それから、地場産品の、何と言いますか、規定というのがはっきり明示されていないとこ

ろではございますけれども、本町におきましては、特に一番アイテム数に多いのは波佐見焼きでございます。それにあわせて食品もお米だとかお茶だとかお肉だとかも載せておりますが、一つ気がかりなのはキヤノンさんのカメラも載せておったわけです。これは地元の企業ということで、長崎キヤノンで生産されておる機種については地場産品だろうということで搭載しております、これは一つの寄附額が多額の金額になるものですから、件数の割合に比して金額が多かったという非常に本町にとってはよかったですけれども、国の指導ではそういう換金性の高いものについては認めないというふうな指導もあっておりますので、やむなく12月末でこのカメラも取上げるようにいたしております。そういうことを考えますと、来年の1月以降、特に新年度におきましては、そのカメラに対する寄附額というのがかなり減ってくるんじゃないのかなというふうな思いはいたしております。

**○議長（今井泰照君）**

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（今井泰照君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

まず、33ページですけれども、衛生費の、保健衛生費、5目です。浄化槽設置整備事業補助金の増加と、3月まで増加と。何基ぐらいの要望が出てるのか、見込みがどのぐらいなのかということをお答えしてください。

34ページ、土地改良費ですね、目のほうですが、小規模農林事業補助金のほうですが、災害というふうな御説明がありました。いろんな形で、災害についてもそうですけど、小規模農林事業については、ある意味、要綱の見直しをされている最中、また、進められていますが、そういう部分に関して受益者負担のほうをゼロになる方向で検討をされているのかどうかの回答をお願いします。

もう一つですけど、36ページ、商工費の、目は2目の商工振興費、工事費のほうですが、勤労福祉会館の裏の排水工事等の内容について詳細を教えてください。

以上です。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

4款、1項、5目、環境衛生費、補正額259万8,000円、浄化槽設置整備事業補助金ですけども、当初35基を見込み計上しておりますけども、その後、5基の追加をして40基とするものでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

小規模農林事業につきましての御質問でございますが、御承知のとおり、今年度、若干の見直しをさせていただきました。基本的には災害が頻繁に起こるような中山間地域の受益負担を何とか軽減を図りたいというようなことで、ことし見直しをさせていただいたところですが、受益負担をゼロにするというところは今のところまだ具体的な検討はしておりませんが、今後のそういう災害の発生状況等を見ながら随時検討をしていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

36ページの7款、1項、2目、15節の工事費で勤労福祉会館裏排水設備工事については、陶器まつりのトイレ不足対策としまして勤労福祉会館の裏に仮設トイレを10基置くことを想定して、それを下水道に直結できるように地中に埋設型の配管の整備を行うというものでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

ページは32ページ、民生費、2目、児童措置費の認定こども園の施設型の給付とか、13の委託料の私立保育所施設型給付費の委託費とかアップされてると思うんですけど、これでアップされて保育士さんたちの給料もアップされているのか、それが一つ。

次、41ページの10款、教育費、事務費の中の13、委託料の芸術鑑賞の公演委託料なんですけど、これはどんな芸術鑑賞をされるのかが二つ目。

あと最後の三つ目、42ページ教育費、これちょっと小学校、中学校ってまたがるんですけど、東、中央、南、中学校の要保護・準要保護の就学援助費が上がってますけど、前年と比べてどのぐらいの人数が増えたのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、32ページの児童措置ですね。私立保育所、あるいは認定こども園の施設型給付費の増額の補正についてでございますけれども、これで各保育園保育士さんたちの給料が上がったのかというような御質問でしたけれども、冒頭、企画財政課長のほうからもちょっとお話がありましたとおり、措置児童数の増もありますが、大半は国の公定価格の見直しで加算となる部分が、単価が増加してるということでございますので、この中には処遇改善の費用も含まれておりますので、保育士さんたちの給料もこれで幾分上がるのではないかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

41ページ、10款、1項、2目。事務局費の13節。芸術鑑賞学校公演開催委託料の内容でございますが、これについては、今回は日本古来の和楽器を学校のほうで演奏してもらおうということで計画しておりますし、また、通常どおり、小学生向けの子ども劇場を計画しているところでございます。

次に、10款、2項。小学校費、あわせて3項。中学校費の20節。扶助費に計上しています要・準要保護児童就学援助費または生徒就学援助費でございますが、これについては、当初予算編成時はそのときの認定者数101名で計上しておりましたが、現在159名の認定でありますので、その認定にあわせて予算計上の補正を行ったところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（脇坂正孝君） 議長。

○議長（今井泰照君）

4回目です。もう3回されました。

ほかに。

城後議員。

○2番（城後 光君）

先ほどのふるさと納税のところでもう一回なんですけど、24ページ2款、1項、18目の8節の寄附謝礼品なんですけど、先ほどキヤノンさんのカメラの話があったんですけど、金額で大体やきものがどれぐらい、食品がどれぐらい、わかれば結構なんですけど、割合を教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まだ手元に資料がございませんので感覚的なもので申し上げますと、やきものが、一般質問の中でも申し上げましたように、約6割、金額的には6割を占めるのかなと。それから、カメラを言いますと、事業者のあれがはっきりしますのでなかなか言いにくい部分がありますけど、やきものに次いで多いと。それから、食品もこれもちょっと偏りがございましてなかなか言いにくい部分がございますけれども、はっきりした数字はございませんが、1割いくか、いかないか。そこら辺ちょっと不確かではございますけど、おおよそ感覚的にはそのようなものかなと、1割から2割の範囲でおさまるのかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

濟いません、さっきのところ、関連で。要保護・準要保護のところ、去年は何人で、比率ばもう一度お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、まず、昨年度117名、認定率が9.56%でございます。現在は、先ほど申したとおり、159名、認定率が12.89%でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

濟いません。再質問になりますけども、まず、西部線に関しては国庫補助が受けられない

状況になったので起債という形で対応すると。当初、補助申請をされたと思いますけども、その設計においては今回起債で行うに当たって規模を縮小したとか、逆に規模を延長ですね、規模を拡大したという経緯はないんでしょうかという質問、それとも、そのまま当初補助申請された設計で行かれるのかというのをお聞かせください。

2番目に、学校施設における空調施設に関してエアコン等がいろんな形で各市町村が対応しますので品不足になるんじゃないかという予測のお話を先ほど答弁されましたけども、そういうことではなくて、ことしの猛暑を考えると、ぜひともその対応を急ぐべく努力する方向で進んでいただけるのかどうか、回答がぼやっとした回答になっておりましたので、はっきり答弁いただきたいというのが一つ。

最後に、先ほどからふるさと納税寄附金の話が出てますが、今回4億円の補正をされてます。これは先ほど12月何日までの寄附状況を報告されましたけど、キヤノンの問題もありましようが、3月までの部分に関してちょっと強気すぎる補正の仕方じゃないかというふうに考えますが、今の補正の中身についてどうお考えになっているのかというのをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

西部線の当初計画との変更等があるかどうかということですが、今回の財源の補正ということでございまして、歳出のほうについては補正を行っておりません。当初の計画どおりの施工を行いたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

小中学校の空調設備の設置に関してでございますが、教育委員会としても、先ほど説明したとおり、来年の夏に間に合わせたいという思いはございます。一方で、どうやったら間に合うだろうかということで今いろいろ検討しておりまして、9月の一般質問でもあったかと思いますが、発注方法について一括で、4校ありますが、4校一つで発注しようかということ考えたんですが、そうすると業者さんの負荷にもなりますので、4校それぞれ分割して発注して早期の完了を目指したいというふうに考えております。

しかしながら、本日の長崎新聞でもあったとおり、佐世保市でも設置業者が限られて難しいのではないかという話が県内、情報交換をやっていると、そういうお声も聞こえておりま

す。教育委員会としては来年の夏に間に合わせたいということで頑張りたいと思いますが、エアコンが間に合うかどうか、やはりちょっと他力的なものがございますので、その辺は今後設計を組んで発注する段階でもう少し見極めてスケジュールを立てたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ふるさとづくり応援寄附金の4億円は強気じゃないかという御質問でございます。まさに強気ございまして、11月末までが3億8,000万から3億9,000万円弱入っております。先ほど申しましたように、12月が前年比で現在のところ約1.7倍から1.8倍で入っておりますので、これでいくと、今月、12月には4億五、六千万はいくんじゃないかなと。これは低めに、約130%程度と見込んで、今月の状況を見ても4億7,000万ぐらいいくんじゃないかなということ。それから、1月、3月にも早速寄附もございますので、そういったものを考えると、9億円弱はいくのではないかなと。

それから、このふるさと納税につきましては、入った現年度に即座に何かの事業の財源としては充てておりませんので、やはりある程度の歳入でいろいろなふるさと納税に係る経費といたしますか、先ほど申しました返礼品等の財源をある程度確保しなくてはいけないので少し強めに見まして、そういった返礼品を発注された方への支払いに滞りがないように、ある程度余裕を持った予算編成が必要なのではないかなということ、今回4億円の追加補正をさせていただいたところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号 平成30年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（今井泰照君）**

挙手全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第59号**

**○議長（今井泰照君）**

日程第7. 議案第59号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

**○健康推進課長（本山征一郎君）**

それでは、議案第59号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,445万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。10款、4項、1目。雑入に45万円を追加しております。

8ページと9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費、1項、1目。居宅介護サービス給付費について19節から330万円を減額し、2項、1目。介護予防サービス給付費について19節に330万円を追加しております。需要量の見込みに伴う組替えになっております。

11ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業、3項、1目。指定介護予防支援事業費について47万5,000円を追加しております。車両の修繕費及びインターネット環境を構築するためのライセンス費用となっております。

以上で平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

6ページの雑入で自動車損害共済金が入っておりますけども、こういった事故あたりがど  
ういう内容だったのか、それと年間こういった事件がどれぐらいあるのかお知らせください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

10款、4目、1項、雑入ですね。自動車損害共済金ということで45万円入っておりますけ  
れども、これにつきましては、うちの地域包括支援センターの職員が調査を行った後、帰庁  
しておりましたときに、直線道路でありましたけれども、前から車が右折を急にされまして、  
それに追突した形です。ですので、うちの職員の運転としては何ら不備はなかったんですけ  
れども、急な右折ということで衝突した分が損害保険金として入っております。

あと、事故の件数ですけれども、こういった事故は年間を通して言うと、今のところはさ  
ほどございません。0件といたしますか、になっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

7ページになります。

金額的には7万7,000円ですけど、修繕料の内容について御説明願います。

○議長（今井泰照君）

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（今井泰照君）

会議を再開します。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

失礼いたしました。この件につきましては車の修繕費でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

11ページになりますけども、同じ内容ですが、42万1,000円の修繕料はどうなりますか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

これにつきましても車の修繕費になります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

11ページの14の使用料及び賃借料で5万4,000円のライセンス使用料とあるんですけど、その内容を詳しくお願いします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

こちらのライセンス使用料につきましては、現在、地域包括支援センターに職員がおりますけれども、臨時職員の使用しておりますパソコンにつきましてはインターネット環境にながっていない状況でございます。ただ、現状といたしまして、いろいろプランを立てる際に情報が当然必要になってきまして、そうなりますと、インターネット環境も必要だということになりまして、その中でそういったライセンスが当然必要になるということで相当分の金額を上げさせてもらっています。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

済いませんね。先ほどの修繕料に関してですけれども、前、御質問された同僚議員の中ではほとんどゼロに近いということで同じ事故に対する修繕料のことなんでしょうか。それと項目別に7万円と42万1,000円という形で上がっている、そういういきさつを含めて御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

先ほどの修繕費につきましては、先ほど答弁の中でほぼゼロというふうな話をさせてもらいましたけれども、実際、これにつきましては済いません、別の車の修繕になります。

1款、1項、1目の修繕につきましては、包括の車ではなくて、介護保険の調査員の車で、分け方がちょっと微妙なんですけれども、介護保険の場合は介護保険の調査用の車と包括で管理している車がございまして、こちらについては介護保険班のほうで管理をしております車のほうの修繕になります。そして、3款のほうに上がっております車につきましては、地域包括支援センターの所管する車になっております。

以上になります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

済いません。今のをもう少しちょっと詳しく教えてもらいたいんですけど、要は事故があって修理したのか、別の状態での修理なのか、その辺のところもちょっと説明を加えていただけますか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

1款、1項、1目の修繕料と3款の修繕料につきましては、どちらも車両の事故に伴うものでございまして、3款、1項、1目のほうについては自分の運転している車をブロック塀のほうにちょっと早くハンドルを切り過ぎてちょっとこすった車両の事故になりまして、3款、3項、1目は、先ほど申しましたとおり、帰路の途中に直線道路、県道を帰ってきているときに目の前からきた車に右折されて、それに衝突したという事故になります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第60号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第8．議案第60号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第60号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,210万8,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款、1項、1目、一般会計繰入金、補正額68万5,000円の増で、補正後を

1億9,500万3,000円とするものでございます。これは今回の歳入歳出補正予算計上に伴い増額するものでございます。

次ページをお願いします。

4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、補正額12万7,000円の減となります。これは課長の人件費を下水道と上水道で分けておりますけども、その扶養手当が減額したものであるものでございます。

8ページをお願いします。

歳出ですけども、1款、1項、3目。処理場管理費、補正額40万円の増額でございます。これは15節の工事請負費ですけども、浄化センター内の改修工事としまして機械等ほかの給排水機、ファンの不具合が出ましたので追加をしております。また、1款、1目の一般管理費、2款、1目の管渠管理費において給与改定に伴う人件費の増額補正、それぞれ6万7,000円と9万1,000円をするものでございます。

11ページから12ページについては給与の明細を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

今回の補正に関することとあわせてなんですけども、最初に説明されましたように、1ページから2ページにかけて公共下水道事業特別会計においては、それぞれ予算の総額が3億3,200万ですね。これに対して一般会計繰入が1億9,400万、上水道が補正前は490万、ほとんど2億円近くが繰入で運営されてる状況でございます。

3ページの公債費においては1億6,900万という形で上がってるわけですけど、この借入の返済と見通しですね。何年度までこの借入の返済にかかるのか、すなわち、ずっとやっぱり一般会計または上水道会計からの繰入を当てにして運営というがなされていくことになるのでしょうか、その辺の部分をちょっとお聞かせください。

**○議長（今井泰照君）** 水道課長。

**○水道課長（堀池 浩君）**

まず、返済の期間ですけども、平成58年度までを予定しております。一番ピーク時で平成

34年から4年間、1億8,000万の返済を計画しております。それで償還が済むことになっておりますけども、それ以降にまた起債とか借りたら増えてくるということになると思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第61号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第61号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第61号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成30年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、平成30年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

今回、収入の補正はありません。

支出につきまして、第1款. 水道事業費用、補正額を24万6,000円の増で、これは営業費用を24万6,000円の増になります。補正後は2億7,822万4,000円とするものです。今回の補正は、給与改定による給与及び人件費の補正となっております。

6ページをお願いいたします。

支出ですけれども、1款、1項、4目. 総係費、補正額24万6,000円の増で、補正後を7,505万8,000円とするものです。給与改定に伴う給与及び人件費の補正となります。

なお、補正予算の給与明細書については4ページから5ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山議員。

**○3番（横山聖代君）**

済いません、4ページの給与明細費の総括表のところに損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員で書いてあるとですけど、これってどういうことですかね、その分け方というか、区分のところ。

**○議長（今井泰照君）**

答弁できますか。

水道課長。

**○水道課長（堀池 浩君）**

損益勘定支弁職員というのは収益的収入支出に関する職員でございます、資本勘定支弁職員、これは資本的収入支出、投資的予算に関するものでございまして、それで賄う職員でございます。損益勘定支弁職員というものは何と申しますか、収益的収入、水道事業の経営に関する予算の中で使用している職員をあらわすものでございます。

**○議長（今井泰照君）** 横山議員。

**○3番（横山聖代君）**

済いません。もう一回、資本勘定のところば。意味がよくわかりません。投資的職員でどういう人のことに当たるんですか。まあ、上がってないんですけど、ここには。

**○議長（今井泰照君）**

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

横山議員からの質問についてお答えいたします。

損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員ですけれども、損益勘定支弁職員は水道経営や施設管理にかかわる職員で収益的収支から給料が支払われるものであり、資本勘定支弁職員とは拡張事業を担当する職員で資本的収支から給料が支払われるものです。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 平成30年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第62号 波佐見町手話言語条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第62号について御説明を申し上げます。

議案第62号 波佐見町手話言語条例。

波佐見町手話言語条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月10日提出。

提案理由でございますけれども、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を推進するため、手話に関する基本理念を定め、全ての町民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

別紙をお開きください。

波佐見町手話言語条例でございますが、まず、第1条、目的でございます。

本条は、条例の目的を明らかにしたものでございますけれども、手話の普及、その他、手話を使いやすい環境へ推進することを通じて手話への理解や普及が促進され、あらゆる場面で手話を使い、全ての人が自分の考えや思いを自由に伝い合えるような社会づくりを目的とすることを定めております。

第2条、基本理念でございます。本条は条例における基本理念を定めておりますが、手話は言葉と同じ言語であることを理解し、全ての人は平等であり、お互いに他者を尊重することが大切であることを定めております。

続きまして、第3条、町の責務でございます。町には手話への理解の促進、手話の普及等のための施策を進めて行かなければならない責務があることを定めております。

第4条、町民及び事業者の役割でございます。本条は町民と事業者の役割を定めておりますが、町民には聾者等への理解と手話への理解を深めていきながら、町の手話の普及等のための施策に協力する役割があることを定めています。2項は病院や福祉事業所、商店などを聾者等が利用するときに、手話などを使い、意思疎通ができる環境をつくるよう努めることを定めております。

それから、第5条、施策の推進でございますけれども、本条は町の手話の普及等のための施策について定めております。

まず、(1)でございますけれども、手話奉仕員養成講座など手話を習得する機会の確保や手話についての理解を深めるための周知に関する施策を推進します。(2)につきましては、各種式典やイベントなどに手話通訳士などを派遣し、手話による情報の取得の機会を拡大する施策を推進します。(3)につきましては、役場や病院などで手続をされる際に手話通訳士などを派遣し、意思の疎通が行えるような施策を推進します。(4)につきましては、(1)、(3)のほかに必要な施策について推進できるよう定めています。2項につきましては、障害福祉計画などと本条例に定めるものとの整合を図っていきます。

続きまして、第6条、財政上の措置でございますが、施策を推進するためには一定の財源措置が必要となることから、それを担保するため、必要な財政上の措置を講ずることについて定めております。

第7条、委任でございます。本条は、条例を施行する上で必要な事項を定めることについて、それを町長に委任したものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、ちょっとここで訂正をさせていただきたいと思っておりますが、先日の全協の日に質問があった中で、私がちょっと間違った解釈で答えておりましたけれども、手話は世界共通の言語であるというふうにお答えしておりましたけれども、これは間違いでございました。国が違えば言葉も違いますように、国々でやっぱりこの手話の手法というのがそれぞれ違っていたということから、手話は世界共通ではないということで訂正をさせていただきましてお詫びを申し上げたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まずお尋ねしますのは、本町に手話を必要とする方がどのくらいおられるものか。それから、町職員の中で手話ができる方、こういった方がおられるかどうか。

以上、2点でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、手話を必要とされる方が町内にどのぐらいいらっしゃるかという御質問でございますけれども、これは全協のときもちょっと申し上げておりましたけれども、聴覚の障害者、2級、3級の方ですけれども、33名いらっしゃいます。そして、音声、言語障害の方、こちらが13名、聴覚、それから言語ともに障害を持っておられる方が8名ということで、これらの方が手話を必要とされている方々ではないかなというふうに考えております。

町の職員には、現在、手話ができるものがおりません。かつて退職の職員では数名手話をされる方がいらっしゃって、聴覚言語障害の方が来庁されたときにはそういった方をお願いして通訳をお願いしていたという経緯がございますけれども、今現在はちょっと誰もいないような状況です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

合わせて54名おられますね。例えば、イベント等で必要な時は手話ができる人をどこからか来ていただいて、その会場に派遣されるということ、それは可能だと思うんですが、その場合もやっぱり二人か三人か大体イベントのときは必要とするですよ。あの人たちも20分か30分で交代されますので。だから、そういった数字と、それから問題は、例えばここ、役場とか、総合文化会館、教育委員会、あちらのほうに単独でとか、イベントは事前にわかっていますからその辺ができるでしょうけども、突如というか、直接来られた時に役場の窓口あたりで手話ができる人をわざわざ頼むわけにもいかないだろうと思うんですよ。それで、やはりこの第5条に施策の推進というのがありますので、やはり町の職員の中からでも何かのときは役立つ、手話通訳ができる方、こういった方の育成が必要かと思っておりますけども、そういったところは予算投資とか何とか、今後計画される予定はありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まずイベント等で手話の通訳士を派遣する場合、これは福祉組合を通じまして派遣をしてもらうということになります。郡内にも手話のできられる方がいらっしゃいますけれども、まずは県のろうあ協会に依頼をしまして、そこからちょっと派遣してもらうという形になるかと思っております。大体おおむね1時間から1時間半の講演とかいう場合には2、3名の方をお願いするような形になるかと思っております。

それから、役場等に聴覚障害者の方が突如来庁された場合に対応できないんじゃないかというところでございまして、確かに手話ができる職員がおりませんので、スムーズなコミュニケーション、意思の疎通を図ることがちょっと困難な状況でございますけれども、その際は何とか今は筆談で対応をさせていただいているような状況もございますけれども、やはり言われますように、特に福祉の窓口あたりは職員でも手話ができる人間がいたほうが良いという思いは私も思っておりますので、社協さんが今、毎年行っております手話の講習会等には職員のほうからも参加させて、手話を習得できるような職員をつくっていききたいなというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

やはり今おっしゃったように、普段は筆談でできるかもしれませんが、とっぴなときとか、そういったときは面と向かわれて手話で理解してもらおうほうが早いんじゃないかならうかと思っておりますので、そういうふうな計画をぜひ推進していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

一つ質問いたします。先ほど手話のできる方の派遣ということでおっしゃってましたが、1時間から1時間半だったら3名ぐらいということでおっしゃってましたが、この派遣料、ここあたりは大体どうなってるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これは地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業ということで、福祉組合を通じて県のろうあ協会に頼んでいただくことになっております。その場合の利用者の方への負担はございません。全て福祉組合が持つというふうになっておりまして、料金から言えば1件当たり4,800円程度、場所にもよりますが、その場所に通訳士を派遣する際の実費交通費分が加算という形になりまして、これは福祉組合に請求が来ますので、福祉組合のほうでお支払いをするということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

条例自体は素晴らしいものでございまして、目的に「あらゆる場面で」というふうなことの御説明を口頭でなさっております。町の責務であったり、施策の推進であったり、財政的な措置ということで限られております。今後、やはり普及に当たって行政が中心になって進めて行かないと普及はなかなか難しいんじゃないかと私自身が思っているところなんですけども、これが議会の場でも手話者を一緒に、一般質問ではケーブルテレビで放映されております。ケーブルテレビの2,500世帯には普及しております。そういう意味からしても、将来的にはと言いますか、率先する意味からしても、この議会での一般質問のやりとりについてもこういう形での普及等は考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（今井泰照君）** 住民福祉課長。

**○住民福祉課長（山口博道君）**

やっぱり今後につきましては、やはり手話を広く普及していくということが大事でございまして、本町の手話サークルの「ゆびのわ」さんのお話を聞きますと、町内に10名ほど会員さんはいらっしゃるけれども、通訳ができる方はまだそのうち3名ぐらいだと。東彼管内を見てもそんなに多くはない、全部で10名いらっしゃるかいらないかぐらいですもんね。ですから、そういうことを考えると、どうしてもいろんな機会を捉えてそういった手話の通訳士を派遣するということになる、通訳士の絶対数をどんどん増やしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった社協が進めている養成講座についても、町としてもどんどん広報とかホームページとか使いまして周知活動、啓発活動を行っていきますし、将来的には、やっぱり言われますように、そういった手話に精通される方を増やしながら各種講演、イベント等に通訳士を派遣しながら、聾者の方々への周知活動もしていかなければならないというふうに考えておりますので、言われますように、この議会の場でも一般質問する際は将来的には通訳士を横に置いてというか、横にいていただいて通訳をしていただくということが肝心だなとは思っております。今現在はやっぱり通訳士をどんどん増やすことが先決ではなかろうかというふうに思っております。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

全協でも言わせてもらったんですけども、波佐見町は「この手話言語条例に限定して」とのことでしたが、全国的に199の自治体がこの条例化されて、そのうち17の市町と5つの県が手話に限定せずに障害者の多様なコミュニケーションの手段ば併記して条例化されているところがあると言わせてもらったんですが、そしたら、手話だけじゃない、ほかのそういったコミュニケーションの手段、要約筆記だったり点字だったりいろいろあると思うんですが、その辺をどのように、じゃあ、普及促進されていくのかというのが一つと、あと、もし親が健常者で、もし乳幼児が聴覚障害を持たれて生まれてきたお子さんというのは、子供のときからそういった言葉に触れることが全くないじゃないですか。そうなったら日本語の習得とか、後々支障が出てくるって今言われてるんですけども、そういった生まれつき聴覚障害を持たれた子供さんへの支援というのも、こういった条例ができることによって、そういった支援もされていけるのかどうかをお聞きします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、要約筆記については触れないのかというようなことでございましたけれども、全協のときにもちょっとお話はさせてもらったと思うんですけども、今回は手話言語条例ということで全日本ろうあ協会が出しております手話言語条例のモデル案とか、県内の既に制定されている他市の条例あたりを参考にさせていただきながらつくったわけですけども、その中には要約筆記に係る部分が触れてなかったということで、こちらも気づかずにそこをちょっと外しているような状況がございますけれども、いずれにしても、要約筆記を必要とされる方というのは、いわゆる障害を持っておられる方ということでございますので、それは3年ごとに決めております障害福祉計画の中で、やはり全ての障害者が、障害あるなしにかかわらず自立しながら不満なく生活できるように行政としてそういった障害福祉サービスを実施していくというようなことを計画策定しておりますので、そういった中でも必要があれば、要約筆記についても派遣、今の段階ではすぐにそういった要約筆記者を養成するというのがちょっと無理もあります。郡内にはちょっとそういう方がおられません。ですから、県にいらっしゃるの、そういった利用の申し出があれば、また、県のろうあ協会を通じて派遣をしていただくというふうなことになるかと思いますし、どうしても需要というか、お話が

あれば、やっぱり町内あるいは郡内で要約筆記ができる方の養成講座等もやっぱり考えていくべきだろうというふうには考えております。

先天的に聴覚障害者の子供さんを持っておられるところの支援でございますけれども、小さなお子様の時代にどれだけの支援ができるかっていうところなんでしょうけれども、それは通常の子育て支援とかいう分で何か不自由なところがあれば支援させていただくということでございます。意思疎通の問題にそういった方は難がありますので、しかしそれはもう少し大きくならないと手話にも触れる機会もないのかなというふうには思っております。

手話にも二通りあって、日本手話というのと日本語対応手話というのがあります。生まれたときに言葉をちゃんとしゃべれて、音声言語を習得された方が途中で聴覚障害になられた方は大体日本語をわかっておられますので、日本語文法に応じた手話というのを習うことができると思います。しかし、先天的に聴覚を失っておられる方は日本語すら学ぶ機会がなかったということで、そういった方については日本手話と言いまして、日本語の文法と語順がちょっと異なる手話の仕方がありまして、それを将来的には習得されるのかなと、そういう機会をつくってやる必要があるのかなというふうには思っております。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

今の答弁の関連の質問になってしまいますけども、ただいま同僚議員から質問があったように、今回は手話言語ということで限られた部分の条例制定の案を出されておりますが、今の回答によりますと、要約筆記または点字等についても今回は条例の中には出てきませんが、ある意味、拡張解釈をしながら対応については同じ方向の対応をやっていきますよということで解釈してよろしいですか。

**○議長（今井泰照君）** 住民福祉課長。

**○住民福祉課長（山口博道君）**

はい。条例の第5条、施策の推進の（4）に、「その他町長が必要と認める施策」というのがありますので、ここに載っている施策以外でやっぱり必要と思えるような施策があれば、積極的に推進してまいりたいと思っております。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号 波佐見町手話言語条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第63号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第63号 波佐見町上下水道事業運営審議会条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第63号 波佐見町上下水道事業運営審議会条例について説明いたします。

波佐見町上下水道事業運営審議会条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月10日提出。

提案理由、水道事業総合計画策定業務に伴い、上下水道事業の経営のあり方や事業の方向性などを総合的に審議し、中長期的な計画の策定に関して第三者の意見を施策に反映させていくため本条例を制定するものです。

別紙をお願いいたします。

波佐見町上下水道事業運営審議会条例。

それでは、説明いたします。

本条例は、9条立てになっております。

まず、第1条では、波佐見町上下水道事業運営審議会の設置を定めるものでございます。

2条といたしましては、所掌事務、水道事業及び下水道事業の運営に関する事項、水道事業及び下水道事業の財政に関する事項、その他町長が必要と認める事項ということで、3本立ての所掌事務を定めているところでございます。

3条では、委員の人数及び構成を定めております。委員については10人以内、町長が委嘱し、学識経験者、関係諸団体、水道の使用者及び下水道の受益者としているものでございます。

委員の任期につきましては、4条で2年として、補欠の任期は前任者の在任期間としております。委員については再任は妨げないものとするものでございます。

第5条につきましては、会長及び副会長の役職に関することを定めております。

6条につきましては、会議といたしまして会議の成立要件及び議事の決定方法を定めているところでございます。

7条につきましては、調査または審議に必要と認めるとき、委員以外のものから意見、もしくは説明を求めることができるものと定めているものでございます。

8条では、審議会の庶務事項として水道課において処理する旨を定めております。

9条といたしまして、この条例に定めるほか、審議会の運営に関しては会長が審議会に諮って定める旨、定めているところでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

#### ○4番（三石 孝君）

今回の上下水道の運営審議会の設置に関する条例なんですけども、そもそも今回審議会を設置するのは、今まではこういう組織というのは全くなく進められてこられたんでしょうかというのが一つと、第3条に委員10名の内容について、3項目に分かれて該当する方を選任されるということですが、大体どういう方が就任されるのかということ、この項目に該当する方はどういう立場の人たちのなのかということをお聞かせください。

3番目に、この委員会は、任期は2年とされてますが、中期計画、また、そういうことに

関して計画的な部分が終わったら解散されるんですか。それとも、常時、この委員会というのは継続されて設置されておくおつもりですか。お答えください。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの御質問ですけれども、今まではそのような計画はなかったのかということですが、21年の3月に波佐見町水道ビジョンという計画をつくっております。ちょうど10年目になります。

メンバーの人選ですけれども、どのようなメンバーかといいますと、学識経験者を1、2名、それと各種諸団体ということで、例えば自治会長会、民生委員会、婦人会、農業関係者、窯業団体を考えております。その他、下水道利用者を考えているところでございます。任期は2年としておりますけれども、再任を妨げない。解散は考えておりません。常設の審議会と考えております。

最初の質問ですけれども、これまでにこういう審議会はあったかと言いますと、それはあっておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今度の審議会条例でございますけれども、先ほど国会のほうで制定されました改正水道法ですか、こちらを見据えてというか、それで準備されてきて国会のほうで制定がなったから、この条例が出されたものと思っておりますし、先日、全協でそのような御回答ございました。マスコミ等で報道されて一番危惧されているのが、いわゆる水道が民有化されると、これがやっぱり一番の危惧で、ほとんどの新聞が民有化の危険性とか、それから安心・安全に水が飲めない、あるいは水道料金、下水道料金が値上がりする、そういったことが挙がっております。この心配はなかろうかとは思いますが、一応、今度の審議内容の中で、第2条に水道事業及び下水道事業の運営に関する事項、水道事業及び下水道事業の財政に関する事項、その他町長が必要と認める事項というふうなことになっておりまして、これはある程度、広域化の話も出ておりますけれども、場合によっては民営化のほうも諮問していただくというふうなことにもなりかねないわけですね。したがって、やっぱり地方都市ではなか

なか民营化には向かないというふうな話もございますけども、本来の目的、第2条に掲げてあるような諮問、この辺はどのようなことか、再度、お願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

先日、国会で水道法改正が可決されましたけども、それについては関係者の責務を明確に  
しなさい、広域連携の推進を図りなさい、適切な資産運営管理を推進しなさい、官民連携の  
推進をしてくださいと、そういう内容になっておりますけども、今回、審議会条例にかけた  
のは、この関係者の責務明確化ということで水道基盤の強化をしなさいということが挙がっ  
ております。これにつきまして、水道基盤の強化をするためには、10年前にも水道ビジョン  
をつくっているんですけども、これは町だけ水道課内でつくってございまして、そのために広  
く町民の意見を取り入れた感じになっておりませんので、今回、水道に関しては厳しい状況  
ということは明らかでありますので、その辺のこともございまして、町民を入れて、学識経験  
者も入れて、代表者の方ですけども、それを入れて一緒にこの基本計画を策定していきたい  
ということをして今回条例にしてございまして、その先に、今後、水道事業の財政、財務とか、  
運営とか、またそういうことが出てくるだろうということで、この審議内容の中に入れてお  
ります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号 波佐見町上下水道事業運営審議会条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第67号

### ○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第67号 東小学校プール改修工事請負契約の変更についてを議題とします。  
本案について内容説明を求めます。

教育次長。

### ○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第67号について説明をいたします。

議案第67号 東小学校プール改修工事請負契約の変更について。

平成30年10月5日付で請負契約を締結した、東小学校プール改修工事について、別紙のとおり変更契約を締結させたため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月10日提出。

提案理由といたしまして、東小学校プール改修工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものであります。

次ページ、別紙をお開きください。

今回の変更ですが、2の契約金額の変更として、現在の契約額7,709万400円に384万8,040円を増額し、変更後の契約額を8,093万8,440円とするものです。

今回の変更については、4点ございます。

一番の要因といたしまして、6月に大阪北部で発生した地震によるブロック塀倒壊に伴い、この東小学校プール敷地を確認したところ、フェンスを支える敷地外周のブロック積みに鉄筋が入っておらず、今後、長期間の使用を鑑みた場合、強度的に不安があることから、1点目としてブロック積みを撤去し、現場打ちのコンクリート擁壁に変更するものです。

そのほか、学校側から要望があった2番目として敷地西側の日よけ屋根の改修、3点目、サブプールの排水を独立して行うための仕切弁配管の追加、4点目として更衣室等の設備改修としてビート板の保管棚追加、散水栓の追加となっております。

なお、11月15日の全員協議会の折に御説明をいたしました駐車場側の目隠しフェンスについては行わないとしておりますのでお知らせをいたします。

以上で議案第67号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

今回も工事途中における契約変更という事態が起こっておるのがこの改修工事の変更の契約の中身だと思いますけども、その1番目に挙げられた、ブロック塀の鉄筋が従来入っておくべき部分が入ってなかった、これはずっと前からいろんな形で出てきた問題であって、これは調査の段階からわからない状況だったんですか。それともしっかり調査をした段階で最初の実施設計等における見積りを算出されたんですか。そこら辺がいつもこういう形で途中で契約変更ということが続いております。しっかりした調査をして当初設計を組み立てるのがあるべき姿だと思うわけですよ。つい最近あっただけじゃなくて前もそうでしたし、続けている分についての感想、お考え、今後のこういう工事に対しての調査、着工前のですね、そこら辺に関してどう思われてるのかお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この東小学校プール改修工事については、平成28年度の設計でございました。その当時は、このブロック塀については社会的にさほど注目をされておりませんでした。私たちが現場等を確認したんですが、ほかのところに意識がありまして、今回、設計の段階ではそこまでの調査等は行っていなかったところでございます。

一方で、今回、このような事件、事故が起こって社会的な着目視点が変われば、当然、私たちはそれに従って調査をするべきでございます。今回も28年度に設計を行って、30年度は単価のスライドのみで発注を行いました。そういった状況でありますので、業者とのやり取りの中でブロック積みはちゃんと点検をしようということで、安全・安心を考えたときに調査をするのが私たちの務めでございますので、今回は変更させていただいているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

私が申し上げているのは、この鉄筋の問題に関しては当然6月の事故等に関してということでございますけども、以前から歴史文化交流館の壁についても鉄筋の問題が最初挙がって、

その対策のために補正を3,000万組まれたと。その中でも、実際、担当部署のほうがそういうふうにならなくてもよさそうなものだと考えるわけです。そこに至って、その後、こういう6月の案件が出たというふうなことおっしゃってますけど、以前からそういうことはあって、他の部署よりもより神経質にそのことに関しては注意深く、思慮深く対応せんばいかんやったっちゃなかですかということをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘はごもっともだと思いますが、繰り返しになりますが、時系列的にタイミングが異なっているということは御理解いただきたいと思います。歴史文化交流館は県との協議の過程で指摘を受けたものでございますが、今回のプールはそういった手続は不要でございます。そういった中で、設計、発注を行って、こういった事件、事故が起こったからには、私たちはそれに基づいてしっかり調査をすべきということで、今回は変更願いをしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

経緯の御説明は確かに伺いましたけども、28年度に設計されたというふうにおっしゃってるわけじゃないですか。発注は30年度でしょう。そこら辺に関して時間がたってるわけですから。その中において、そういう出来事が、先ほど私が申し上げた出来事が実際にあっているわけですよ。ですから、県との話し合いの中で歴史文化交流館は出てきた話だと。建前的にそっちの問題、その中で出てきたからわかったと、こっちは全然違いますよという言い方はおかしいんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

確かに現時点で考えると、そういったことも言えるかもしれませんが。しかしながら、これは繰り返しになりますが、やはり私たちとすれば現場でそういった複数の目で見ると新たに分かった問題点についてはしっかり対応させていただきたいと思います。今回もやはり発注をして、業者等から、もしかしたら鉄筋が入ってませんということで御指摘を受けて、そして現場をちょっとはつってみてくださいということで私が指示をしました。そういったことをしっかり行ってしっかりと施設をつくっていくのが私たちの責務だと思っております。

ので、御理解をお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号 東小学校プール改修工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第68号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第13. 議案第68号 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第68号 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の2第1項の規定により、佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を別紙のとおり締結することに関し、佐世保市と協議することについて議会の議決を求めます。

提案理由でございます。佐世保市及び波佐見町におけます連携中枢都市圏形成に係ります連携協約の締結について佐世保市と協議することに関し、地方自治法第252条の2第3項の

規定により提案するものでございます。

別紙をごらんください。

御存じのとおり、連携中枢都市圏構想推進要綱によりまして、西九州させば広域都市圏は、中核都市でございます佐世保市を中枢都市として長崎県9市町、佐賀県の2つの市町からなる連携中枢都市圏を形成するものであり、本日御提案しております連携協約については佐世保市と波佐見町との連携内容をお示しするものでございます。

連携協約は全6条の構成となっており、第1条に目的といたしまして佐世保市と波佐見町が中長期に連携して、まず一つ目、経済成長の牽引、二つ目に高次の都市機能の集積強化、三つ目に生活関連機能サービスの向上を図ることで、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らせる圏域を形成することとしております。

以降は、2条に基本方針、3条に連携する取り組みと役割分担、4条に費用負担、第5条に協議、第6条に変更及び廃止についてそれぞれ述べております。

特に第3条の連携する取り組みにつきましては、先ほど申しました三つの大きな目的に大別して別表として記載してございます。

なお、協約の施行は平成31年4月1日からとなっております。どうぞ御審議方よろしくお願いたします。

**○議長（今井泰照君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

**○4番（三石 孝君）**

別紙のほうの第4条に費用負担というふうなことが挙がっています。これはこれから進められる事業別にその都度協議をしながら負担額、費用負担については決定するという理解のほうでよろしいですか。

**○議長（今井泰照君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（前川芳徳君）**

そのとおりでございます。

**○議長（今井泰照君）**

ほかに質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

そういたしますと、その都度、この連携に伴う事業負担については予算計上または補正予算を組みながら進めるという形になるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、新年度の予算に関してましては現在協議を進めております個別の事業について、それぞれの負担割合とございますか、もう協議も進めておりまして、新年度につきましては当初予算に反映できるのではないかなというふうに思っております。それ以降につきましては、それぞれの協議の中でどの程度の事業を行うかによりまして額は変わってまいります、可能な限り当初予算に反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

30年10月15日最終とする連携事業の整理一覧表というのがあるわけですが、これは佐世保市とそれぞれの市町が連携するという内容かと思いますが、この中で3ページの下の方に婚活サポート事業というのがあるわけですね。連携事業の整理一覧表というのがあるかと思いますが、いっぱい項目が書いた内容ですが、この中の3ページですが、婚活サポート事業というのがありまして、これには4市町ほど入っておりますが、本町はこの中には入っていないわけですが、これから除外された理由というのはいかがでしょうか。婚活事業は非常に重要なことかと思っておりますけれども。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは個別の事業について協議を進めている段階におきまして、本町におきましては、県のシステムのほうにも加入しておりますし、あえてこの佐世保市との中に組み込んで連携して行うまで及ばないだろうという担当の判断でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

非常に重要なことですので、重複して連携しても支障はないかと思いますが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

既にこれまでの議会の中でも答弁いたしておりますが、県におきましてお見合いサイト、そういったものの活用もできております。それから、それぞれの端末を市町村でも管理できるようにとなっておりますので、あえてここで、例えば佐世保市で開いてもそこに皆さんが参加していただけるのかというふうなものもございますので、それであれば町独自で開いてより広く呼び掛けてしたほうがより効果的ではないかなという判断のもとで参加しないということで、これは東彼3町ともそういった意見で合意形成を図っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号 佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第14. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（今井泰照君）**

異議なしと認めます。

よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成30年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員